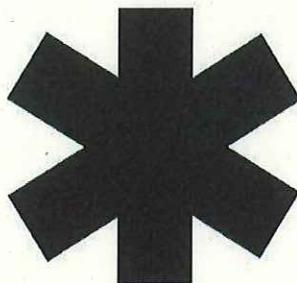


平成 28 年度

# 松江市水防計画



松江市

# 目 次

## 第1章 総 則

第1節	水防計画の目的	1
-----	---------	---

## 第2章 水防組織

第1節	水防の責任	1
-----	-------	---

第2節	水防本部	1
-----	------	---

第3節	水防本部各班の業務	1
-----	-----------	---

第4節	水防隊	1
-----	-----	---

第5節	水防関係機関	1
-----	--------	---

## 第3章 水防に関する観測システム・通信設備

第1節	雨量・水位の観測及び水防情報	2
-----	----------------	---

第2節	水位観測地点及び水位到達情報伝達系統	2
-----	--------------------	---

第3節	通信設備	2
-----	------	---

## 第4章 水防体制

第1節	水防の体制	2
-----	-------	---

第2節	体制別連絡系統	2
-----	---------	---

第3節	風水害対策動員計画	2
-----	-----------	---

第4節	警察署との連携	3
-----	---------	---

第5節	河川管理者（国・島根県）及び水防関係機関等との連携	3
-----	---------------------------	---

第6節	水防資材器具等	3
-----	---------	---

## 第5章 水防活動

第1節	気象・津波状況連絡	3
-----	-----------	---

第2節	水位の観測及び伝達	4
-----	-----------	---

第3節	水位周知	4
-----	------	---

第4節	水門・樋門・堰・ダムの操作	5
-----	---------------	---

第5節	水防警報	5
-----	------	---

第6節	水防措置	5
-----	------	---

第7節	水防活動	6
-----	------	---

第8節	優先通行等標識	7
-----	---------	---

第9節	立ち退きの指示	7
-----	---------	---

第10節	河川管理者の協力	7
------	----------	---

第11節	記録・報告	8
------	-------	---

## 第6章 重要水防区域及び危険な箇所

9

## 第7章 市街地浸水対策（水防活動）における対応

9

## 第8章 水防訓練等

9

## 附属資料（別表編）

別表 1	水防本部の組織図	10
別表 2	水防本部各班の業務	11
別表 3-1	水防隊・消防車両編成表	13
別表 3-2	水防隊配置表	14
別表 4	水防関係機関一覧表	15
別表 5	雨量・水位観測システム及び水防情報	16
別表 6	水位観測地点及び水位到達情報伝達系統図	17
別表 7	水防体制の運用基準	18
別表 8-1	体制別連絡系統図 注意体制	19
別表 8-2	体制別連絡系統図 準備体制	20
別表 8-3	体制別連絡系統図 警戒体制	21
別表 9	風水害対策動員計画表	22
別表 10	風水害に関する協定・覚書締結団体一覧表	25
別表 11-1	水防資材器具 国土交通省 出雲河川事務所	26
別表 11-2	水防資材器具 島根県 松江県土整備事務所	26
別表 11-3	災害対策用機械配置一覧表 国土交通省・島根県	27
別表 11-4	水防備蓄資材器具明細表	30
別表 12	水防用車両配置一覧表	32
別表 13-1	水防に関する気象等警報・注意報の種類及び発表基準	33
別表 13-2	水防に関する津波警報・注意報の種類及び発表基準	34
別表 13-3	水防に関する特別警報の種類及び発表基準	34
別表 14	気象等警報・注意報、特別警報伝達系統図	35
別表 15-1	堰一覧表	36
別表 15-2	水門・桶門・簡易ゲート一覧表	37
別表 15-3	陸閘一覧表	42
別表 15-4	ダム一覧表	43
別表 15-5	ダム通報系統図	43
別表 16-1	水防警報の種類と条件 斐伊川（宍道湖・大橋川）	44
別表 16-2	水防警報の種類と条件 斐伊川（境水道・中海）	45
別表 16-3	水防警報の種類と条件 斐伊川（意宇川）	46
別表 16-4	水防警報伝達系統図	47
別表 17	河川決壊時の通報系統図	48
別表 18	優先通行等標識	49
別表 19	避難時の伝達系統図	50
別表 20	避難場所一覧表	51
別表 21-1	重要水防区域一覧表	55
別表 21-2	危険な箇所一覧表（境水道・中海・大橋川・宍道湖・県河川）	56
別表 21-3	重要水防箇所評定基準（国土交通省管理河川・島根県関係）	72
別表 22	土のう積越流防止対策	74

## 附属資料（資料編）

資料 1	松江市水防要図	75
資料 2	島根県水防図(松江支部管内)	76
資料 3	松江市街地浸水対策 施設整備概要図	78
資料 4	松江市街地浸水対策 橋北【黒田西原・黒田地区】実施済	79
資料 5	大橋川【越流対策】実施済	80
資料 6	大橋川【逆流防止施設】実施済	81
資料 7	天神川【逆流防止施設】	82
資料 8	土のう積箇所図（大橋川沿い）	83
資料 9	天神川水門資料	84
資料 10	松江市水防協議会条例	85
資料 11	松江市水防協議会運営要綱	86
資料 12	松江市水防協議会委員・幹事名簿	87
資料 13	水位周知 国土交通省管理河川(島根県水防計画第 19 号表)	88
資料 14	水位周知 国土交通省管理河川(島根県水防計画第 20 号表)	88
資料 15	水位周知 県管理河川(島根県水防計画第 23 号表)	89
資料 16	島根県水防活動報告様式(島根県水防計画第 35 号表)	92

# 第1章 総 則

## 第1節 水防計画の目的

この計画は、松江市における洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するとともに公共の安全、民心の安定を図ることを目的として、市内の各河川に対する水防上必要な監視、警戒及び樋門等の操作、消防機関及び水防隊の活動並びに水防上必要な器具、資材及び設備の整備運用等について水防法(昭和24年法律第193号)第33条の規定に基づいて定めたものである。

# 第2章 水防組織

## 第1節 水防の責任

### 1 市の水防責任

市長は、市の区域内における水防体制と組織の確立、強化を図り、水防を十分に果たすべき責任を有する。

国土交通大臣又は島根県知事から浸水想定区域<sup>注1</sup>の指定があったときは、松江市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
  - イ 地下街等
  - ロ 要配慮者<sup>注2</sup>利用施設
  - ハ 大規模な工場その他の施設(申し出があった施設に限る)

### 2 住民の水防義務

市内に居住する者又は水防の現場にある者は、市長から出動の要請があればこれに協力し、水防に従事しなければならない。

## 第2節 水防本部

市長は、水防警報の発表があったとき又は水防活動が必要と認めたときは、防災安全部防災安全課内に別表1の水防本部を設置する。

## 第3節 水防本部各班の業務

水防本部各班の業務は、別表2のとおりとする。

## 第4節 水防隊

水防隊は、消防団の組織とし、別表3-1のとおり編成し、別表3-2のとおり配置するものとする。

## 第5節 水防関係機関

水防関係機関一覧は、別表4のとおりである。

注1 洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、河川整備の計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域。

注2 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要するもの

## 第3章 水防に関する観測システム・通信設備

### 第1節 雨量・水位の観測及び水防情報

雨量・水位観測システム及び水防情報は、別表5のとおりである。

### 第2節 水位観測地点及び水位到達情報<sup>注3</sup>伝達系統

水位観測地点及び当該箇所からの水位到達情報伝達系統は別表6のとおりとする。

### 第3節 通信設備

通信連絡は、次の通信設備を利用して迅速に行う。

#### (1) 水防機関連絡システム

- ①防災行政無線(移動系)
- ②県防災行政無線
- ③固定電話
- ④衛星携帯電話
- ⑤消防通信施設
- ⑥衛星電話[地域衛星通信ネットワーク(ラスコム)]

#### (2) 住民伝達システム

- ①防災行政無線(同報系)(屋外スピーカー)
- ②屋内告知端末(お知らせ君)
- ③防災メール
- ④ホームページ
- ⑤ツイッター
- ⑥ケーブルテレビ

## 第4章 水防体制

### 第1節 水防の体制

市長は、県又は松江地方気象台から水防に関する気象等予警報の連絡があったとき、その状況に応じ次の水防体制をとるものとし、その運用は別表7のとおりとする。

#### (1) 注意体制

水防関係各課は、注意体制勤務を行い、必要な河川の水位観測を実施する。

#### (2) 準備体制

水防関係各課は、準備体制勤務を行い、都市排水及び農耕地排水施設管理者に対し、排水作業等の要請を行う。

#### (3) 警戒体制

水防本部を設置するとともに、水防各班は、警戒体制勤務を行う。

なお、状況により避難の勧告・指示及び災害体制移行の準備を行う。

#### (4) 災害体制

松江市地域防災計画に基づく災害体制勤務を行う。

### 第2節 体制別連絡系統

体制別の連絡系統は、別表8-1、8-2、8-3のとおりとする。

### 第3節 風水害対策動員計画

体制別の職員動員計画は、別表9のとおりとする。なお、必要に応じ他の部課の職員を動員するものとする。

注3 水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川においてあらかじめ定めた氾濫危険水位(特別警戒水位)、氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報のほか、氾濫発生情報のことをいう。

#### 第4節 警察署との連携

市長は、松江警察署長と密接な連絡をとり、水防のため必要があると認めるときは、警察官の出動を要請するものとする。

#### 第5節 協力及び応援

##### 1 河川管理者（国・島根県）及び水防関係機関等との連携

###### (1) 水防連絡会

市は、国土交通省出雲河川事務所等が開催する水防連絡協議会等に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水、津波又は高潮余警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮における越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

###### (2) ホットライン

市は、河川の水位状況については国土交通省出雲河川事務所及び島根県河川課、松江県土整備事務所とのホットラインにより、また、気象状況については松江地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

##### 2 企業等との連携

市長は、別表10に掲げる風水害に関する協定・覚書締結団体に対して、積極的に情報提供を行うとともに、水防のため必要があると認めるときは、各協定・覚書内容により応援要請を行うものとする。

#### 第6節 水防資材器具等

##### 1 国土交通省の水防資材器具及び災害対策用機械

国土交通省の水防資材器具及び災害対策用機械の使用を必要とする場合は、市長は、中国地方整備局出雲河川事務所長に要請する。（別表11-1、11-3）

##### 2 県の水防資材器具及び災害対策用機械

県の水防資材器具及び災害対策用機械の使用を必要とする場合は、市長は、松江県土整備事務所長に要請する。（別表11-2、11-3）

##### 3 市の水防資材器具

市の水防資材器具は、別表11-4のとおり保有する。

##### 4 水防用車両

輸送のための市関連機関保有車両、島根県及び国土交通省の保有する車両は別表12のとおりである。

### 第5章 水防活動

#### 第1節 気象・津波状況連絡

##### 1 気象等警報・注意報、特別警報の発表

松江地方気象台は次の基準に該当すると予想した場合、気象等警報及び注意報を発表する。

(1) 水防に関する気象等警報・注意報の種類及び発表基準 別表13-1

(2) 津波警報・注意報の種類及び発表基準 別表13-2

(3) 水防に関する特別警報の種類及び発表基準

別表 13-3

## 2 気象等警報・注意報、特別警報の伝達系統

水防に関する気象等警報・注意報、水防に関する特別警報の伝達は、別表 14 のとおりとする。

津波警報・注意報等の津波情報等の伝達は、津波避難計画に別に定める。

## 第 2 節 水位の観測及び伝達

市長は、水防に関する気象等予警報を受け、必要と認めたときは、次の事項について水位の観測を実施するものとする。

(1) 水防団待機水位、はん濫注意水位、避難判断水位及びはん濫危険水位に達した時刻とそれぞれの水位に下降した時刻

(2) 水防団待機水位以上に達した場合、1 時間ごとの水位

水位観測地点及び各水位、水位情報等の伝達系統は別表 6 のとおりとする。

## 第 3 節 水位周知

松江市の区域における水位周知河川<sup>注4</sup>は、次のとおりである。

### 1 国土交通省管理河川の水位周知

#### (1) 区域及び発表担当者

①水 系：斐伊川

河川名：斐伊川 大橋川・宍道湖

観測所：松江（白潟本町）

発表担当者：国土交通省出雲河川事務所長

発表の様式：島根県水防計画（資料 13）第 19 号表

②水 系：斐伊川

河川名：斐伊川 境水道・中海

観測所：中海湖心（八束町八束）

発表担当者：国土交通省出雲河川事務所長

発表の様式：島根県水防計画（資料 14）第 20 号表

#### (2) 水位到達情報伝達系統

水位到達情報が発せられたときの伝達系統は、別表 6 のとおりとする。

### 2 県管理河川の水位周知

#### (1) 区域及び発表担当者

水 系：斐伊川

河川名：意宇川

区 域：左岸<sup>注5</sup> 八雲町日吉（八雲大橋）から富士見町（河口）まで

区 域：右岸<sup>注5</sup> 八雲町日吉（八雲大橋）から意宇町（河口）まで

観測所：神納橋（八雲町日吉）・出雲郷（東出雲町出雲郷）

発表担当者：水防松江支部長

発表の様式：島根県水防計画（資料 15）第 23 号表 1~6

#### (2) 水位到達情報伝達系統

水位到達情報が発せられたときの伝達系統は、別表 6 のとおりとする。

注 4 國土交通大臣又は知事が、洪水により國民經濟上重大又は相當な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。國土交通大臣省又は知事県の機關は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

注 5 河川の上流から下流に向かって見たときに、右側の岸を右岸、左側の岸を左岸とする。

#### 第4節 水門・樋門・堰・ダムの操作

水門・樋門・堰・ダムの管理者は、操作規則等に基づき管理及び操作を行うものとする。

市長は、これらの施設の規模、能力等を熟知するとともに、施設管理者との連絡を密にし、緊急時に對応できる対策を確立しておくものとする。

- |                  |         |
|------------------|---------|
| 1 堰一覧表           | 別表 15-1 |
| 2 水門・樋門・簡易ゲート一覧表 | 別表 15-2 |
| 3 陸閘一覧表          | 別表 15-3 |
| 4 ダム一覧表          | 別表 15-4 |
| 5 ダム通報系統図        | 別表 15-5 |

#### 第5節 水防警報

水防警報とは、国土交通大臣又は島根県知事が、洪水・津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川・湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は県の機関が、洪水・津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表である。

1 松江市の区域における国土交通大臣が行う水防警報は、次のとおりである。

(1) 水防警報指定河川、区域及び発表担当者

水 系：斐伊川

河川名：斐伊川

区 域：左岸 雲南市木次町下熊谷 126 番の 5 地先から海まで

区 域：右岸 雲南市木次町西日登 2452 番の 3 地先から海まで

発表担当者：国土交通省出雲河川事務所長

(2) 水防警報の種類と条件

水防警報の種類と条件は、別表 16-1、16-2 のとおりとする。

(3) 水防警報伝達系統

水防警報が発せられたときの伝達系統は、別表 16-4 のとおりとする。

2 松江市の区域における島根県知事が行う水防警報は、次のとおりである。

(1) 水防警報指定河川、区域及び発表担当者

水 系：斐伊川

河川名：意宇川

区 域：左岸 八雲町日吉（八雲大橋）から富士見町（河口）まで

区 域：右岸 八雲町日吉（八雲大橋）から意宇町（河口）まで

発表担当者：水防松江支部長

(2) 水防警報の種類と条件

水防警報の種類と条件は、別表 16-3 のとおりとする。

(3) 水防警報伝達系統

水防警報が発せられたときの伝達系統は、別表 16-4 のとおりとする。

#### 第6節 水防措置

## 1 警戒区域の設定

市長は、水防上緊急の必要がある場所においては、水防活動等の円滑を図るため警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入を禁止若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

## 2 措置

市長は、水防上危険と認められる箇所があれば、直ちにその河川の管理者に連絡し共同して措置をとるものとする。

## 3 非常措置

市長は、次の場合に他の消防機関又はその他へ応援を求める等の水防に必要な処置を講じ、被害を最小限度に止めなければならない。

(1) 堤防が決壊したとき

(2) 越水・溢水<sup>注6</sup>若しくは異常な漏水<sup>注7</sup>が発生したとき及びこれに準ずる非常事態が発生したとき

(3) 河川の水位が危険水位以上に達したとき

## 4 決壊等の通報

堤防その他施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき、あるいは決壊のおそれがあるときは、市長は直ちにこれを別表17のとおり水防関係者に通報するものとする。

## 5 通報事項

市長は、次の場合に松江県土整備事務所長に通報するものとする。

(1) 堤防等に異常を発見したとき(これに関する措置を含む)

(2) 水防機関が出動したとき

(3) 水防活動を開始したとき

(4) 水防活動を終了したとき

# 第7節 水防活動

## 1 水防活動の開始

(1) 水防に関する気象等予警報を受けたとき、又は洪水の危険が予測されるときは、市長は水防の体制に従い水位及び堤防の監視をし、警戒体制につくとともに、必要な人員を配置にけるものとする。

(2) 水防警報又は気象等警報が発せられたとき、はん濫注意水位に達したときは、水防隊は何時でも出動できるように出動準備を整えるものとする。

## 2 水防監視所の設置

警戒を要する期間中、市長は適当な箇所に監視所を設け、別表18による標旗をもってこれを表示するとともに、松江県土整備事務所長に報告するものとする。

## 3 水防活動

水防活動は、水防班長の指揮に従い、規律統制ある団体行動のもとに水防資材器具を活用し、迅速確実に行わなければならない。

なお、水防活動に従事する者は、ライフジャケットを着用し自身の安全を確保した上で、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状況で活動にあらなければならない。

注6 川などの水があふれ出ること。堤防がないところでは「溢水」、堤防のあるところでは「越水」を使う。

注7 河川の水位が上がることにより、その水圧で堤防や地盤の中に水みちができて、川の水が漏れること。漏水した状態が長時間続くと堤防が弱くなり、危険性が高まる。

#### 4 水防の解除

市長は、気象等予警報が解除されたとき、水位が水防団待機水位以下に低下して警戒の必要がなくなったとき、又は松江県土整備事務所長から水防警報解除の通知を受けたとき等、一連の水防活動が終了したときは水防体制を解除するとともにこれを一般に周知することとする。

#### 第8節 優先通行等標識

水防のため出動する優先通行車両の標識及び水防業務従事者の着用する腕章は、別表18のとおりとする。

#### 第9節 立ち退きの指示

##### 1 指示

市長は、洪水、津波又は高潮によってはん濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示するものとする。この場合は、松江県土整備事務所長及び松江警察署長に、その旨を連絡しなければならない。

##### 2 避難の伝達及び誘導

居住者に避難のため立ち退きを指示し、又はその準備を行わせる場合は、別表19の方法により速やかに伝達する。

また、避難先は別表20のとおりとし、あらかじめ関係居住者に周知を行い、避難に際しては最も安全な経路を選び、誘導者を付け誘導するものとする。ただし、津波の場合は、別に定める津波避難計画に基づき行動するものとする。

#### 第10節 河川管理者の協力

##### 1 中国地方整備局出雲河川事務所

河川管理者（中国地方整備局出雲河川事務所長）は、自らの業務に照らし可能な範囲で、松江市が行う水防のための活動に次の協力をを行う。

(1) 河川に関する情報の提供

(2) 沔濫想定地点毎の氾濫水到達市町村への事前提示、及び水防管理者から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者の提示

(3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水、若しくは異常な漏水が発生したとき、河川管理者による関係者及び一般への周知

(4) 重要水防箇所の合同点検の実施

(5) 松江市が行う水防訓練への参加

(6) 松江市の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際しての河川管理者の応急復旧又は備蓄資機材の提供

(7) 松江市及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際しての、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

行う水防のための活動に次の協力をを行う。

- (1) 松江市に対して、河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 松江市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 松江市および水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

<松江市に対して提供する河川に関する情報>

雨量・水位のデータ提供

・島根県水防情報 (<http://www.bousai-shimane.jp/uryousuui/pc/ssim0101g.html>)

河川映像データの提供

・島根県水防情報 (<http://www.bousai-shimane.jp/uryousuui/pc/ssim0101g.html>)

## 第 11 節 記録・報告

### 1 記録

市長は、消防職員又は水防隊員が出動したときは、次に掲げる事項を記録して保管するとともに、水防記録を作成してこれを保管するものとする。

- (1) 警戒の出動及び解散命令の時刻並びに出動時刻
- (2) 出動水防作業員の氏名
- (3) 堤防等水防の対象物の箇所、種類、延長及びこれに対する処置とその結果
- (4) 使用資材及び数量
- (5) 破損した器具、資材及び数量
- (6) 警戒中の観測水位
- (7) 水防法第 24 条の規定により、水防に従事させた者の住所、氏名、出動時間及びその事由
- (8) 公用負担又は購入した資材、器具及びその数量、使用場所、並びに使用の事由
- (9) 処分した障害物の数量、除去場所及びその理由
- (10) 土地を一時使用したときは、その箇所、所有者の氏名及びその事由
- (11) 水防活動中、死傷又は疾病にかかった者の氏名及びその手当の状況
- (12) 避難を指示した時刻及び事由
- (13) 支出費の明細
- (14) その他記録を必要とする事項

### 2 報告

水防が終了したとき、市長は、速やかに『水防活動報告様式』(島根県水防計画(資料 16) 第 35 号表により、松江県土整備事務所を経由して島根県知事に報告する。

## 第 6 章 重要水防区域及び危険な箇所

### 1 重要水防区域

重要水防区域は、松江市の行政区域において、過去の増水により甚大な被害があり

今後もそのおそれが大きい区間又は堤防が決壊した場合にその堤防の背後地及び下流に甚大な被害を与えると予想される区間で、次の基準に従い定めた区域である。

- (1)既往水害で被災し、未復旧の区間
  - (2)未改修河川で過去に水があふれた箇所、浸水した区間
  - (3)既設堤防護岸が低く、日雨量 100 mm 又は時間雨量 30 mm 以上となった場合、水があふれる箇所、浸水のおそれがある区間
  - (4)土石流の顕著な河川で、河床埋没のため決壊のおそれがある区間
  - (5)水衝部<sup>注8</sup>であって、洪水時に基礎部が急激に深掘れ<sup>注9</sup>し、決壊のおそれがある区間
  - (6)改修・復旧済であるが、万一決壊すれば重大な被害をもたらすことが予想される区間
  - (7)堤防兼用重要道路で、被災すれば交通上重要な支障をもたらすことが予想される区間
- 松江市内の設定箇所は別表 21-1 のとおりである。

## 2 危険な箇所

危険な箇所は、洪水及び高潮に伴い水があふれる箇所、漏水または深掘れ等により決壊のおそれがある箇所で、別表 21-3 の基準により定めた箇所である。

松江市内の設定箇所は別表 21-2 のとおりである。

## 第7章 市街地浸水対策（水防活動）における対応

平成 18 年 7 月豪雨災害を受け、松江市街地の水防活動において 2.0m までの越流防止対策を次により実施するものとする。

- (1)土のう積工の施工等を、水防隊による水防活動及び「災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づき実施する。（別表 22）
- (2)水防活動及び「災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づき実施する基準は下記のとおりとする。

待機 大橋川（松江観測所）水位 0.80m

出動 大橋川（松江観測所）水位 1.20m

## 第8章 水防訓練等

市長は、毎年 1 回以上、市の定める要領により水防訓練を行うものとする。

また、毎年、増水期前に水防関係機関と危険箇所の現地確認を行うものとする。

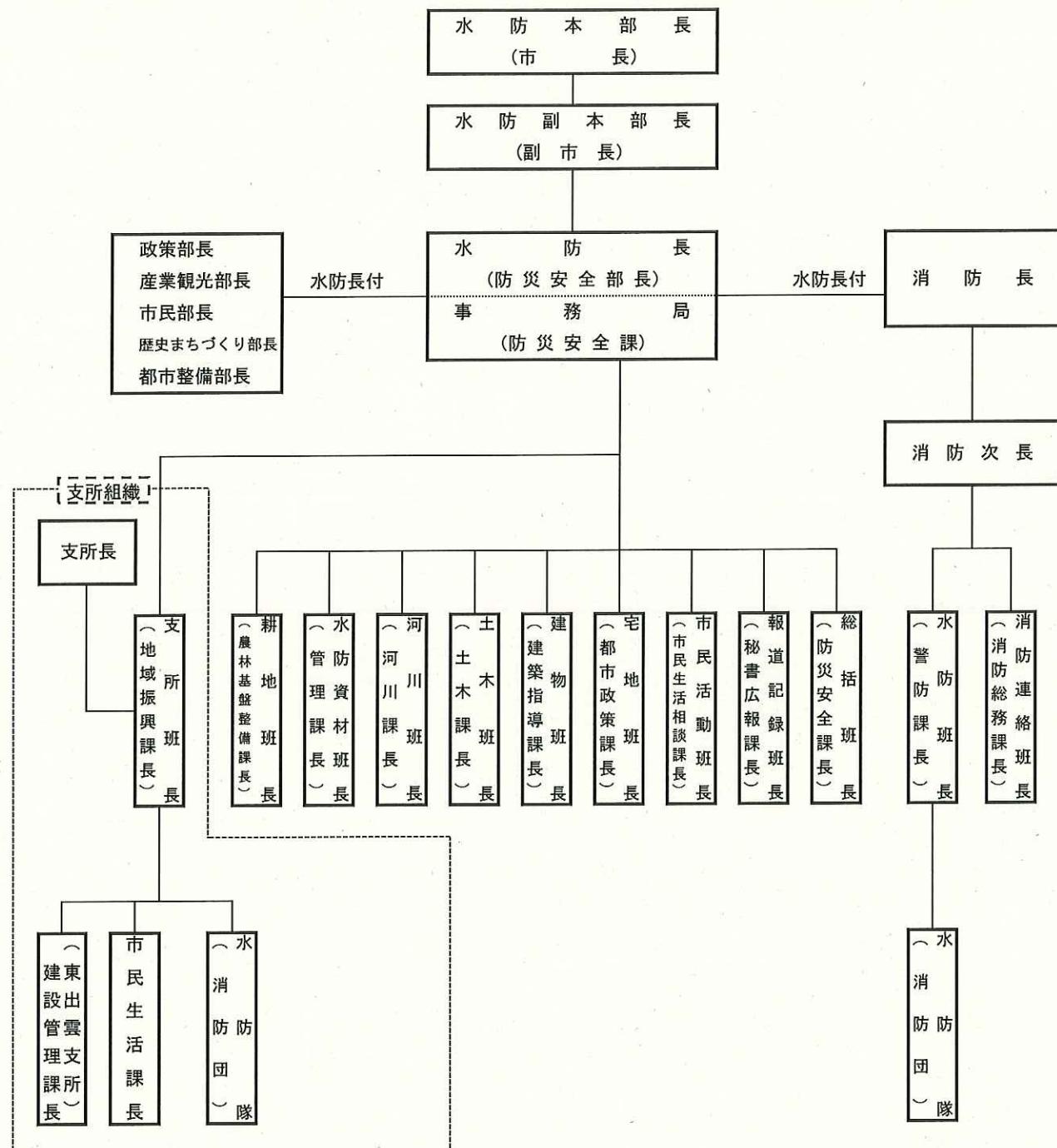
注 8 河川の湾曲部などで水の流れが強くあたる箇所。

注 9 激しい流れや波浪などにより、堤防の表法面（川側斜面）の土が削り取られる現象。

附 屬 資 料  
(別表編)

別表1

## 水防本部の組織図



別表2

## 水防本部各班の業務

班 名	業 務
総 括 班 (防災安全課)	(1)水防計画の企画運用に関すること。 (2)水防協議会の運営に関すること。 (3)水防一般、庶務、経理の総括に関すること。 (4)水防本部の設置運営に関すること。 (5)水防関係機関への連絡に関すること。
報 道 記 録 班 (秘書広報課)	水防情報、指示等の報道機関への広報及び記録に関すること。
市 民 活 動 班 (市民生活相談課)	FAX等を使った、自治会・町内会などへの水防情報、指示等の広報に関すること。
耕 地 班 (農林基盤整備課)	耕地排水のための水門、樋門及び排水機の操作に関すること。
土 木 班 (土木課)	(1)水防活動及び水防工法の指導に関すること。 (2)水防資材器具、車両等の調達確保及び輸送に関すること。
河 川 班 (河川課)	(1)都市排水のための水門、樋門及び排水機等の操作に関すること。 (2)水防活動及び水防工法の指導に関すること。
水 防 資 材 班 (管理課)	(1)水防資材器具、車両等の調達確保及び輸送に関すること。 (2)道路の安全通行等の確保に関すること。
宅 地 班 (都市政策課)	宅地被災情報収集に関すること。
建 物 班 (建築指導課)	建物被災情報収集に関すること。
消 防 連 絡 班 (消防本部消防総務課)	(1)松江市消防本部への連絡に関すること。 (2)水防隊の水防活動に関する記録、保管及び報告に関すること。
水 防 班 (消防本部警防課)	(1)水防情報の収集、連絡に関すること。 (2)水防隊に関すること。 (3)水防活動に関すること。 (4)避難誘導に関すること。 (5)人命救助、捜索に関すること。 (6)水防情報、指示等の住民広報に関すること。 (7)河川の水位観測等巡視、警戒に関すること。 (8)被害の現地調査に関すること。

班 名	業 務
支 所 班 ( 地 域 振 興 課 )  〔 東出雲支所においては 地域振興課・建設管理課 〕	<p>(1) 支所水防組織の設置運営に関すること。</p> <p>(2) 水防関係機関への連絡に関すること。</p> <p>(3) 水防情報、指示等の住民広報および記録に関すること。</p> <p>(4) 耕地排水のための水門、排水機の操作に関すること。</p> <p>(5) 水防活動および水防工法の指導に関すること。</p> <p>(6) 都市排水のための水門、樋門および排水機等の操作に関すること。</p> <p>(7) 水防資材器具、車両等の調達確保および輸送に関すること。</p> <p>(8) 道路の安全通行等の確保に関すること。</p> <p>(9) 宅地被災情報収集に関すること。</p> <p>(10) 建物被災情報収集に関すること。</p> <p>(11) 水防隊の水防活動に関する記録、保管及び報告に関すること。</p> <p>(12) 水防情報の収集、連絡に関すること。</p> <p>(13) 水防隊に関すること。</p> <p>(14) 水防活動に関すること。</p> <p>(15) 避難誘導に関すること。</p> <p>(16) 人命救助、捜索に関すること。</p> <p>(17) 河川の水位観測等巡視、警戒に関すること。</p> <p>(18) 被害の現地調査に関すること。</p> <p>(19) 本庁との連絡・調整に関すること。</p>

別表3-1

## 水防隊・消防車両編成表

平成28年4月1日現在

区分		団本部	松江橋北方面団	松江橋南方面団	鹿島方面団	島根方面団	美保関方面団	八雲方面団	玉湯方面団	宍道方面団	八東方面団	東出雲方面団	計
人員(人)	団長	1											1
	副団長	2											2
	方面団長(副団長)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
	方面副団長(副団長)		2	2	3	2	3	2	2	2	2	3	23
	分団長	1	10	7	4	3	5	2	1	2	2	3	40
	副分団長	1	10	7	4	3	5	2	5	2	2	3	44
	班長	2	46	24	28	29	38	16	14	18	16	24	255
	団員	13	307	133	208	189	250	105	93	186	122	125	1,731
	計	20	376	174	248	227	302	128	116	211	145	159	2,106
消防車両(台)	消防ポンプ自動車		4	4	2	0		0	2	2		1	15
	小型動力ポンプ付積載車		19	8	12	15	11	8	5	7	8	12	105
	小型動力ポンプ	4	1		0		16	5	0	0	0	0	26
	計	4	24	12	14	15	27	13	7	9	8	13	146

別表3-2

## 水防隊配置表

平成28年4月1日現在

区分	地域	対応水防隊	主対応分団
重要水防区域	意宇川	松江橋南方面団 174名	大庭・竹矢分団
		八雲方面団 128名	岩坂分団
		東出雲方面団 159名	出雲郷分団
	朝酌川	松江橋北方面団 376名	川津・朝酌・持田分団
		宍道方面団 211名	来待分団
	大橋川	松江橋北方面団 376名	橋北・川津・朝酌分団
		松江橋南方面団 174名	橋南・津田・竹矢分団
	宍道湖	松江橋北方面団 376名	橋北・法吉・生馬・古江・秋鹿・大野分団
		松江橋南方面団 174名	橋南・乃木分団
		玉湯方面団 116名	玉湯分団
		宍道方面団 211名	宍道・来待分団
要水防区域	境水道	美保関方面団 302名	森山分団
	佐陀川	松江橋北方面団 376名	生馬・古江分団
		鹿島方面団 248名	佐太・講武分団
	北田川	松江橋北方面団 376名	法吉分団
	馬橋川	松江橋南方面団 174名	津田・古志原・大庭分団
	草野川	松江橋北方面団 376名	大野分団
高潮地区	日本海沿岸	松江橋北方面団 376名	秋鹿・大野分団
		鹿島方面団 248名	恵曇・御津分団
		島根方面団 227名	大芦・加賀・野波分団
		美保関方面団 302名	千酌・片江・七類・美保関・森山分団
	中海沿岸	八東方面団 145名	八東北・八東南分団
		松江橋北方面団 376名	朝酌・本庄分団
		松江橋南方面団 174名	竹矢分団
		東出雲方面団 159名	出雲郷・揖屋・意東分団

別表4

## 水防関係機関一覧表

### ● 国の機関

機関名	所在地	担当課名	電話	FAX
国土交通省出雲河川事務所	出雲市塩冶有原町5-1	防災情報課	0853 21-1850	0853 21-2878
国土交通省出雲河川事務所 大橋川出張所	東津田町2338		22-2280	25-8122
国土交通省出雲河川事務所 中海出張所	安来市東赤江町福井1637		0854 23-7433	0854 23-0789
松江地方気象台	西津田7-1-11		21-4958	21-6656
第八管区海上保安本部 境海上保安部	境港市昭和町9-1	警備救難課	0859 42-2531	0859 42-2533

### ● 県の機関

島根県水防本部	殿町1	土木部河川課	22-6363	22-6356
島根県水防松江支部	東津田町1741-1	松江県土整備事務所 総務課	32-5720	32-5763
防災危機管理課	殿町1	防災グループ	22-5885	22-5930

### ● 県警本部、警察署

島根県警察本部	殿町8-1	警備第二課	26-0110	31-4825
松江警察署	袖師町5-10	警備課	28-0110	23-7359 (当直室)

### ● 鉄道、通信、電気

西日本旅客鉄道(株)米子支社	米子市弥生町2	施設課	0859 32-8105 夜・休日 (施設指令) 0859 32-6383	0859 32-5830 夜・休日 (施設指令) 0859 31-5378
西日本電信電話(株)島根支店	東朝日町102	災害対策室	20-7695	20-7921
中国電力(株)島根支社	母衣町115	島根支社総務担当	27-1113 夜・休日 54-0505	32-0620 夜・休日 60-5643

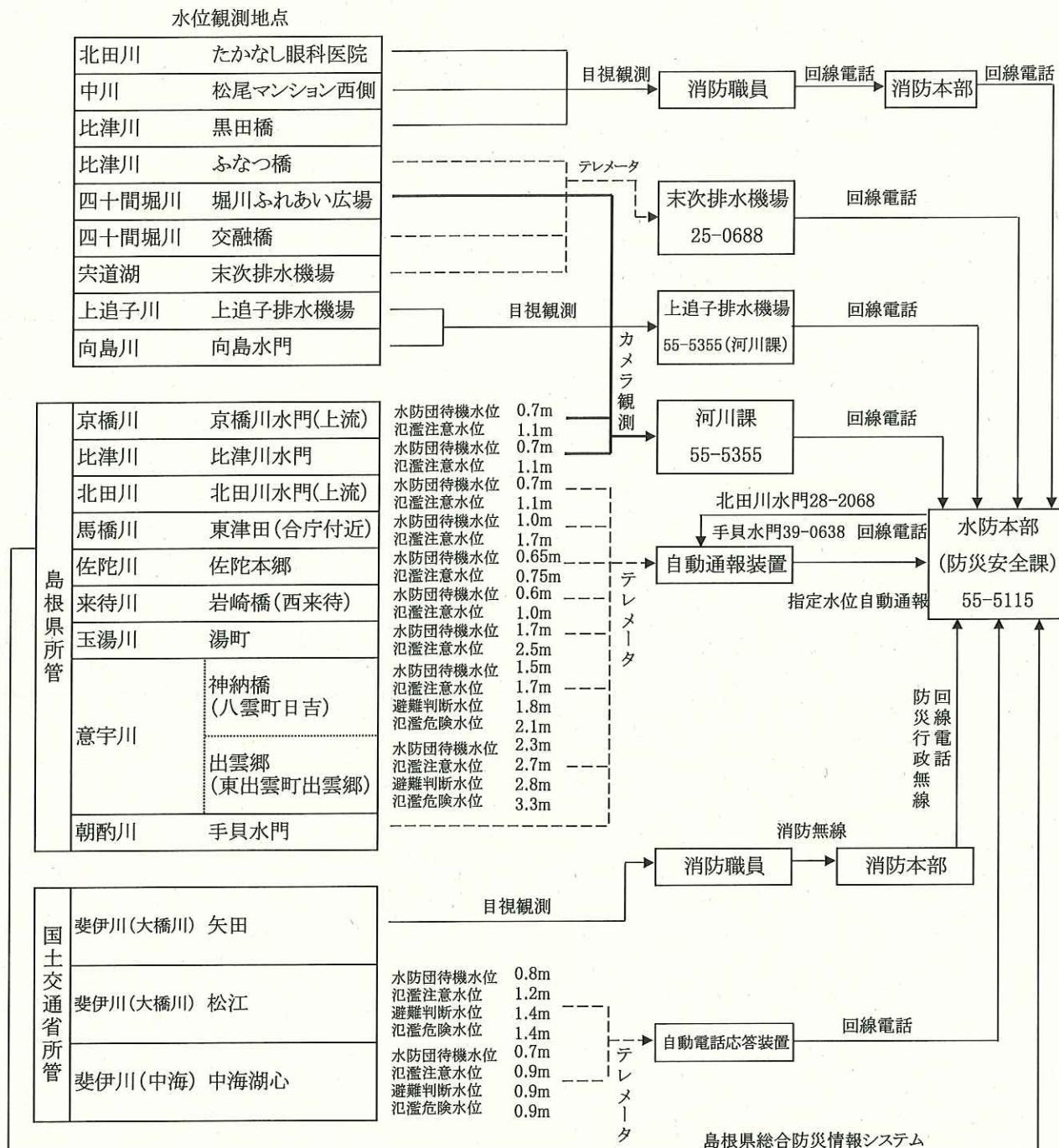
別表5

## 雨量・水位観測システム及び水防情報

機関	雨量・水位の観測システム・水防情報	所管	情報の内容	レーダー雨量	時間雨量	累計雨量	国管理河川水位	県管理河川水位	県ダム諸量	気象等注意報
国	インターネット 【国土交通省 川の防災情報】 (P C版) <a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a> (携帯版) <a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a>	国土交通省	島根県水防情報システム、島根県土砂災害予警報システム及び国土交通省が管理する河川水位の一部情報	○	○	○	◎	○	○	
島根県	島根県総合防災情報システム	消防総務課	島根県水防情報システム、島根県土砂災害予警報システム	◎	○	○		○		◎
	島根県水防情報システム	河川課	河川課、農地整備課及び砂防課所管データ(国土交通省が管理する河川水位の一部情報あり)		○	○	○	○	○	○
	インターネット 【しまね防災情報】 <a href="http://www.bousai-shimane.jp/">http://www.bousai-shimane.jp/</a>	防災危機管理課	島根県水防情報システムで収集する情報	◎	○	○				◎
	インターネット 【島根県水防情報】 <a href="http://www.bousai-shimane.jp/uryousui/pc/ssim0101g.html">http://www.bousai-shimane.jp/uryousui/pc/ssim0101g.html</a>	河川課	島根県水防情報システム		○	○	○	○	○	○
	メールシステム※登録者のみ 【しまね防災メール】	防災危機管理課	島根県水防情報システムで収集する情報					○		○
国	インターネット 【国土交通省ホームページ】 <a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>	国土交通省	国土交通省が管理する河川の情報							
国	インターネット 【防災情報提供センター】 <a href="http://www.mlit.go.jp/saigai/bousaijoho/">http://www.mlit.go.jp/saigai/bousaijoho/</a>	国土交通省	斐伊川に関する国土交通省が管理する河川の情報							
	インターネット 【気象庁ホームページ】 <a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a>	気象庁	気象庁管理(アメダス)の雨量							
島根県	島根県土砂災害予警報システム	砂防課	土砂災害が発生する恐れをしらせる危険度情報							
島根県	インターネット 【島根県砂防課土砂災害リアルタイム雨量】 <a href="http://www1.pref.shimane.lg.jp/contents/sabou_ryou/www/ryouyou/index.html">http://www1.pref.shimane.lg.jp/contents/sabou_ryou/www/ryouyou/index.html</a>	砂防課	土砂災害が発生する恐れをしらせる危険度情報							
松江市	インターネット(PC版) 【松江市防災情報】 <a href="http://www1.city.matsue.shimane.jp/anzen/bousai/">http://www1.city.matsue.shimane.jp/anzen/bousai/</a>	防災安全課	■気象情報(気象予警報、地震情報など) ■防災・災害などに関するお知らせ							
松江市	メールシステム※登録者のみ 【松江市防災メール】 <a href="mailto:m-matsue-city@xpressmail.jp">m-matsue-city@xpressmail.jp</a>	防災安全課	■気象情報(気象予警報、地震情報など) ■防災・災害などに関するお知らせ							
松江市	松江市防災情報 ※登録者のみ【Twitter】@bousai_matsue	防災安全課	松江市で行っている「防災メール」等で発信した防災情報・災害情報をツイート							



## 別表6 水位観測地点及び水位到達情報伝達系統図



### 水位伝達情報の定義

### ・水防団待機水位（通報水位）

量水標(水位標)の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入水水位(法第12条第1項に規定される通報水位)をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

· 汛澇注意水位 (警戒水位)

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

### ・避難判断水位

氾濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市町村長の避難準備情報の発令の目安となる水位である。

#### • 氾濫危險水位 (洪水特別警戒水位)

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される権利特別権成水位に相当する。

別表7

## 水防体制の運用基準

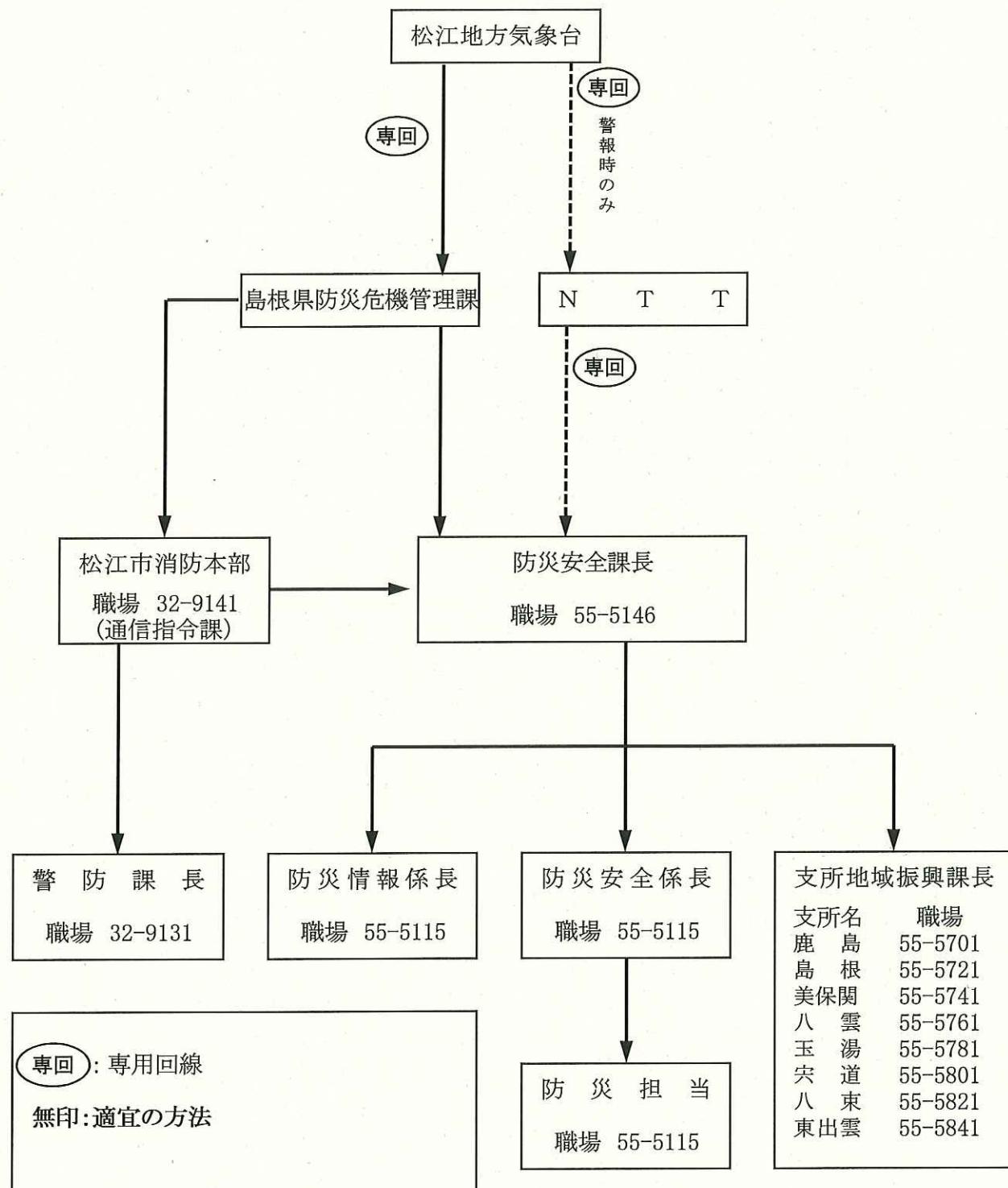
体制別	設置基準	業務内容	摘要
注意体制	水防に関する気象等の予警報が発表され、実際に降雨があり注意が必要な場合。	1. 防災安全課、警防課は水位・潮位・雨量等水防に関する情報収集活動を行う。 2. 水防に関する情報等を総合して、今後の水防体制を協議する。 (注1)	◎島根県総合防災情報システム 総雨量 40mm 1時間雨量 20mm
準備体制	水防に関する気象等の予警報（大雨注意報、高潮注意報、洪水注意報、波浪警報等）が発表され、災害の発生が予想されるも事態の発生まで時間的余裕のある場合、又は河川の水位が水防団待機水位に達することが予測される場合。	1. 水防関係各課は、所掌事務についての準備体制をとる。 2. 都市排水及び農耕地排水施設管理者等に排水作業等について要請する。 3. 状況に応じて警戒体制の準備を行う。	◎水防団待機水位 大橋川 0.8m 宍道湖 0.8m 意宇川（神納橋） 1.5m 意宇川（出雲郷） 2.3m 佐陀川 0.65m 玉湯川 1.7m 来待川 0.6m 中海 0.7m
警戒体制	家屋浸水等の被害発生が予想され警戒を必要とする場合、又は河川の水位はん濫注意水位・避難判断水位に達することが予測される場合。	1. 水防本部を設置する。 2. 水防各班は班員の動員を行い、所掌事務についての警戒体制をとる。 3. 状況に応じて災害体制の準備を行う。 4. 状況に応じて、避難の勧告・指示を行う。	◎はん濫注意水位 大橋川 1.2m 宍道湖 1.2m 意宇川（神納橋） 1.7m 意宇川（出雲郷） 2.7m 佐陀川 0.75m 玉湯川 2.5m 来待川 1.0m 中海 0.9m
災害体制	市内の複数箇所で被害が発生し、又は相当規模の災害が発生するおそれのある場合。	1. 松江市地域防災計画に基づく災害体制をとる。	◎避難判断水位 大橋川 1.4m 意宇川（神納橋） 1.8m 意宇川（出雲郷） 2.8m 中海 0.9m

(注1) 島根県総合防災情報システム等を利用して、松江地方気象台が発表する降水量予測の情報を収集し今後の体制を協議する。

降雨が弱くなり水門・ポンプ操作のみで良いと判断した場合は準備体制とし、降雨が更に強くなると予測されれば警戒体制とする。

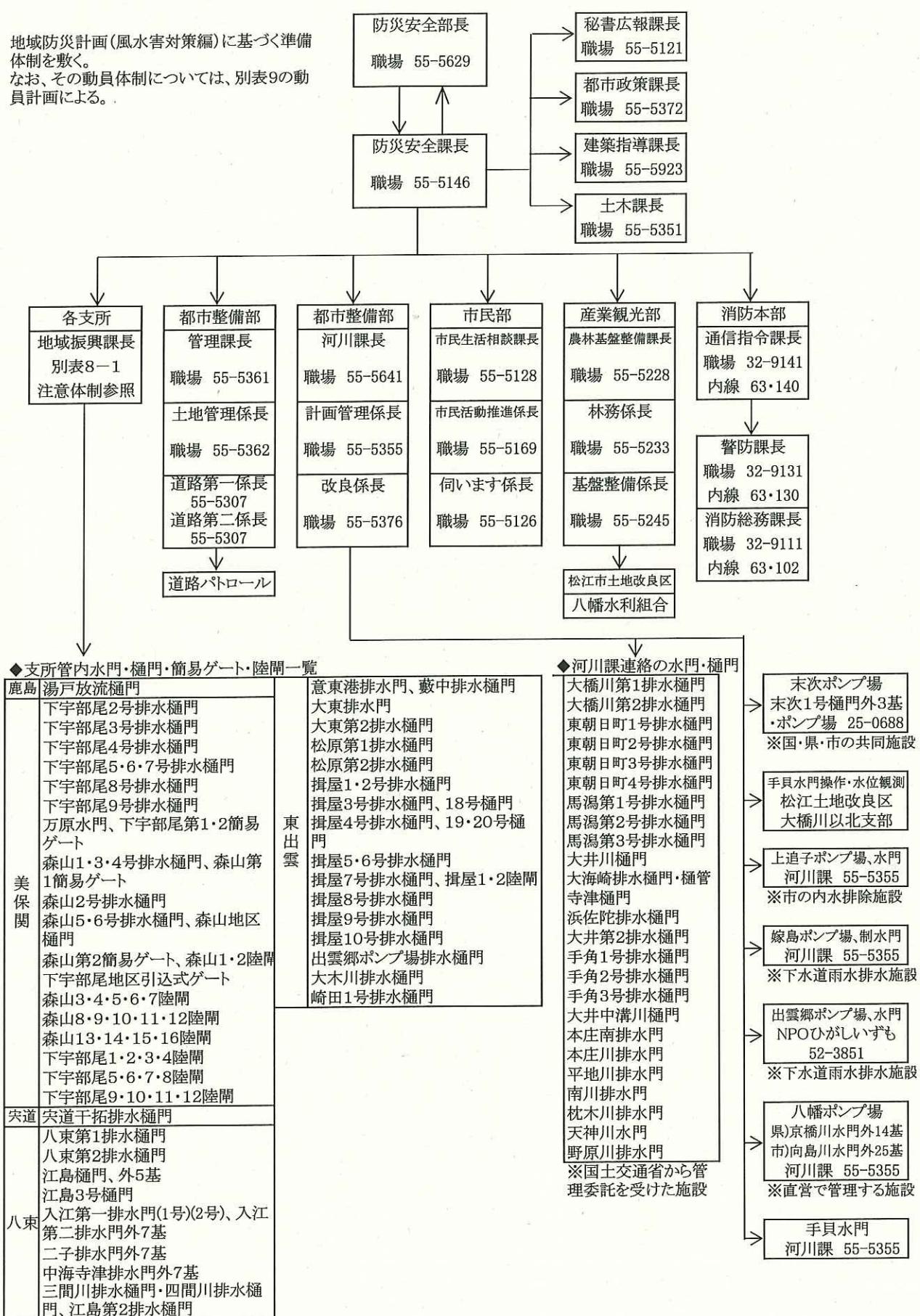
別表8-1

## 体制別連絡系統図 &lt;注意体制&gt;

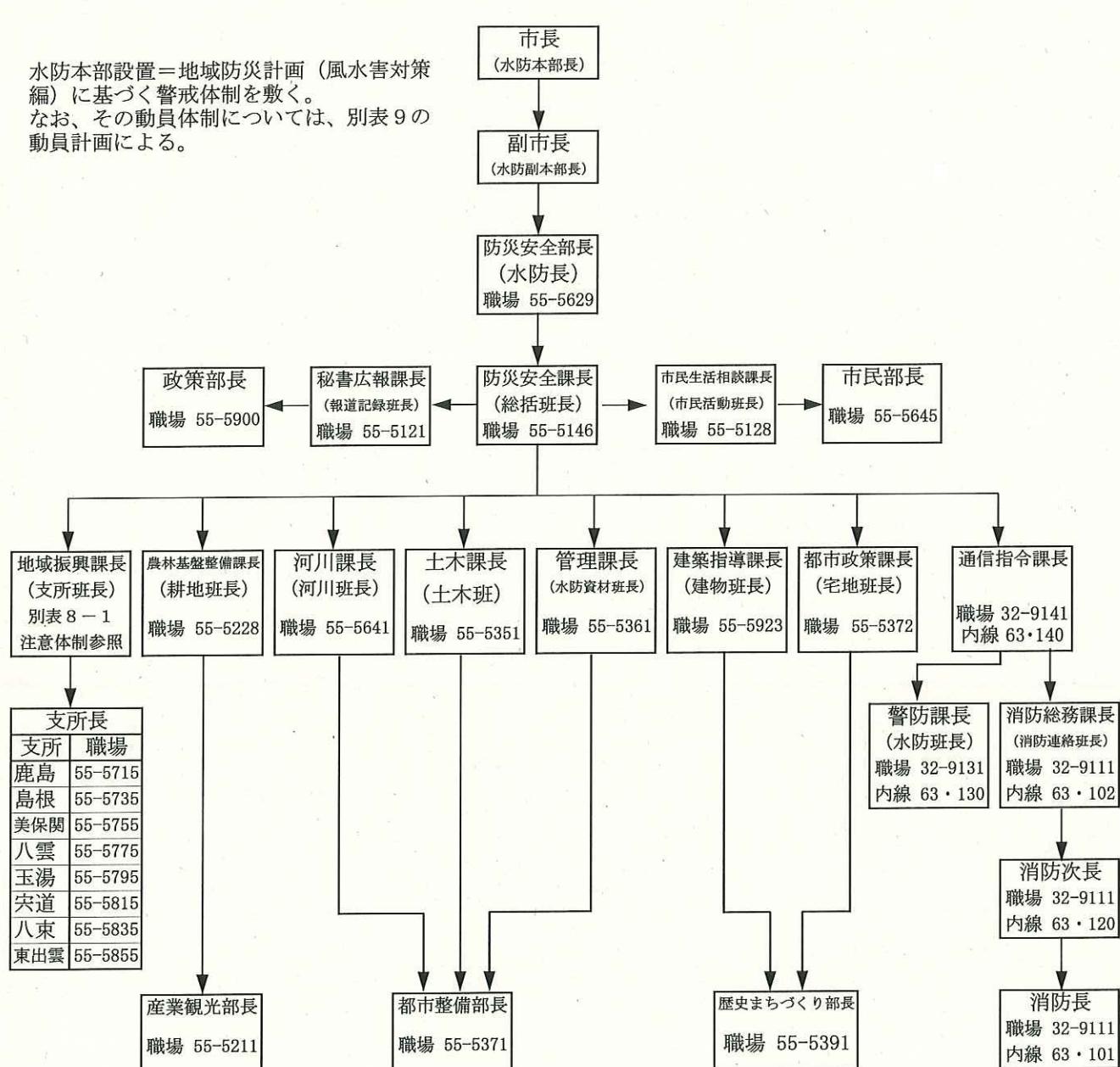


## 別表8-2 体制別連絡系統図 <準備体制>

地域防災計画(風水害対策編)に基づく準備体制を敷く。  
なお、その動員体制については、別表9の動員計画による。



別表8-3 体制別連絡系統図 <警戒体制>



別表9

## 風水害対策動員計画表

(H28.4.1)

※ 本動員計画は、過去の災害対応の実績等を基に各課の必要要員数を算出したものであり、災害の状況に応じて適宜増減する。また、要員の配置については、課内での要員配分だけでなく、部内での応援体制の確立など、要員の適切な配置を実施する。

部	課(室)名	職員数	準 備 体 制	警 戒 体 制	第1次災害体制	第2次災害体制	道路冠水動員
防災事務局	防災安全部	2	部長・次長	2	部長・次長	2	部長・次長
	防災安全課(嘱託等含む)	10	全職員	10	全職員	10	10
	原子力安全対策課	6	全職員	6	全職員	6	6
防災事務局	計	18		18	18	18	0
政策部		4	—	—	部長・部長・次長 経営宣伝課・外長	4	—
	政策企画課	8	—	—	(課長) + 3	5	8
	地域振興課	6	—	—	課長 + 1	2	2
	秘書広報課	5	課長	1	課長 + 3	4	5
	広報室	4	室長	1	室長 + 1	2	1
	情報政策課	13	—	—	課長 + 2	3	2
	大橋川治水事業推進課	6	—	—	課長	1	1
政策部	計	46		2	18	29	12
総務部	総務課	3	次長	1	部長・次長・次長	3	3
	人事課	10	(課長) + 1	1	(課長) + 2	2	2
	職員厚生課	8	課長 + 1	2	課長 + 2	3	4
	行政改革推進課	11	—	—	(室長) + 2	3	3
	中核市移行準備室	4	—	—	課長	1	1
	人権施策推進課	3	—	—	(室長)	—	1
	計	46		4	15	27	15
財政出納部	財政部	3	—	—	部長・次長・次長	3	3
	財政課	10	—	—	(課長) + 1	1	5
	資産経営課	14	課長 + 1	2	課長 + 4	5	2
	契約検査課	8	—	—	課長 + 2	3	3
	建設工事監理室	5	—	—	室長 + 2	3	1
	税務管理課	23	—	—	課長 + 2	3	15
	市民税課	30	—	—	課長 + 2	3	20
産業観光部	固定資産税課	26	—	—	課長 + 2	3	20
	出納室	10	—	—	会計管理者・室長 + 1	3	5
	計	129		2	27	53	71
	産業観光部	7	次長	1	部長×2 次長×5	7	—
	商工企画課	5	—	—	(課長) + 3	3	3
	特産振興室	3	—	—	—	2	1
	定住企業立地推進課	8	—	—	—	4	—
市民部	農政課	23	課長 + 6	7	課長 + 10	11	23
	農林基盤整備課	13	課長 + 4	5	課長 + 8	9	13
	水産振興課	7	—	—	課長 + 1	2	1
	まつえ産業支援センター(派遣除く)	7	—	—	事務局長	1	1
	観光文化課	11	—	—	(課長) + 2	2	10
	国際観光課	6	—	—	課長 + 1	2	3
	国際交流会館	1	—	—	—	全職員	1
健康福祉部	観光施設課	7	課長 + 1	2	課長 + 1	2	4
	計	98		15	41	68	26
	市民部	1	—	—	部長	1	—
	市民生活相談課	12	課長 + 1	2	課長 + 3	4	12
	消費・生活相談室	2	—	—	室長	1	—
	市民活動センター	3	事務局次長	1	事務局次長 + 1	2	3
	男女共同参画課(男女共同参画センター含む)	3	—	—	課長 + 1	2	—
健康福祉部	市民課	27	—	—	課長 + 6	7	27
	保険年金課	36	—	—	課長 + 8	9	15
	計	84		3	26	37	40
	健康福祉部	4	次長 センター長	2	部長・次長・次長 センター長	4	—
	保健福祉課	15	(課長) + 1	1	(課長) + 6	6	—
	家庭相談室	6	—	—	室長	1	—
	臨時福祉給付金室	6	—	—	—	(室長) + 2	2
健康福祉部	医療政策課	3	—	—	課長	1	3
	保健所設置準備室	3	—	—	—	(室長) + 1	1
	監査指導課	7	—	—	課長 + 1	2	—
	子育て課	19	—	—	課長 + 6	7	19
	子育て支援センター	2	別途※1	—	別途※1	—	—
	保育所(5所)・幼稚園(3園)・東出雲(3園)	140	別途※2	—	別途※2	—	140
	介護保険課	30	—	—	(課長) + 6	6	—
健康福祉部	障がい者福祉課	15	—	—	課長 + 3	4	15
	生活福祉課	31	—	—	課長 + 4	5	—
	保健センター	36	(センター長)	—	(センター長) + 8	8	36
	計	317		3	44	79	0

別表9

## 風水害対策動員計画表

(H28.4.1)

※ 本動員計画は、過去の災害対応の実績等を基に各課の必要要員数を算出したものであり、災害の状況に応じて適宜増減する。また、要員の配置については、課内での要員配分だけでなく、部内での応援体制の確立など、要員の適切な配置を実施する。

部	課(室)名	職員数	準備体制	警戒体制	第1次災害体制	第2次災害体制	道路冠水動員
環境保全部	環境保全部	2	次長	1 部長・次長	2 (課長) + 5	2 (課長) + 7	2
	環境保全課	20	(課長) + 1	1	5	7	20
	リサイクル都市推進課	26	—	—	6	10	—
	施設管理課	11	—	—	2	4	—
	不燃物処理場	2	—	—	別途 ※1	—	—
	エコクリーン松江	9	—	—	別途 ※1	—	—
	西持田最終処分場	5	—	—	別途 ※1	—	—
	西持田リサイクルプラザ	2	—	—	別途 ※1	—	—
	川向リサイクルプラザ	2	—	—	別途 ※1	—	—
歴史まちづくり部	計	79	—	2	15	23	0
	歴史まちづくり部	3	次長	1 部長・次長・次長	3 部長・次長・次長	3 部長・次長・次長	—
	都市政策課	17	(課長) + 1	1 (課長) + 3	3 (課長) + 6	6 全職員	17
	まちづくり文化財課(派遣除く)	13	—	— (課長) + 4	4 (課長) + 7	7 全職員	13
	埋蔵文化財調査室	7	—	— 室長	1 室長 + 1	2 全職員	7
	史料編纂課	2	—	— 課長	1 課長	1 全職員	2
	松江城調査研究室	1	—	—	— 全職員	1 全職員	1
	公園緑地課	13	課長 + 1	2 課長 + 4	5 課長 + 6	7 全職員	13
	建築指導課	15	課長 + 1	2 課長 + 4	5 課長 + 7	8 全職員	15
都市整備部	松江歴史館	7	—	—	— 事務局長 + 1	2 全職員	7
	計	78	—	6	22	37	14
	都市整備部	3	次長・次長	2 部長・次長・次長	3 部長・次長・次長	3 部長・次長・次長	—
	管理課	29	(課長) + 9	9 (課長) + 13	13 全職員	29 全職員	—
	土木課	16	(課長) + 6	6 (課長) + 9	9 全職員	16 全職員	—
	土地対策課	18	—	— 課長 + 2	3 課長 + 6	7 全職員	18
	河川課	9	課長 + 3	4 課長 + 3	4 全職員	9 全職員	—
	国県事業推進課	6	—	— 課長 + 1	2 課長 + 3	4 全職員	6
	建築課	16	—	— 課長 + 3	4 課長 + 8	9 全職員	16
支所	計	97	—	21	38	77	24
	本庁計(選挙管理委員会含む)	992	—	76	264	448	992
	鹿島支所	1	支所長	1 支所長	1 支所長	1 支所長	—
	地域振興課(原子力対策室含む)	9	課長 + 3	4 課長 + 5	6 全職員	9 全職員	—
	市民生活課	7	—	— 課長 + 2	3 全職員	7 全職員	—
	計	17	—	5	10	17	0
	島根支所	1	支所長	1 支所長	1 支所長	1 支所長	—
	地域振興課	9	課長 + 3	4 課長 + 5	6 全職員	9 全職員	—
	市民生活課	7	—	— 課長 + 2	3 全職員	7 全職員	—
所	計	17	—	5	10	17	0
	美保関支所	1	支所長	1 支所長	1 支所長	1 支所長	—
	地域振興課	7	課長 + 2	3 課長 + 5	6 全職員	7 全職員	—
	市民生活課	8	—	— 課長 + 2	3 全職員	8 全職員	—
	計	16	—	4	10	16	0
	八雲支所	1	支所長	1 支所長	1 支所長	1 支所長	—
	地域振興課	7	課長 + 2	3 課長 + 5	6 全職員	7 全職員	—
	市民生活課	8	—	— 課長 + 2	3 全職員	8 全職員	—
	計	16	—	4	10	16	0
玉湯支所	玉湯支所	1	支所長	1 支所長	1 支所長	1 支所長	—
	地域振興課(観光振興室含む)	7	課長 + 3	4 課長 + 5	6 全職員	7 全職員	—
	市民生活課	7	—	— 課長 + 2	3 全職員	7 全職員	—
	計	15	—	5	10	15	0
	宍道支所	1	支所長	1 支所長	1 支所長	1 支所長	—
	地域振興課	7	課長 + 3	4 課長 + 5	6 全職員	7 全職員	—
	市民生活課(宍道健康センター含む)	10	—	— 課長 + 2	3 全職員	10 全職員	—
	計	18	—	5	10	18	0
八束支所	八束支所	1	支所長	1 支所長	1 支所長	1 支所長	—
	地域振興課(特産観光振興室含む)	7	課長 + 3	4 課長 + 5	6 全職員	7 全職員	—
	市民生活課	7	—	— 課長 + 2	3 全職員	7 全職員	—
	計	15	—	5	10	15	0
	東出雲支所	1	支所長	1 支所長	1 支所長	1 支所長	—
	地域振興課(ものづくり推進室含む)	7	課長 + 2	3 課長 + 4	5 全職員	7 全職員	—
	市民生活課	10	—	— 課長 + 2	3 全職員	10 全職員	—
	建設管理課	3	全職員	3 全職員	3 全職員	3 全職員	—
	計	21	—	7	12	21	0
市長部局計(選挙管理委員会含む)		1,127	—	116	346	583	202

別表9

## 風水害対策動員計画表

(H28.4.1)

※ 本動員計画は、過去の災害対応の実績等を基に各課の必要要員数を算出したものであり、災害の状況に応じて適宜増減する。また、要員の配置については、課内での要員配分だけでなく、部内での応援体制の確立など、要員の適切な配置を実施する。

部	課(室)名	職員数	準備体制	警戒体制	第1次災害体制	第2次災害体制	道路冠水動員
教育部	教育委員会	3	次長	1	副教育長・副教育長 次長	3	副教育長・副教育長 次長
	教育総務課	8	(課長) + 1	1	(課長) + 2	2	(課長) + 5
	幼稚園(23園) 東出雲(3園)	68	各学校の動員計画による		各学校の動員計画による		各学校の動員計画による
	女子高	29	別途※3		別途※3		別途※3
	学校管理課	21	課長 + 1	2	課長 + 3	4	課長 + 7
	教職員課	2	—	—	課長	1	課長 + 1
	学校教育課	14	—	—	課長	1	課長 + 2
	生徒指導推進室	4	—	—	室長	1	室長 + 1
	発達・教育相談支援センター	8	—	—	課長	1	課長 + 1
	学校給食課	7	—	—	課長 + 1	2	課長 + 3
	給食センター※4	13	各センターの動員計画による 別途※4		各センターの動員計画による 別途※4		各センターの動員計画による 別途※4
	生涯学習課	13	課長 + 2	3	課長 + 4	5	課長 + 5
	松江市立図書館事務局	4	—	—	事務局長	1	事務局長 + 1
	青少年支援センター	2	—	—	事務局長	1	事務局長 + 1
	スポーツ課 (高校総体推進室)	6	—	—	課長	1	課長 + 2
	松江市総合体育館	5	—	—	室長	1	室長 + 1
	計	3	—	—	事務局長	1	事務局長 + 1
		210		7		25	
支援部	市議会事務局	10	—	—	事務局長・次長 ・参事	2	事務局長・次長 ・参事 + 3
	選挙管理委員会	4	—	—	事務局長	1	事務局長 + 1
	監査委員事務局・公平委員会	6	—	—	事務局長	1	事務局長 + 2
	計	20		—		4	
総 計		1,357		123		375	
消防部	消防本部	248	—	—	消防次長	1	消防次長
	消防総務課	—	—	—	本部連絡員	1	本部連絡員
	計	248		—	別途※5	—	別途※5
水道部	上下水道局	109	—	—	業務部長	1	業務部長
	業務部総務課	—	—	—	本部連絡員	1	本部連絡員
	計	109		—	別途※5	—	別途※5
交通部	交通局	56	—	—	運輸課長	1	運輸課長
	総務課	—	—	—	本部連絡員	1	本部連絡員
	計	56		—	別途※5	—	別途※5
ガス部	ガス局	32	—	—	次長	1	次長
	経営総務課	—	—	—	本部連絡員	1	本部連絡員
	計	32		—	別途※5	—	別途※5
病院部	市立病院	32	—	—	事務局長	1	事務局長
	事務局	—	—	—	本部連絡員	1	本部連絡員
	計	32		—	別途※5	—	別途※5
合 計		1,834		123		385	
						649	
							1,367
							208

## 各体制の動員計画基準

注意体制：防災担当課(支所地域振興課含む)のみ

準備体制：防災担当課及び水防関係課の職員数の概ね1/3、並びに本庁以外の施設責任者(市民活動センター、保健福祉総合センター、環境センター)

警戒体制：防災担当課及び水防関係課の職員数の概ね1/2、その他の課の職員数の概ね1/3

災害体制：1次：全部・課、職員数の概ね1/3～1/2

2次：原則全職員

★再任用及び任期付採用職員については、動員計画表の人員に算入することができる。

(注)

※1各施設の動員計画による

※2各保育所・園の動員計画による

※3幼稚園・小中学校・女子校教諭及び職員、並びに校務技師を除く(各施設の動員計画による)

※4各センター別の動員配分は、別途学校給食課及び各所長が協議して定める

※5災害対策本部員、災害対策本部連絡員以外の職員の動員計画は、各企業局等の動員計画による

□道路冠水動員については、健康福祉部(避難所関係)・環境保全部(ごみ処理関係)等を除く対応とする。人員は最大52箇所×【(24時間/6時間)=4人/1箇所】=208人

別表10

## 風水害に関する協定・覚書締結団体一覧表

機関	協定名	締結団体名	協定締結日	連絡先
国	災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省 中国地方整備局	H23.6.29	出雲河川事務所 TEL 0853-21-1850
	防災対策協力に関する協定書	気象庁 松江地方気象台	H24.11.5	TEL 21-4958
民間	災害時における応急対策業務に関する協定書	一般社団法人 松江建設業協会	H10.12.22	事務局 TEL 25-6001 FAX 25-6003
		松江市建設業連合協議会	H18.10.31	事務局【徳島原産業建設】 TEL 66-1000 FAX 66-0475
		松江南建設業協会	H19.3.13	事務局【富士建設徳】 TEL 66-0559
		松江北建設業連絡協議会	H20.4.30	事務局【(有)コタニ】 TEL 82-0350 FAX 82-3186
		鹿島町建設業協会	H21.8.31	事務局 【まつえ北商工会本所内】 TEL 82-2266 FAX 82-1407
民間	災害時における土砂の利用に関する協定	公益財団法人 島根県建設技術センター	H21.6.10	TEL 21-9918
	災害時における資機材リースの協力に関する協定書	中国建設機械レンタル業協会 山陰地区支部	H23.1.17	対策本部 TEL 25-7700 FAX 25-7701
	災害時における連絡体制および協力体制に関する取り扱い	中国電力株式会社 松江営業所	H23.9.28	防災行政無線 651 TEL 050-5521-4532 050-5521-4534 FAX 32-0392
	災害時における石油類燃料の供給及び帰宅困難者支援に関する協定書	島根県石油協同組合 松江支部	H23.1.17	TEL 0852-23-0266
	災害発生時における電気設備等の復旧に関する協定書	島根県電気工事工業組合 松江支部	H21.12.25	TEL 0852-60-1366
	災害情報放送の実施に関する協定書	山陰ケーブルビジョン株式会社	H16.12.17	TEL 0852-23-2522
	災害情報放送の実施に関する協定書に基づく覚書	山陰ケーブルビジョン株式会社	H19.2.1	

別表11-1

水防資材器具 <国土交通省 出雲河川事務所>

(出雲河川事務所防災情報課水防企画 連絡先 0853-21-1850)

平成28年4月1日現在

所在地	倉庫名	器 具																													
		(か掛けや矢ぎり)	(のこぎり)	スコップ	ツルハシ	オノ	(たこづち)	シノ	一輪車	ペンチ	(な鉛)	金棒	ゴムボート	照明具	救命胴衣	(てみ) 箕	ハンマー	クリップ	ジヨレン	(くわ)	(かま)	発動発電機	土のう製作器	空気入れ	船外機	ハシゴ	モンキーレンチ	チエーンソー	草刈り機	フォーケ	
		丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	丁	丁	丁	艇	個	個	枚	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	台	個	式	脚	個	台	台	丁	
松江市 東津田町	大橋川 出張所	5	1	26	4	0		0	1		4		1		21	5	3	0		3	0										
安来市 東赤江町	中海出張所	5	2	8	3	2		1	1		8	2	0	2	8	5	3	1		2	2	0						3	1	1	3

所在地	倉庫名	資材																												
		鉄線	竹	杭(丸太)	かすがい	繩(むしろ)	空儀	土のう袋	吸水土のう	麻袋	(かます)	ロープ	杭(小)	ビニール紐	メガホン	鋼杭	釘	杉板	シート	防水マット	水のう	大型土のう袋	バリケード	セーフティーコーン	車両回転灯	ポリ缶	簡易トイレ	大型土のう		
		kg	束	本	個	玉	枚	枚	枚	枚	枚	m	本	玉	個	kg	kg	枚	枚	枚	個	枚	基	個	個	缶	個	袋		
松江市 東津田町	大橋川 出張所								1,200				200	90	5					2			49		5					
安来市 東赤江町	中海出張所								1,250				200	23	8					9	11			44		3		5		

別表11-2

水防資材器具 <島根県 松江県土整備事務所>

(松江県土整備事務所 総務課 連絡先 32-5720)

平成27年12月31日現在

所在地	倉庫名	器具																		ジヨレン	(くわ)	(かま)	
		(か掛けや矢矢)	(のこぎり)	鋸	スコップ	ツルハシ	オノ	(たこづち)	蛸	シノ	一輪車	ペンチ	(なた)	鉛	金棒	ゴムボート	照明具	救命胴衣	(てみ)	手箕	ハンマー	クリッパー	
		丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	丁	丁	丁	丁	艇	個	個	枚	丁	丁	丁	丁	
松江市 堂形町	堂形水防倉庫	26	9	50	15	9	2							7					25	3	5	10	
松江市 東津田町	東津田水防倉庫	9		10	20	12	2						10	5	1				40	12		16	5

所在地	倉庫名	資材																				
		鉄線	竹	杭 (丸太)	かすがい	縄	(むしろ) 筵	空俵	土のう袋	吸水土のう	麻袋	(かます)	ロープ	杭 (小)	ビニール紐	メガホン	鋼杭	釘	杉板	シート	防水マット	水のう
		kg	束	本	個	玉	枚	枚	枚	枚	枚	枚	m	本	玉	個	kg	kg	枚	枚	枚	個
松江市 堂形町	堂形水防倉庫			40		82	16		9,600			609	100									
松江市 東津田町	東津田水防倉庫	150		30					9,600					10						5		

別表 11-3

## 災害対策用機械配置一覧表

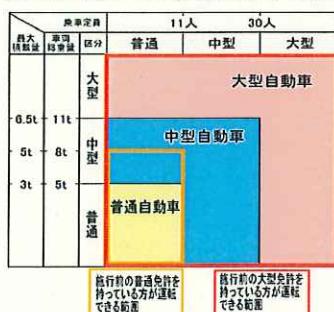
## (1) 国土交通省所有機械基地名称及び位置

基 地 名	所 在 地	台数	規 格	車両 総重量(kg)
出雲河川事務所 平田出張所	出雲市西平田町 58	1 台	排水ポンプ車 0.5 m <sup>3</sup> / s 機械番号 10-4713	18,070
		1 台	照明車 2 kw × 6 灯 機械番号 11-4718	6,810
出雲河川事務所 中海出張所	安来市東赤江町福井 1637	1 台	排水ポンプ車 0.5 m <sup>3</sup> / s 機械番号 18-4708	9,030
		1 台	照明車 2 kw × 6 灯 機械番号 21-4703	7,640
浜田河川国道事務所 安富水防倉庫	益田市安富町	1 台	排水ポンプ車 0.5 m <sup>3</sup> / s 機械番号 24-4702	9,340
浜田河川国道事務所 江の川下流出張所	江津市渡津町	1 台	排水ポンプ車 0.5 m <sup>3</sup> / s (揚程 20m) 機械番号 24-4706	17,300
		1 台	照明車 2 kw × 6 灯 機械番号 11-4719	6,810
浜田河川国道事務所 多田水防倉庫	川本町多田	1 台	排水ポンプ車 0.5 m <sup>3</sup> / s (揚程 20m) 機械番号 22-4700	17,050
浜田河川国道事務所 尾原水防倉庫	川本町川下	1 台	排水ポンプ車 0.5 m <sup>3</sup> / s (揚程 20m) 本部付 機械番号 19-4704	17,270
		1 台	照明車 2 kw × 6 灯 本部付 機械番号 20-4705	7,650
浜田河川国道事務所 益田国道維持出張所	益田市あけぼの町	1 台	照明車 2 kw × 6 灯 機械番号 16-1709	

## (2) 島根県所有機械基地名称及び位置

基 地 名	所 在 地	台数	規 格	車両 総重量(kg)
雲南県土整備事務所	雲南市木次町里方 531-1	1 台	排水ポンプ車 0.5 m <sup>3</sup> / s	10,340

(参考) 平成 19 年 6 月 2 日に施行された改正道路交通法により、ポンプ車を一般道路で走行するためには、下記の区分による免許が必要となります。



出典) 警視庁ホームページより

### (3) 要請先（窓口）

#### 1) 国土交通省所有機械

国土交通省出雲河川事務所	管理第一課	TEL FAX	0853-21-1850 0853-22-6117
国土交通省浜田河川国道事務所	河川管理課	TEL FAX	0855-22-2480 0855-22-2486
国土交通省中国地方整備局 企画部	防災課	TEL FAX	082-221-9231 082-227-2651

#### 2) 島根県所有機械

各県土整備事務所等(各水防支部・地区)	水防担当課	TEL	県水防計画 P6 参照
		FAX	〃
土木部河川課(水防本部)	防災グループ	TEL	0852-22-6363

#### ○島根県内の排水ポンプ車配備位置図



#### 出雲河川事務所保有の排水ポンプ車



能 力: 60t (揚程 10m) (10m<sup>3</sup>/min × 6)  
設置人数: 5人程度  
運転時間: 約48時間  
(平田出張所)



能 力: 30t (揚程 5m) (5m<sup>3</sup>/min × 6)  
設置人数: 5人程度  
運転時間: 約48時間  
(中海出張所)

・設置人数は、標準的な現地において全台数の運転開始までの所要時間を1時間程度と想定した場合の参考値  
・運転時間は燃料が満タン状態での無給油連続運転時間

## 出雲河川事務所保有の照明車



能 力 : 2 KW × 6 灯  
 必要スペース : 約 4 m × 7 m  
 設 置 時 間 : 約 10 分  
 設 置 人 数 : 1 名  
 連続照明時間 : 約 20 時間  
 (平田出張所)

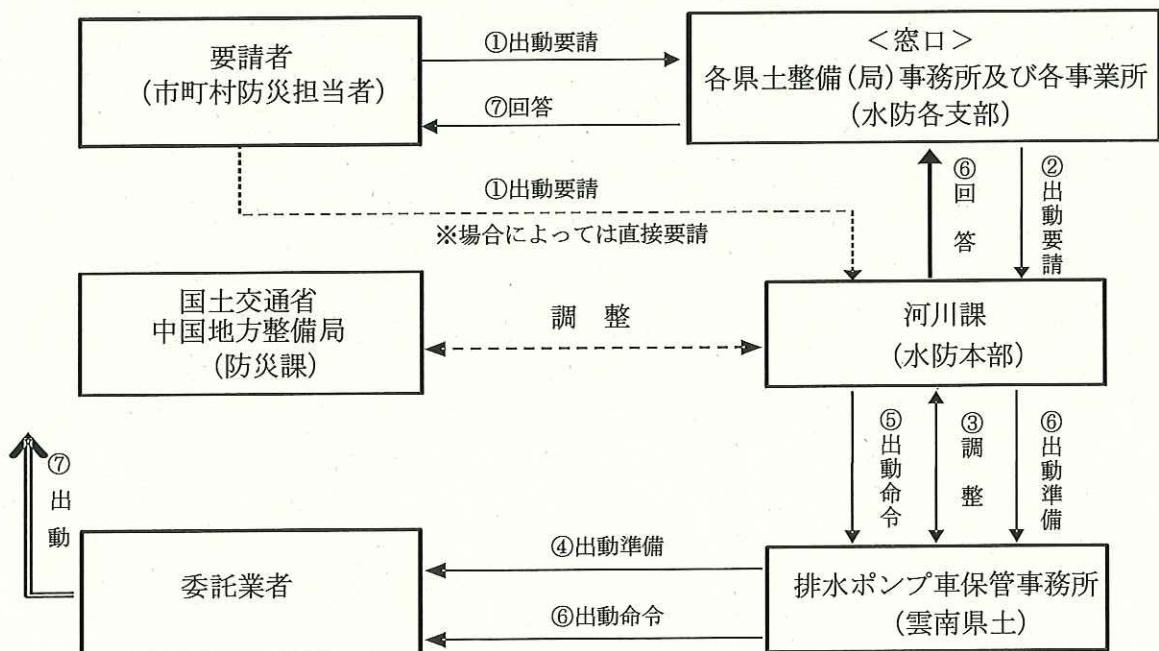
・運転時間は燃料が満タン状態での無給油連続運転時間

## 島根県所有の排水ポンプ車



能 力 : 30 m³/min (5m³ × 6)  
 設置人数: 5名程度  
 運転時間: 48時間  
 (雲南県土整備事務所)

## ○島根県所有排水ポンプ車の連絡系統図 (出動要請から出動までの流れ)



別表 1-4

表 細 明 具 器 材 資 蓄 備 防 水

(平成28年4月1日現在)

倉庫番号	担当課	所在地	倉庫名	器具												資材															
				か掛 け矢 矢矢	の スコ ラブ	ジ ルハ シ	オ ノラ シ	一 幅 車	ベ ンチ	シ ノ	一 幅 車	金 具	照 明 具	金 具	ハ ンマ ー	ジ オレ ン	ジ オラ ンバ ー	ビ ル	竹 竿	竹 竿	メ ガホ ン	シ ー ル	板 材	水 マ ソ ト	水 の う	防 水 マ ソ ト	水 の う	防 水 マ ソ ト	板 材	シ ー ル	板 材
防24	穴道支所		穴道分団 自石班 消防器皿	1	3	1		1	3	1		1		1		1		4						50		6	12		2		
防25	穴道支所		穴特分団 西深特班 消防器皿	2	9	1			2	5		1		2		2	5							15			190	12	1	1	
防26	穴道支所	穴道町	穴特分団 東深待班 消防器皿	3	5	1			3	4		0		7		7		4						400		4	18	1	3		
防27	穴道支所		穴特分団 中深待班 消防器皿	1	1	13	1	2	2	2	2	7		3	1	-	3		2	15				100		3	5	1	8		
防28	穴道支所		穴特分団 上深待班 消防器皿	2	8	1		1	1	2	1	4		1	1									150	3		1	40	1	2	
防29	八東支所	八東町	八東支所	2	5	6	1	1		1	2	1	3		2	1	0	1	2		1	1		100			50	0	5	1	
防30	東出雲支所		東出雲支所	2	11	23	7	1	1	4	2	7			25	10	3	6	5	1	3	1	0	5		60		30	10	3	2
防31	東出雲支所	竹の花端番会	竹の花端番会	7	3	15	6	0	2	3	3			8	6		9	5	1	5	90		300			1		3			
防32	東出雲支所	意更分団	意更分団 下意更北班 消防機械	1								2	6											10		2					
防33	東出雲支所	意更分団	意更分団 下意更南班 消防機械	5	2							1		2																	
防34	東出雲支所	意更分団	意更分団 上意更班 消防機械	3	2	5					1		4	2	1	2								2		15					
防35	東出雲支所	指原分団	指原分団 指原東班 消防機械	2								1	3											30							
防36	東出雲支所	指原分団	指原分団 指原中央班 消防機械	2	0			1			1		1	6		6		6		8											
防37	東出雲支所	東出雲町	指原分団 指原南班 消防機械	1	1			1			1		2	5		1															1
防38	東出雲支所		指原分団 指原西班 消防機械	1	1							1															3		2		
防39	東出雲支所		出雲御分団 今宮奉日班 消防機械	1	3							1		2																	1
防40	東出雲支所		出雲御分団 内高家田班 消防機械	1	3							1		3																	
防41	東出雲支所		出雲御分団 出雲御中央班 消防機械	1	1			1			1		1	1	3	1	1	1	1					0			1		1		
防42	東出雲支所		出雲御分団 市向班 消防機械	0																1	7			30			0				
防43	東出雲支所		出雲御分団 意宇南班 消防機械	4																1	9									10	

別表12

## 水防用車両配置一覧表

松江市

区分	機関名	車種									備考	
		乗用車		ジープ	トラック			バン		二輪車	その他	
		大型	小型		大型	小型	軽四	小型	軽四			
松江市	資産経営課	43	43	4		22	33	42	174	4	44	コミ・支所バス40台 パッカー車4台
	上下水道局		4		1	1	4	3	33		2	給水車
	ガス局		3			1	2	2	10			
	交通局		4				1		6	1	68	路線バス56台 貸し切りバス12台
	市立病院		3				1		2		1	救急車
	消防本部消防総務課		2			1			1		1	マイクロバス

島根県・国土交通省

区分	機関名	車種									備考	
		乗用車		ジープ	トラック			バン		二輪車	その他	
		大型	小型		大型	小型	軽四	大型 2,000 cc	小型			
島根県	松江県土整備事務所			1		3			27	1		
	広瀬土木事務所			3		1			6	1		
	雲南県土整備事務所			3		2			22			
	出雲県土整備事務所			2		1			23	4		
国土交通省	出雲河川事務所			5				2	7	1	1	マイクロバス
	平田出張所			2					1			
	大橋川出張所			3					1			
	中海出張所			2				1	1			

別表 13 - 1

## 水防に関する気象等警報・注意報の種類及び発表基準

注意報とは、気象等の原因により災害が予想されるとき、一般の注意を促すために行うものをいう。警報とは、気象等の原因により重大な災害が発生するおそれがあるとき、一般の警戒を促すために行うものをいう。

種類	発表基準		
注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 雨量基準若しくは土壌雨量指数基準に到達することが予想される場合に注意報を発表する。		
	大雨	市町村	雨量基準
		松江市	3時間雨量 40mm
警報	台風等による海面の異常上昇により災害が起こるおそれがあると予想される場合。 松江市では潮位が標高0.8m以上になると予想される場合。		
	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 雨量基準若しくは流域雨量指数基準に到達することが予想される場合に注意報を発表する。		
	洪水	市町村	雨量基準
		松江市	3時間雨量 40mm
警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 雨量基準若しくは土壌雨量指数基準に到達することが予想される場合に警報を発表する。		
	大雨	市町村	雨量基準
		松江市	3時間雨量 80mm
警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 松江市では潮位が標高1.2m以上になると予想される場合。		
	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 雨量基準若しくは流域雨量指数基準に到達することが予想される場合に警報を発表する。		
	洪水	市町村	雨量基準
		松江市	3時間雨量 80mm
波浪	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 条件:波高(有義波高)が6m以上になると予想される場合		
	※「有義波高」とは、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高いほうから順に全体の1/3の個数の波(例えば20分間で100個の波が観測されれば、大きい方から33個の波)を選び、これらの波高及び周期を平均したもの。		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm 以上

※ 土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標である。

※ 流域雨量指数は、流域の雨量による洪水災害発生の危険性を示す指標である。

別表 13-2

## 水防に関する津波警報・注意報の種類及び発表基準

津波注意報は、津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。  
津波警報は、津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。

### 津波注意報

津波予報区	発表基準	発表される津波の高さ
島根県 出雲・石見	予想される津波の高さが0.2m以上1m以下である場合	(数値表現) 1m (定性的表現) 表記しない

### 津波警報

津波予報区	種類	発表基準	発表される津波の高さ
島根県 出雲・石見	大津波警報	予想される津波の高さが3m超である場合	(数値表現) 5m、10m、10m超 (定性的表現) 巨大※
	津波警報	予想される津波の高さが1m超3m以下である場合	(数値表現) 3m (定性的表現) 高い※

※ 地震規模推定の不確実性が大きいと考えられる場合の「予想される津波の災害波の高さ」は数値ではなく「巨大」、「高い」の定性的表現を用いる。

別表 13-3

## 水防に関する特別警報の種類及び発表基準

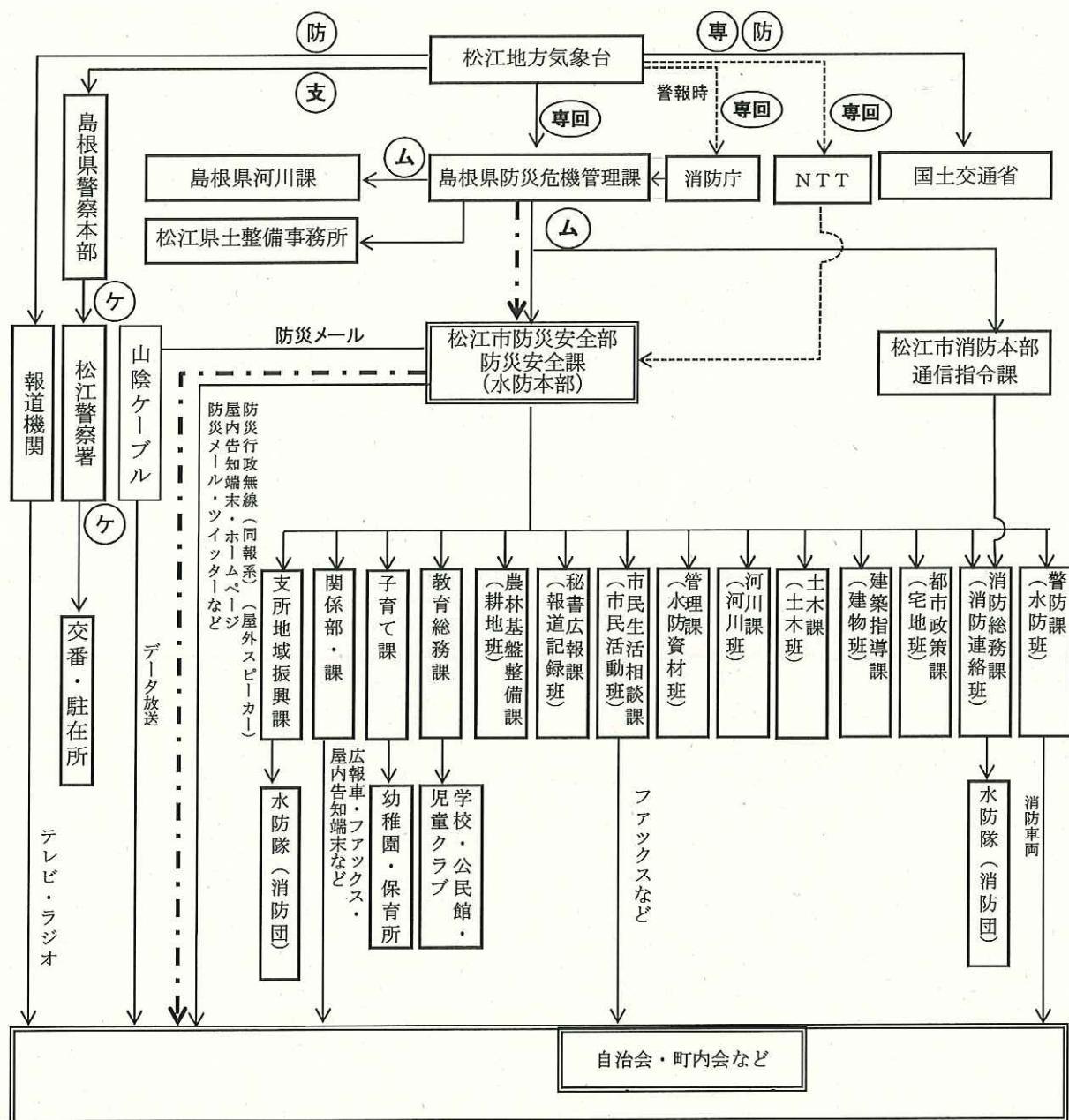
特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表する。

なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

種類	発表基準
大雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
高潮	台風等による海面の異常な上昇によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合
波浪	高い波によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想される場合
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合（大津波警報を特別警報に位置づける）

### 別表14

## 気象等警報・注意報、特別警報伝達系統図



## 凡 例

→ 特別警報が発表された際に、  
通知もしくは周知の措置が  
義務づけられている伝達経路

- ⑮ 防災情報提供システム（専用回線）
  - ⑯ 気象業務支援センター
  - ⑰ 専用電話
  - ⑱ 専用回線
  - ⑲ 防災行政無線FAX
  - ⑳ 警察電話
  - ㉑ 適宜の方法

別表15-1  
堰一覧表

No.	河川名	名称	位置	高さ	長さ	門数	管 理 者
1	意宇川	竹矢井堰	大草町	2.4	64.0	1	竹矢水利管理組合
2	古曾志川	馬場堰	古曾志町	1.1	6.2	1	松江市土地改良区
3	大野川	丁の坪堰	大野町	1.5	6.0	1	松江市土地改良区
4	大野川	加々坪堰	大野町	1.3	6.0	1	松江市土地改良区
5	草野川	杉戸堰	大野町	1.2	4.3	1	松江市土地改良区
6	草野川	大木堰	大野町	1.8	4.5	1	松江市土地改良区
7	来待川	亀田堰	宍道町 上來待	1.5	15.0	1	松江市土地改良区
8	玉湯川	稻荷堰	玉湯町 玉造	1.2	8.6	1	松江市土地改良区
9	講武川	客渡頭首工	鹿島町 上講武	0.9	6.8	1	松江市土地改良区
10	普通河川	岩屋口 頭首工	美保関町			1	松江市土地改良区
11	普通河川	東岩坂 頭首工	八雲町 東岩坂	2.5	6.0	1	松江市土地改良区

別表15-2

## 水門・樋門・簡易ゲート一覧表

国土交通省関係

(河川名&gt;大字順)

No.	河川名	施設名	種別	大字等	操作種類	位置	高さ×幅・径	門数	管理者	管理委託者
1	境水道	森山1号排水門	樋門	美保関町森山	フリップ	左岸	0.6×0.6	1	国土交通省	松江市
2	境水道	森山2号排水門	樋門	美保関町森山	フリップ	左岸	0.7×0.7	1	国土交通省	松江市
3	境水道	森山3号排水門	樋門	美保関町森山	フリップ	左岸	0.6×0.6	1	国土交通省	松江市
4	境水道	森山4号排水門	樋門	美保関町森山	フリップ	左岸	0.8×0.8	1	国土交通省	松江市
5	境水道	森山5号排水門	樋門	美保関町森山	フリップ	左岸	0.7×0.7	1	国土交通省	松江市
6	境水道	森山6号排水門	樋門	美保関町森山	フリップ	左岸	0.8×0.8	1	国土交通省	松江市
7	中海	森山第1簡易ゲート	簡易ゲート	美保関町森山	手動	左岸	0.5×0.35	1	国土交通省	松江市
8	中海	森山第2簡易ゲート	簡易ゲート	美保関町森山	手動	左岸	0.38×0.45	1	国土交通省	松江市
9	中海	下宇部尾2号排水門	樋門	美保関町下宇部尾	フリップ	左岸	0.8×0.8	1	国土交通省	松江市
10	中海	下宇部尾3号排水門	樋門	美保関町下宇部尾	フリップ	左岸	0.8×0.8	1	国土交通省	松江市
11	中海	下宇部尾4号排水門	樋門	美保関町下宇部尾	フリップ	左岸	0.6×0.6	1	国土交通省	松江市
12	中海	下宇部尾5号排水門	樋門	美保関町下宇部尾	手動	左岸	0.8×0.8	1	国土交通省	松江市
13	中海	下宇部尾6号排水門	樋門	美保関町下宇部尾	フリップ	左岸	(予備1門) 0.6×0.6	1	国土交通省	松江市
14	中海	下宇部尾7号排水門	樋門	美保関町下宇部尾	フリップ	左岸	0.6×0.6	1	国土交通省	松江市
15	中海	下宇部尾8号排水門	樋門	美保関町下宇部尾	フリップ	左岸	1.0×1.0	1	国土交通省	松江市
16	中海	下宇部尾9号排水門	樋門	美保関町下宇部尾	フリップ	左岸	1.25×1.25	1	国土交通省	松江市
17	中海	万原水門	水門	美保関町下宇部尾	電動	左岸	3.15×6.8	1	国土交通省	松江市
18	中海	江島排水門	樋門	八束町江島	電動		1.0×1.0	1	国土交通省	松江市
19	中海	江島3号排水門	樋門	八束町江島	油圧リフタート		1.0×1.0	1	国土交通省	松江市
20	中海	中海寺津排水門	樋門	八束町寺津	電動	右岸	1.0×2.0	1	国土交通省	松江市
21	中海	二子排水門	樋門	八束町二子	電動	右岸	1.2×2.3	1	国土交通省	松江市
22	中海	八束第1排水門	樋門	八束町波入	電動		1.0×1.0	1	国土交通省	松江市
23	中海	八束第2排水門	樋門	八束町波入	電動		1.25×1.25	1	国土交通省	松江市
24	中海	入江第一排水門(1号)(2号)	樋門	八束町入江	電動	右岸	1.0×2.1	2	国土交通省	松江市
25	中海	入江第二排水門	樋門	八束町入江	電動	右岸	1.4×2.6	1	国土交通省	松江市
26	中海	手角1号排水門	樋門	手角町	フリップ	左岸	Φ700 0.8×0.8	1	国土交通省	松江市
27	中海	手角2号排水門	樋門	手角町	フリップ	左岸	1.0×1.0	1	国土交通省	松江市
28	中海	手角3号排水門	樋門	手角町	電動	左岸	2.0×2.0	1	国土交通省	松江市
29	中海	本庄南排水門	樋門	本庄町	電動	左岸	2.0×2.0	1	国土交通省	松江市
30	中海	本庄川排水門	樋門	上本庄町新庄町	電動	左岸	2.7×5.5	2	国土交通省	松江市
31	中海	平地川排水門	樋門	新庄町	電動	左岸	2.3×4.0	1	国土交通省	松江市
32	中海	南川排水門	樋門	新庄町	電動	左岸	6.65×2.5	2	国土交通省	松江市
33	中海	枕木川排水門	樋門	邑生町	電動	左岸	6.5×2.3	1	国土交通省	松江市
34	中海	大海崎排水門	樋門	大海崎町	電動	左岸	Φ1000 1.0×1.0	1	国土交通省	松江市
35	中海	大海崎排水樋管	樋門	大海崎町	手動	左岸	0.5×0.5	1	国土交通省	松江市
36	中海	大井第2排水門	樋門	大井町	電動	左岸	2.75×3.0	1	国土交通省	松江市
37	中海	大井中溝川排水門	樋門	大井町	電動	左岸	2.75×3.0	1	国土交通省	松江市
38	中海	大井川排水門	樋門	大井町	電動	左岸	1.5×1.5	2	国土交通省	松江市

国土交通省関係

No.	河川名	施設名	種別	大字等	操作種類	位置	高さ×幅・径	門数	管理者	管理委託者
39	中海	意東港排水門	樋門	東出雲町下意東	電動	右岸	1.0×1.0	1	国土交通省	松江市
40	中海	大東排水門	樋門	東出雲町下意東	電動	右岸	1.5×1.25	1	国土交通省	松江市
41	中海	大東第2排水門	樋門	東出雲町下意東	電動	右岸	1.3×1.1	1	国土交通省	松江市
42	中海	松原第1排水門	樋門	東出雲町下意東	電動	右岸	1.3×1.1	1	国土交通省	松江市
43	中海	松原第2排水門	樋門	東出雲町下意東	電動	右岸	1.0×1.0	1	国土交通省	松江市
44	中海	揖屋7号排水門	樋門	東出雲町揖屋	電動	右岸	1.5×2.25	1	国土交通省	松江市
45	中海	揖屋8号排水門	樋門	東出雲町揖屋	電動	右岸	1.5×1.5	1	国土交通省	松江市
46	中海	揖屋9号排水門	樋門	東出雲町揖屋	電動	右岸	1.5×1.75	1	国土交通省	松江市
47	中海	揖屋10号排水門	樋門	東出雲町揖屋	電動	右岸	1.5×1.5	1	国土交通省	松江市
48	中海	野原川排水門	樋門	野原町	電動	左岸	5.0×1.7	1	国土交通省	松江市
49	大橋川	馬潟第1号排水門	樋門	馬潟町	手動	右岸	1.0×1.0	1	国土交通省	松江市
50	大橋川	馬潟第2号排水門	樋門	馬潟町	手動	右岸	1.0×1.0	1	国土交通省	松江市
51	大橋川	馬潟第3号排水門	樋門	馬潟町	手動	右岸	1.0×1.0	1	国土交通省	松江市
52	大橋川	大橋川第1排水門	樋門	東津田町	手動	右岸	1.25×1.5	1	国土交通省	松江市
53	大橋川	大橋川第2排水門	樋門	東津田町	手動	右岸	1.0×1.0	1	国土交通省	松江市
54	大橋川	東朝日町1号排水門	樋門	東朝日町	手動	右岸	0.8×0.8	1	国土交通省	松江市
55	大橋川	東朝日町2号排水門	樋門	東朝日町	手動	右岸	0.8×0.8	1	国土交通省	松江市
56	大橋川	東朝日町3号排水門	樋門	東朝日町	手動	右岸	0.8×0.8	1	国土交通省	松江市
57	大橋川	東朝日町4号排水門	樋門	東朝日町	手動	右岸	0.8×0.8	1	国土交通省	松江市
58	宍道湖	末次ポンプ場1号水門	樋門	末次町	電動	左岸	2.2×6.0	1	国土交通省	松江市
59	宍道湖	末次ポンプ場2号水門	樋門	末次町	電動	左岸	2.0×2.0	1	国土交通省	松江市
60	宍道湖	末次ポンプ場3号水門	樋門	末次町	電動	左岸	2.1×5.0	1	国土交通省	松江市
61	宍道湖	末次ポンプ場4号水門	樋門	末次町	電動	左岸	2.5×4.0	1	国土交通省	松江市
62	宍道湖	西浜佐陀排水門	樋門	西浜佐陀町	電動	左岸	1.0×1.0	1	国土交通省	松江市
63	宍道湖	寺津排水門	樋門	西浜佐陀町	電動	左岸	1.25×1.25	1	国土交通省	松江市
64	宍道湖	天神川水門	水門	袖師町	電動	右岸	16.4×3.5	2	国土交通省	松江市

島根県関係

No.	河川名	施設名	種別	大字等	操作種類	位置	高さ×幅・径	門数	管理者	管理委託者
1	朝鈴川	朝鈴川1号樋門	樋門	西川津町下楽山団地	手動	左岸	1.75×2.0	1	島根県	松江市
2	朝鈴川	朝鈴川2号樋門	樋門	西川津町下楽山団地	手動	左岸	1.0×1.0	1	島根県	松江市
3	朝鈴川	朝鈴川3号樋門	樋門	西川津町楽山西	手動	左岸	2.1×2.1	1	島根県	松江市
4	朝鈴川	朝鈴川4号樋門	樋門	西川津町橋本	手動	左岸	3.2×2.1	1	島根県	松江市
5	朝鈴川	朝鈴川5号樋門	樋門	西川津町学園2丁目	手動	右岸	2.4×2.3	1	島根県	松江市
6	北田川	北田川水門	水門	西川津町学園1丁目	電動		4.1×7.6	3	島根県	松江市
7	北田川	北田川樋門	樋門	北田町	手動	右岸	1.05×1.1	1	島根県	松江市
8	京橋川	京橋川1号樋門	樋門	西川津町	電動	右岸	下流側1.0×1.0	1	島根県	松江市
9	京橋川	京橋川2号樋門	樋門	西川津町	電動	右岸	上流側2.9×3.6	1	島根県	松江市
10	京橋川	京橋川水門	水門	西川津町	電動		4.1×7.0	3	島根県	松江市
11	中川	中川樋門	樋門	黒田町	電動	右岸	1.47×3.2	1	島根県	松江市
12	比津川	比津川水門	水門	黒田町	電動		1.55×8.0×ラバーゲート	1	島根県	松江市
13	天神川	作橋樋門	樋門	寺町	フリップ	左岸	1.15×1.5	1	島根県	松江市

松江市関係

No.	河川名	施設名	種別	大字等	操作種類	位置	高さ×幅×径	門数	管理者	管理委託者
1	中海	下宇部尾1号排水樋門	樋門	美保関町下宇部尾	手動	左岸	φ 700 0.8×0.8	1	松江市	河川課
2	中海	下宇部尾第1簡易ゲート	簡易ゲート	美保関町下宇部尾	手動	左岸	0.3×0.3	2	松江市	河川課
3	中海	下宇部尾第2簡易ゲート	簡易ゲート	美保関町下宇部尾	手動	左岸	0.45×0.45	2	松江市	河川課
4	中海	藪中排水門	樋門	東出雲町下意東	手動	右岸	1.5×1.5	1	松江市上下水道局	上下水道局
5	中海	18号樋門(14号ゲート)	樋門	東出雲町下意東	手動	右岸		2	松江市上下水道局	上下水道局
6	中海	19号樋門	樋門	東出雲町下意東	手動	右岸		2	松江市上下水道局	上下水道局
7	中海	20号樋門(4号ゲート)	樋門	東出雲町下意東	手動	右岸		2	松江市上下水道局	上下水道局
8	中海	下意東排水門(672号)	樋門	東出雲町下意東	手動	右岸		2	松江市	河川課
9	中海	下意東排水門(673-1号)	樋門	東出雲町下意東	手動	右岸		2	松江市	河川課
10	中海	下意東排水門(676-1号)	樋門	東出雲町下意東	手動	右岸		2	松江市	河川課
11	中海	承水路連結水路樋門	樋門	東出雲町揖屋	電動	右岸	2.0×2.2	1	松江市上下水道局	上下水道局
12	中海	大木川排水樋門	樋門	東出雲町揖屋	電動	右岸	2.0×2.0	2	松江市上下水道局	上下水道局
13	中海	揖屋1号排水樋門	樋門	東出雲町揖屋	手動	右岸	2.5×2.5	2	松江市上下水道局	上下水道局
14	中海	揖屋2号排水樋門	樋門	東出雲町揖屋	手動	右岸	1.75×2.75	1	松江市上下水道局	上下水道局
15	中海	揖屋3号排水樋門	樋門	東出雲町揖屋	手動	右岸	2.25×3.0	2	松江市上下水道局	上下水道局
16	中海	揖屋4号排水樋門	樋門	東出雲町揖屋	手動	右岸	1.5×2.0	1	松江市上下水道局	上下水道局
17	中海	揖屋5号排水樋門	樋門	東出雲町揖屋	手動	右岸	1.0×1.0	1	松江市上下水道局	上下水道局
18	中海	揖屋6号排水樋門	樋門	東出雲町揖屋	手動	右岸	1.25×1.25	1	松江市上下水道局	上下水道局
19	中海	崎田1号排水樋門	樋門	東出雲町揖屋	手動		ラック開閉 0.73×0.66	1	松江市	河川課
20	中海	崎田1号排水樋管	樋門	東出雲町揖屋	フラップ			1	松江市	河川課
21	中海	入江第1樋管	樋門	八束町入江	フラップ		1.0×1.0	1	松江市	河川課
22	中海	入江第2樋管	樋門	八束町入江	フラップ		1.0×1.0	1	松江市	河川課
23	中海	入江第3樋管	樋門	八束町入江	フラップ		1.0×1.0	1	松江市	河川課
24	中海	入江第4樋管	樋門	八束町入江	フラップ		1.0×1.0	1	松江市	河川課
25	中海	入江第5樋管	樋門	八束町入江	フラップ		1.0×1.0	1	松江市	河川課
26	中海	入江第6樋管	樋門	八束町二子	フラップ		1.0×1.7	1	松江市	河川課
27	中海	二子第1樋管	樋門	八束町二子	フラップ		1.0×1.2	1	松江市	河川課
28	中海	二子第2樋管	樋門	八束町二子	フラップ		1.0×1.0	1	松江市	河川課
29	中海	二子第3樋管	樋門	八束町二子	フラップ		1.0×1.0	1	松江市	河川課
30	中海	二子第4樋管	樋門	八束町二子	フラップ		1.0×1.0	1	松江市	河川課
31	中海	二子第5樋管	樋門	八束町二子	フラップ		1.0×1.0	1	松江市	河川課
32	中海	二子第6樋管	樋門	八束町二子	フラップ		1.0×1.0	1	松江市	河川課
33	中海	二子第7樋管	樋門	八束町二子	フラップ		1.0×1.0	1	松江市	河川課
34	中海	二子第8樋管	樋門	八束町二子	フラップ		1.0×1.0	1	松江市	河川課
35	中海	二子第9樋管	樋門	八束町二子	フラップ		1.0×1.0	1	松江市	河川課
36	中海	亀尻第1樋管	樋門	八束町寺津	フラップ		1.0×1.0	1	松江市	河川課
37	中海	亀尻第2樋管	樋門	八束町亀尻	フラップ		1.0×1.0	1	松江市	河川課
38	中海	亀尻第3樋管	樋門	八束町亀尻	フラップ		1.0×1.5	1	松江市	河川課
39	中海	亀尻第4樋管	樋門	八束町亀尻	フラップ		1.0×1.3	1	松江市	河川課
40	中海	馬渡第1樋管	樋門	八束町馬渡	フラップ		1.0×1.0	1	松江市	河川課
41	中海	馬渡第2樋管	樋門	八束町馬渡	フラップ		1.0×1.0	1	松江市	河川課

松江市関係

No.	河川名	施設名	種別	大字等	操作種類	位置	高さ×幅・径	門数	管理者	管理委託者
42	中海	江島第1樋管	樋門	八束町江島	フリップ		1.0×1.0	1	松江市	河川課
43	中海	江島第2樋管	樋門	八束町江島	フリップ		1.0×1.0	1	松江市	河川課
44	中海	江島第3樋管	樋門	八束町江島	フリップ		1.0×1.0	1	松江市	河川課
45	中海	江島第4樋管	樋門	八束町江島	フリップ		1.0×1.0	1	松江市	河川課
46	中海	三間川排水樋門	樋門	八束町江島	手動		1.55×2.4	1	松江市	河川課
47	中海	四間川排水樋門	樋門	八束町江島	手動		1.3×1.3	1	松江市	河川課
48	中海	塩濱川排水樋門	樋門	八束町江島	手動		1.2×1.2	1	松江市	河川課
49	中海	江島第2号排水樋門	樋門	八束町江島	手動		1.7×1.0	1	松江市	河川課
50	中海	手角排水門(134)	樋門	手角町	フリップ				河川課	市河川課
51	中海	上宇部尾1号樋門	樋門	上宇部尾町	フリップ	左岸	1.0×2.0	1	松江市	河川課
52	中海	上宇部尾2号樋門	樋門	上宇部尾町	フリップ	左岸	1.0×4.0	1	松江市	河川課
53	中海	西部承水路樋門	樋門	意宇町 竹矢町	手動	右岸	右岸 1.7× 3.1×2門ローラー	1	上下水道局	上下水道局
54	大橋川	手間第1号樋門	樋門	竹矢町	手動	右岸	下流側0.8×0.8	1	松江市	河川課
55	大橋川	手間第2号樋門	樋門	竹矢町	手動	右岸	上流側0.6×0.6	1	松江市	河川課
56	大橋川	朝日地区排水門(184)	樋門	伊勢宮町	フリップ	右岸		1	松江市	市河川課
57	大橋川	朝日地区排水門(188)	樋門	和多見町	フリップ	右岸		1	松江市	市河川課
58	大橋川	朝日地区排水門(174)	樋門	東朝日町	フリップ	右岸		1	松江市	市河川課
59	大橋川	朝日地区排水門(175)	樋門	伊勢宮町	フリップ	右岸		1	松江市	市河川課
60	大橋川	朝日地区排水門(176)	樋門	伊勢宮町	フリップ	右岸		1	松江市	市河川課
61	大橋川	朝日地区排水門(177)	樋門	伊勢宮町	フリップ	左岸		1	松江市	市河川課
62	大橋川	朝日地区排水門(191)	樋門	和多見町	フリップ	左岸		1	松江市	市河川課
63	大橋川	朝日地区排水門(193)	樋門	八間屋町	フリップ	右岸		1	松江市	市河川課
64	大橋川	福富第1号排水門	水門	福富町	フリップ		2.6×1.4	1	松江市	市河川課
65	大橋川	福富第2号排水門	水門	福富町	フリップ		2.4×1.0	1	松江市	市河川課
66	大橋川	馬潟第1樋管	樋門	馬潟町	フリップ	右岸	1.2×1.2	1	松江市上下水道局	上下水道局
67	大橋川	馬潟第2樋管	樋門	馬潟町	フリップ	右岸	1.8×1.8	1	松江市上下水道局	上下水道局
68	大橋川	馬潟第3樋管	樋門	馬潟町	フリップ	右岸	1.0×1.0	1	松江市上下水道局	上下水道局
69	宍道湖	嫁島1号樋門	樋門	西嫁島2丁目	手動	右岸	1.5×1.1	1	松江市上下水道局	上下水道局
70	宍道湖	嫁島2号樋門	樋門	西嫁島2丁目	手動	右岸	1.1×1.1	1	松江市	河川課
71	宍道湖	嫁島3号樋門	樋門	嫁島町	手動	右岸	1.1×1.1	1	松江市	河川課
72	宍道湖	嫁島4号樋門	樋門	袖師町	手動	右岸	1.1×1.1	1	松江市	河川課
73	宍道湖	嫁島5号樋門	樋門	袖師町	油圧引上ゲート	右岸	防潮扉有 1.0×2.0	1	松江市上下水道局	上下水道局
74	宍道湖	堂形雨水幹線樋門	樋門	堂形町	手動	左岸	1.5×1.5	1	松江市上下水道局	上下水道局
75	朝酌川	柴池排水樋門	樋門	西川津町	手動	左岸	3.0×2.0	1	松江市上下水道局	上下水道局
76	朝酌川	深町排水樋門	樋門	学園2丁目	手動	右岸	2.2×2.2	1	松江市上下水道局	上下水道局
77	宍道湖	堂形排水樋門	樋門	堂形町	手動	左岸	1.5×1.5	1	松江市上下水道局	上下水道局
78	朝酌川	柴池排水樋門	樋門	西川津町	手動	左岸	3.0×2.0	1	松江市上下水道局	上下水道局
79	朝酌川	深町排水樋門	樋門	学園2丁目	手動	右岸	2.2×2.2	1	松江市上下水道局	上下水道局
80	上追子川	上追子水門	水門	向島町	電動		3.3×14.5	3	松江市	河川課
81	向島川	向島水門	水門	向島町	電動		2.77×2.57	1	松江市	河川課
82	桜川	桜川水門	水門	黒田町	電動		0.85×3.0	1	松江市	河川課

松江市関係

No.	河川名	施設名	種別	大字等	操作種類	位置	高さ×幅・径	門数	管理者	管 理 委託者
83	砂子川	砂子水門	水門	砂子町	電動		1.55×3.6	1	松江市	河川課
84	講武川	湯戸放流樋門	樋門	鹿島町北講武	電動	右岸	1.65×2.7	2	松江市	農林基盤整備課
85	山居川	奥山排水樋門	樋門	浜乃木6丁目	手動	左岸	2.6×2.0	1	松江市上下水道局	上下水道局
86	山居川	嫁島1号制水門(ポンプ場)	樋門	嫁島町	手動	右岸	1.5×1.5	1	松江市上下水道局	上下水道局
87	山居川	嫁島2号制水門(ポンプ場)	樋門	嫁島町	電動	右岸	1.5×1.5	1	松江市上下水道局	上下水道局
88	山居川	嫁島3号制水門(ポンプ場)	樋門	嫁島町	電動	左岸	1.2×1.2	1	松江市上下水道局	上下水道局
89	山居川	嫁島4号制水門(ポンプ場)	樋門	嫁島町	電動	左岸	1.2×1.2	1	松江市上下水道局	上下水道局
90	雨水渠	嫁島1-2号樋門	樋門	西嫁島2丁目	手動	袖師公園内	1.5×1.5	1	松江市上下水道局	上下水道局
91	雨水渠	嫁島5号制水門	樋門	西嫁島2丁目	電動	嫁島団地内	1.8×1.8	1	松江市上下水道局	上下水道局

その他

No.	河川名	施設名	種別	大字等	操作種類	位置	高さ×幅・径	門数	管理者	管 理 委託者
1	中海	森山地区樋門	樋門	美保関町森山	電動	左岸	ピゾック巻上式 1.8×4.1	1	境港管理組合	河川課
2	宍道湖	長江干拓西排水樋門	樋門	東長江町	電動	左岸	2.3×3.0	3	松江市土地改良区	
3	宍道湖	長江干拓東排水樋門	樋門	打出町	手動	左岸	2.5×3.0	1	松江市土地改良区	
4	宍道湖	宍道干拓排水樋門	樋門	宍道町昭和新田	手動	右岸		1	松江市土地改良区	
5	大橋川	大井排水樋門	樋門	福富町	手動	左岸	1.56×2.15	1	松江市土地改良区	
6	大橋川	大庄屋樋門	樋門	西尾町	手動	左岸	2.2×2.9	1	松江市土地改良区	
7	大橋川	手古川樋門	樋門	西川津町	手動	右岸	2.6×3.0	1	松江市土地改良区	
8	朝酌川	手貝水門	水門	西尾町	電動		15.4×2.5	2	松江市土地改良区	河川課
9	朝酌川	手貝水門	水門	西尾町	電動		2.5×2.5	6	松江市土地改良区	河川課
10	佐陀川	東排水樋門	樋門	浜佐田町	電動	右岸	2.2×2.0	8	松江市土地改良区	
11	佐陀川	西排水樋門	樋門	西浜佐陀町	電動	左岸	2.2×2.0	6	松江市土地改良区	
12	古曾志川	古曾志排水樋門	樋門	古曾志町	手動	左岸	1.0×1.1	1	松江市土地改良区	
13.	八幡川	八幡1号水門	水門	八幡町	電動		1.2×1.6	3	八幡水利組合	
14	八幡川	八幡2号水門	水門	八幡町	電動		1.1×1.6	2	八幡水利組合	

別表15-3

## 陸閘一覧表

国土交通省関係

No.	河川名	施設名	位置	地番	操作種類	右左岸、高さ×幅・径×門数	管理者	管理委託者
1	中海	森山1陸閘	美保関町森山	838-2	手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
2	中海	森山2陸閘	美保関町森山	838-2	手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
3	中海	森山3陸閘	美保関町森山	838-2	手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
4	中海	森山4陸閘	美保関町森山	434	手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
5	中海	森山5陸閘	美保関町森山	434	手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
6	中海	森山6陸閘	美保関町森山	434	手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
7	中海	森山7陸閘	美保関町森山	434	手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
8	中海	森山8陸閘	美保関町森山	264-1	手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
9	中海	森山9陸閘	美保関町森山	264-1	手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
10	中海	森山10陸閘	美保関町森山	264-1	手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
11	中海	森山11陸閘	美保関町森山	264-1	手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
12	中海	森山12陸閘	美保関町森山	264-1	手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
13	中海	森山13陸閘	美保関町森山	264-1	手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
14	中海	森山14陸閘	美保関町森山	264-1	手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
15	中海	森山15陸閘	美保関町森山	264-1	手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
16	中海	森山16陸閘	美保関町森山	264-1	手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
17	中海	下宇部尾1陸閘	美保関町下宇部尾	142	手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
18	中海	下宇部尾2陸閘	美保関町下宇部尾	142	手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
19	中海	下宇部尾3陸閘	美保関町下宇部尾	142	手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
20	中海	下宇部尾4陸閘	美保関町下宇部尾	142	手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
21	中海	下宇部尾5陸閘	美保関町下宇部尾	206-1	手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
22	中海	下宇部尾6陸閘	美保関町下宇部尾	206-1	手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
23	中海	下宇部尾7陸閘	美保関町下宇部尾	206-1	手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
24	中海	下宇部尾8陸閘	美保関町下宇部尾	206-1	手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
25	中海	下宇部尾9陸閘	美保関町下宇部尾	335-5	手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
26	中海	下宇部尾10陸閘	美保関町下宇部尾	335-5	手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
27	中海	下宇部尾11陸閘	美保関町下宇部尾	335-5	手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
28	中海	下宇部尾12陸閘	美保関町下宇部尾	335-5	手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
29	中海	揖屋1陸閘	東出雲町揖屋		手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
30	中海	揖屋2陸閘	東出雲町揖屋		手動	片開式アルミ製 ゲート1門	国土交通省	松江市
31	中海	下宇部尾地区引込式ゲート	美保関町下宇部尾		手動	引戸式ゲート 0.6×5.0×1 門	境港管理組合	松江市

別表15-4

## ダム一覧表

項目	名称	大谷ダム	千本ダム
水 系	斐伊川	斐伊川	
河 川 名	大谷川	忌部川	
位 置	松江市東忌部町	松江市東忌部町	
所 管	松江市上下水道局	松江市上下水道局	
目 的	上水道	上水道	
型 式	重力式	重力式	
連 絡 先	代 表55-4888 淨配水課33-2003	代 表55-4888 淨配水課33-2003	
集水面積 $\text{km}^2$	3.96	15.36	
堤 高 m	35	15.76	
堤 頂 長 * m	101	109.09	
洪水時操作ゲート	なし	なし	
常時満水位 m	EL 137.50	EL 48.79	
洪水時満水位 m	EL 137.50	EL 48.79	
総貯水容量 千 $\text{m}^3$	1,421	387	
有効貯水容量*千 $\text{m}^3$	1,328	379	

※ダム上部での横方向の長さ。  
ダムを正面からみたときには、  
その最大の横幅。

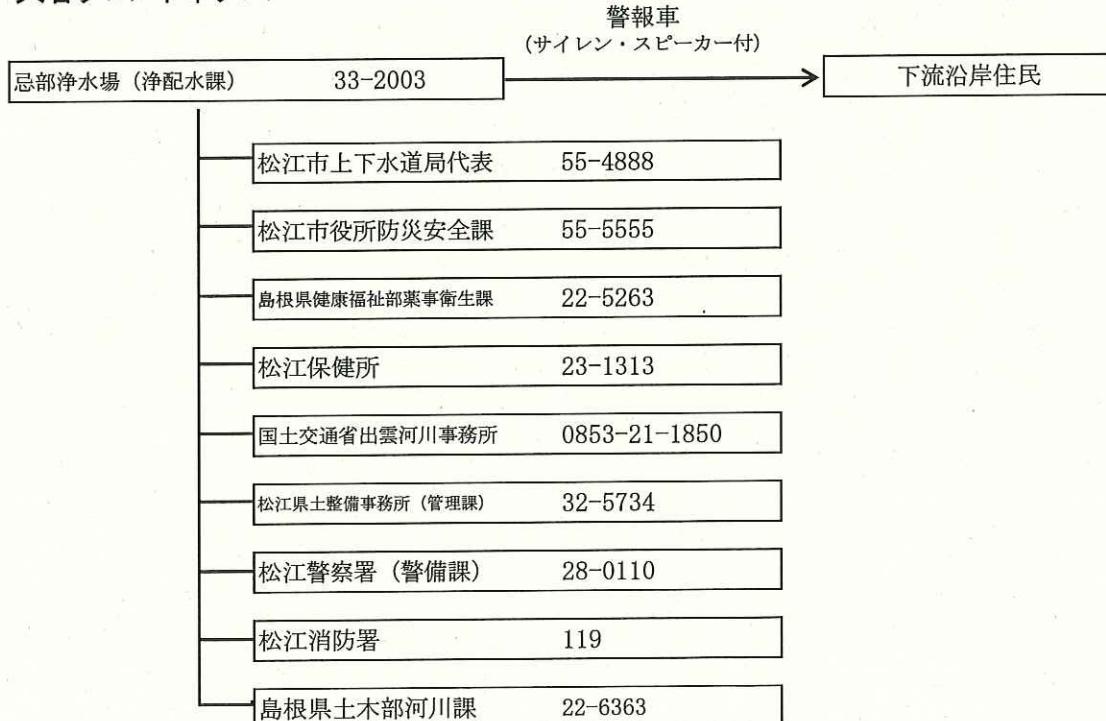
※EL：海拔標高

※総貯水量から、貯水池の取水  
口より下の貯留水（死水容量）  
及び堆砂容量を除いた水量。

別表15-5

## ダム通報系統図

## 大谷ダム・千本ダム



別表16-1

## 水防警報の種類と条件 斐伊川(宍道湖・大橋川)

種類	内 容	対 象		発表条件
		水位 観測所	水位 (m)	
待機	増水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	松江	0.80 (水防団 待機)	水防団待機水位を突破し、降雨状況及び河川状況等により必要と認められるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保、堤防の巡視等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	—	—	降雨状況等によりはん濫注意水位を越えると見込まれるときで、はん濫注意水位に達する前にその時の水位上昇速度により判断する。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	松江	1.20 (はん濫 注意)	はん濫注意水位に達し、なお水位上昇が見込まれ、災害の生ずるおそれがあるとき、又は河川状況等により災害のおそれのあるとき。
指示	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な水があふれる箇所・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。	松江	1.40 (はん濫 危険)	はん濫危険水位に達し、災害の起こるおそれのあるとき、その他水防活動上必要な情報。(適宜)
解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	—	—	水位がはん濫注意水位以下に下降し、降雨状況及び河川状況等により水防活動の必要がなくなったとき。

別表16-2

## 水防警報の種類と条件 斐伊川(境水道・中海)

種類	内 容	対象		発表条件
		水位 観測所	水位 (m)	
待機	増水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	中海湖心	0.70 (水防団 待機)	水防団待機水位を突破し、降雨状況及び河川状況等により必要と認められるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保、堤防の巡視等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	—	—	降雨状況等によりはん濫注意水位を越えると見込まれるときで、はん濫注意水位に達する前にその時の水位上昇速度により判断する。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	中海湖心	0.90 (はん濫 注意)	はん濫注意水位に達し、なお水位上昇が見込まれ、災害の生ずるおそれがあるとき、又は河川状況等により災害のおそれのあるとき。
指示	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な水があふれる箇所・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	中海湖心	0.90 (はん濫 危険)	はん濫危険水位に達し、災害の起こるおそれのあるとき、その他水防活動上必要な情報。(適宜)
解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	—	—	水位がはん濫注意水位以下に下降し、降雨状況及び河川状況等により水防活動の必要がなくなったとき。

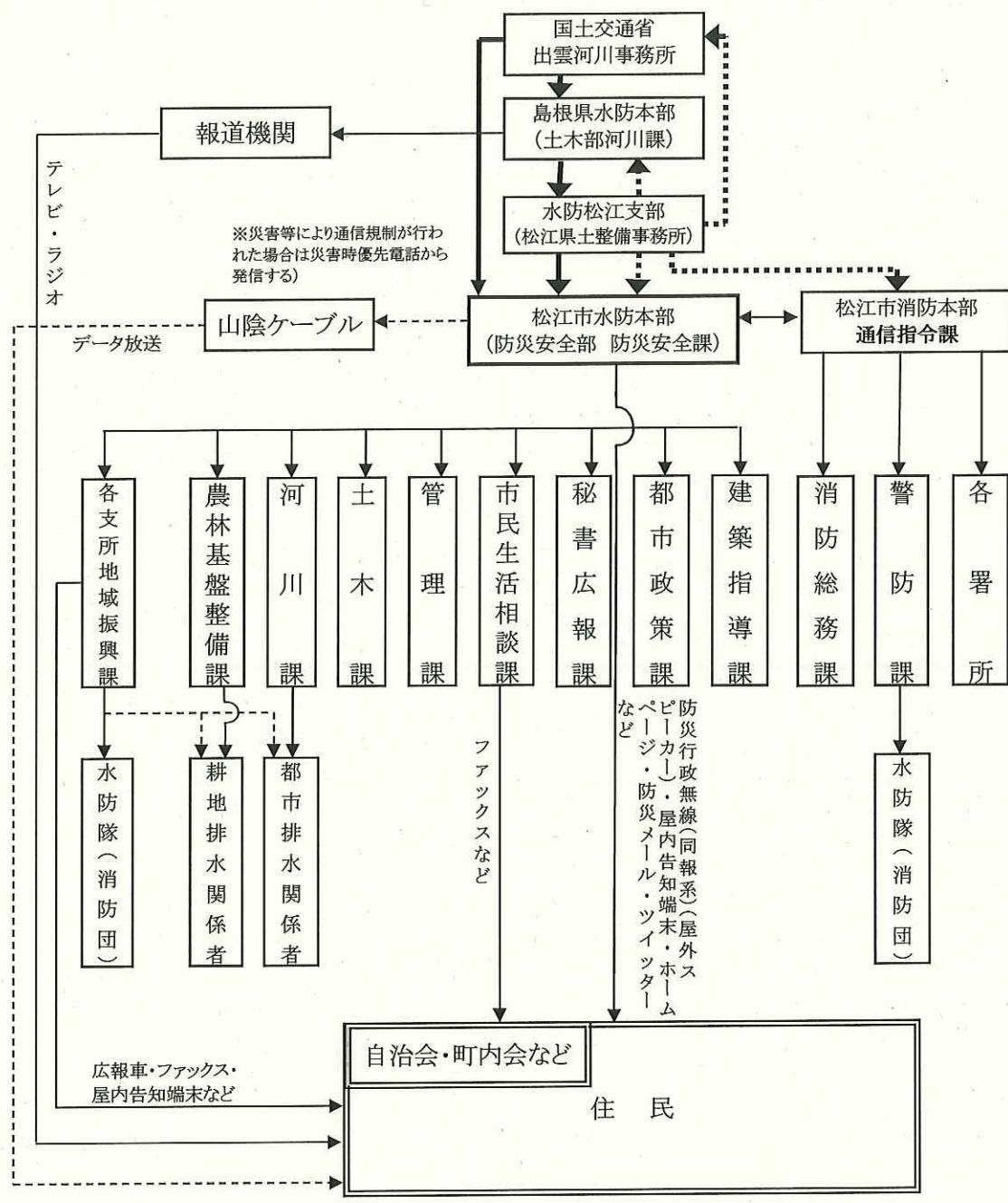
別表16-3

## 水防警報の種類と条件 斐伊川(意宇川)

種類	内 容	対象		発表条件
		水位 観測所	水位 (m)	
待機	増水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	神納橋	1. 50 (水防団 待機)	水防団待機水位を突破し、降雨状況及び河川状況等により必要と認められるとき。
		出雲郷	2. 30 (水防団 待機)	
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保、堤防の巡視等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	神納橋	1. 60	降雨状況等によりはん濫注意水位を越えると見込まれるときで、はん濫注意水位に達する前にその時の水位上昇速度により判断する。
		出雲郷	2. 50	
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	神納橋	1. 70 (はん濫 注意)	はん濫注意水位に達し、なお水位上昇が見込まれ、災害の生ずるおそれがあるとき、又は河川状況等により災害のおそれのあるとき。
		出雲郷	2. 70 (はん濫 注意)	
指示	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な水があふれる箇所・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	神納橋	2. 10 (はん濫 危険)	はん濫危険水位に達し、災害の起こるおそれのあるとき、その他水防活動上必要な情報。(適宜)
		出雲郷	3. 30 (はん濫 危険)	
解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	—	—	水位がはん濫注意水位以下に下降し、降雨状況及び河川状況等により水防活動の必要がなくなったとき。

別表16-4

水防警報伝達系統図

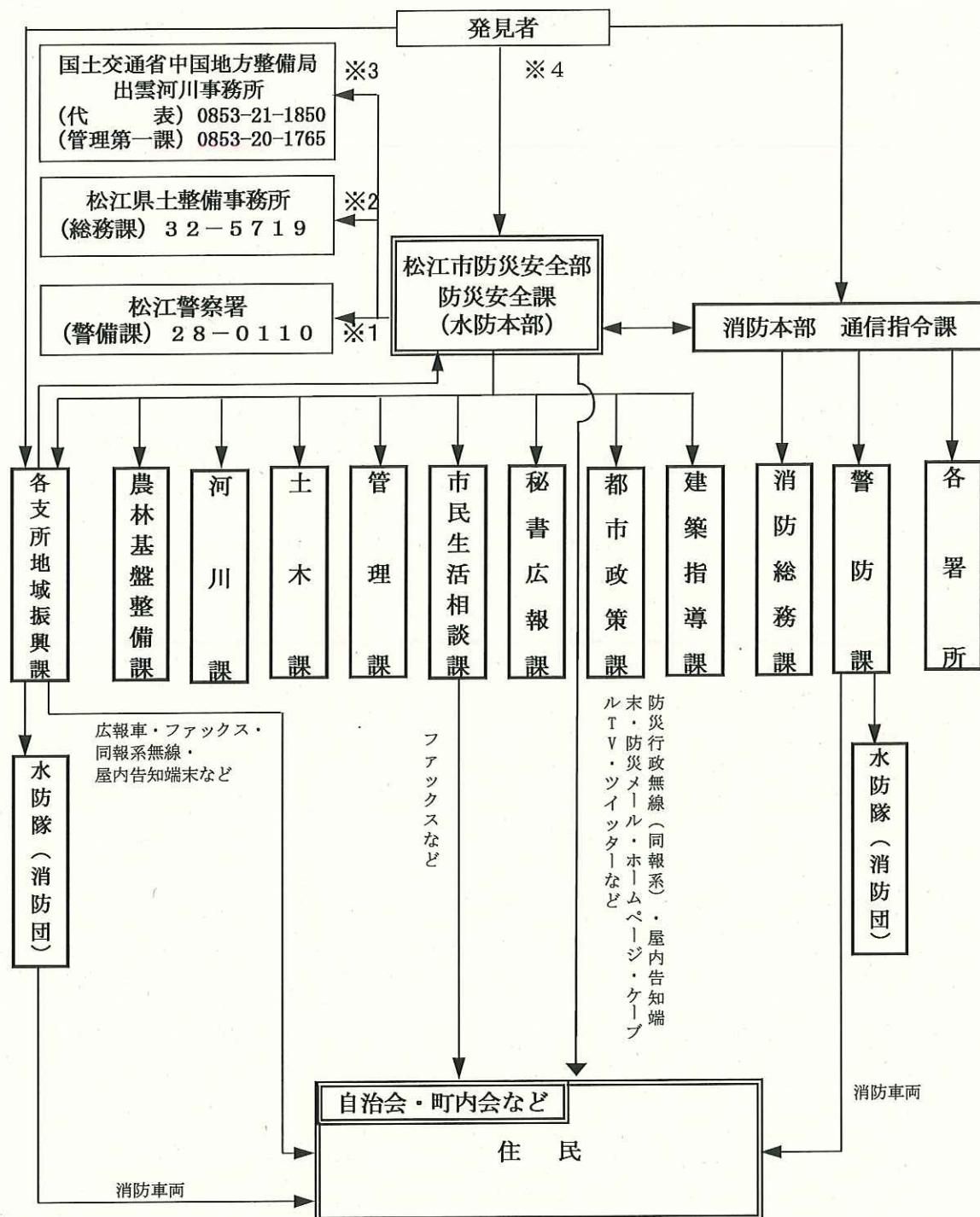


→ 出雲河川事務所長が発表する水防警報

→ 水防松江支部長が発表する水防警報

別表17

## 河川決壊時の通報系統図



※1 災害等により通信規制が行われた場合は衛星電話（松江警察署7-032-443-5）または災害時優先電話から発信する。

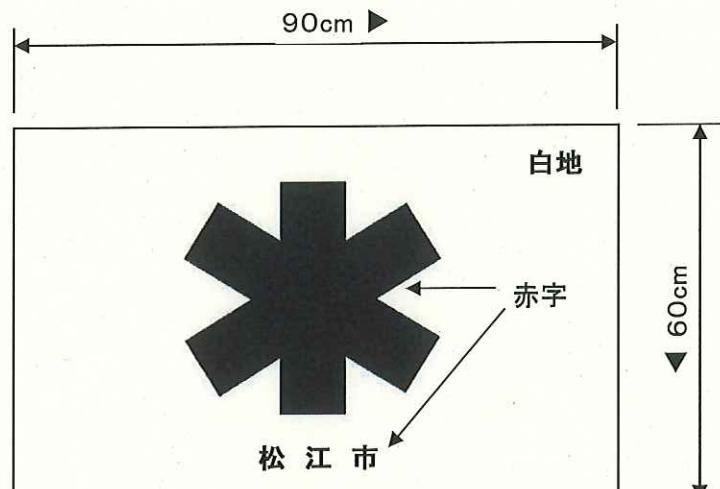
※2 災害等により通信規制が行われた場合は衛星電話[松江市土整備事務所総務課(7-321-2-5719)]または災害時優先電話から発信する)

※3 災害等により通信規制が行われた場合は、災害時優先電話から発信する。

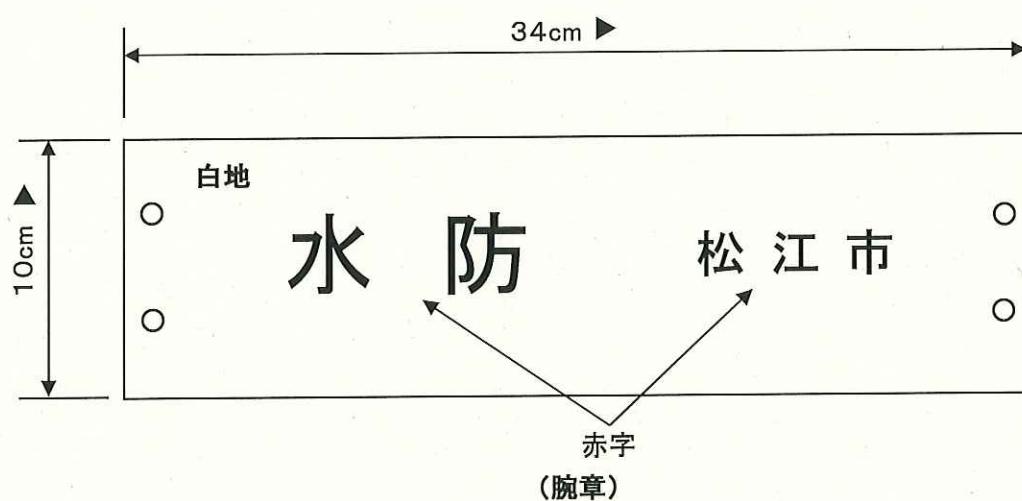
※4 発見者の通報は、水防本部（防災安全課）・消防本部・各支所地域振興課いずれか1カ所で足りる。

別表18

優先通行等標識



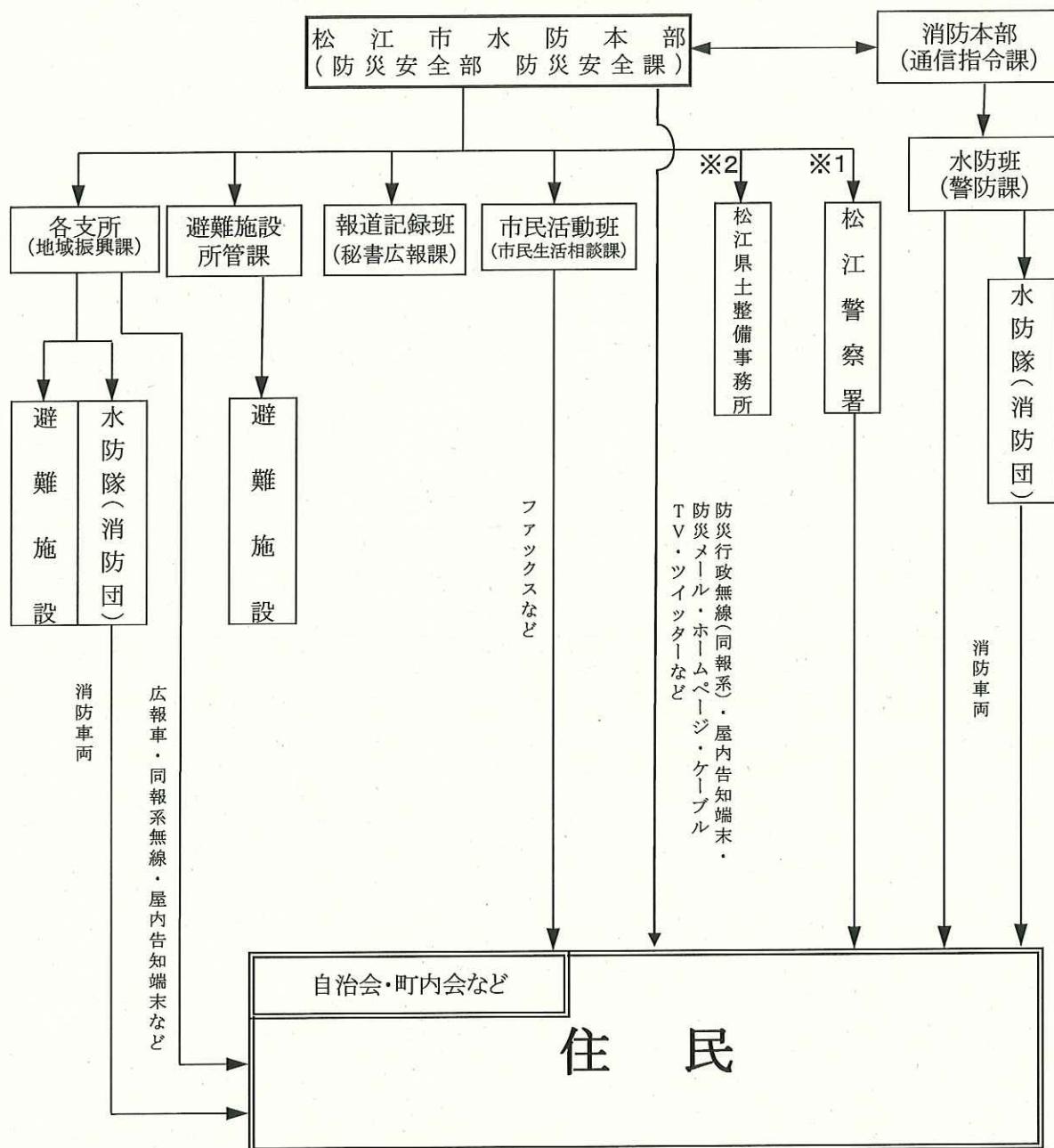
(標旗・標識)



(腕章)

別表19

避難時の伝達系統図



※1 松江警察署  
災害等により通信規制が行われた場合は衛星電話 (7-032-443-5) または災害時優先電話から発信する

※2 松江県土整備事務所総務課  
災害等により通信規制が行われた場合は衛星電話 ((7-321-2-5719) または災害時優先電話から発信する

別表20

## 避難所・避難場所一覧表

災害で自宅が倒壊または焼失して帰れない人や、自宅にいると危険な場所などのために、各学校や公民館などを避難場所に指定しています。

災害発生時には、必要に応じてこれらの施設に避難所を開設します。

※「○」印の施設の中には、利用することができない棟（建物）をその施設内に含む場合があります。

平成28年4月現在

地区	No.	施設名	住所	電話番号	災害種別	
					風水害	土砂災害
城東	1	母衣幼稚園	北田町273	21-5656	○	○
城東	2	母衣小学校	北田町273	21-2128	○	○
城東	3	松江市総合体育館	学園南1-21-1	25-1700	○	○
城東	4	島根県民会館	殿町158	22-5506	○	○
城東	5	城東公民館	北田町273	27-5680	○	○
城東	6	松江商工会議所	母衣町55-4	23-1616	○	○
城東	7	県立産業交流会館（くにびきメッセ）	学園南1-2-1	24-1111	○	○
城東	8	北公園	学園南1-21-1	—	一時避難場所	一時避難場所
城北	9	県立松江北高等学校	奥谷町164	21-4888	○	○
城北	10	城北公民館	北堀町43	26-4437	○	○
城北	11	島根大学教育学部附属小学校	大輪町416-4	29-1200	○	○
城北	12	島根大学教育学部附属幼稚園	大輪町416-4	29-1120	○	○
城北	13	城北幼稚園	東奥谷町229	21-0580	○	○
城北	14	城北小学校	東奥谷町229	21-4944	○	○
城西	16	内中原小学校	内中原町225	22-0300	○	○
城西	17	第一中学校	外中原町46	21-4746	○	○
城西	18	島根県研修センター	内中原町255-1	22-5856	○	○
城西	19	島根県立武道館	内中原町52	22-5712	○	○
城西	22	城西公民館	堂形町614	26-2659	○	○
城西	23	島根県職員会館	内中原町52	22-6100	○	○
城西	215	城西幼保園	松江市堂形町520	60-0450	○	○
川津	24	川津幼稚園	西川津町552	23-2785	○	○
川津	25	川津小学校	西川津町500	21-2507	○	○
川津	26	第二中学校	西川津町3402-1	21-0303	○	×
川津	27	松江市国際交流会館（川津公民館）	西川津町3405-5	31-8555	○	○
川津	28	菅田会館	菅田町21-2	26-1964	○	○
川津	29	県立松江東高等学校	西川津町510	27-3700	○	×
川津	30	城東保育所	学園1-10-12	21-2587	○	○
川津	31	島根大学	西川津町1060	32-6100	○	○
川津	32	島根大学教育学部附属中学校	菅田町167-1	29-1300	○	○
川津	33	楽山公園	西川津町3386-1	—	一時避難場所	一時避難場所
朝酌	34	朝酌幼稚園	朝酌町121-2	39-0550	○	○
朝酌	35	朝酌小学校	朝酌町115	39-0202	○	○
朝酌	36	朝酌公民館	朝酌町92-1	39-0646	○	○
朝酌	37	市立女子高等学校	西尾町540-1	39-0216	○	○
法吉	38	法吉小学校	比津町532	21-4354	○	×
法吉	39	法吉公民館	比津町308-4	21-4966	○	○
法吉	40	法吉保育所	春日町489-1	21-0307	○	○
法吉	41	比津が丘保育園	比津が丘4-2-34	26-2025	○	○
生馬	42	生馬幼稚園	西生馬町8	36-8727	○	○
生馬	43	生馬小学校	西生馬町8	36-7614	○	○
生馬	44	生馬公民館	西生馬町8	36-8234	○	○
生馬	45	松江工業高等専門学校	西生馬町14-4	36-5111	○	○
持田	46	持田幼稚園	東持田町81	27-2177	○	○
持田	47	持田小学校	東持田町81	21-3987	○	○
持田	48	持田公民館	東持田町61	21-3067	○	○
持田	49	福原会館	福原町691-4	34-0083	○	○
本庄	50	本庄小学校	邑生町76-3	34-0520	○	○
本庄	51	本庄中学校	野原町424-2	34-0523	○	×
本庄	52	本庄公民館	本庄町463-3	34-0504	○	○

地区	No.	施設名	住所	電話番号	災害種別	
					風水害	土砂災害
古江	53	古江幼稚園	古曾志町896-5	36-7533	○	×
古江	54	古江小学校	古曾志町1759	36-8752	○	×
古江	55	旧長江小学校	東長江町259-2	—	○	○
古江	56	古江公民館	古曾志町1517-3	36-8054	○	○
古江	57	松江海洋センター	西浜佐陀町1012	36-6984	○	○
古江	58	湖北中学校	打出町245-1	36-5400	○	○
大野	59	大野幼稚園	上大野町1810-1	88-2096	○	×
大野	60	大野小学校	上大野町1826	88-2064	○	○
大野	61	松江総合医療専門学校	上大野町2081-4	88-3131	○	○
大野	62	魚瀬自治集会所	魚瀬町656-25	—	○	×
大野	63	魚瀬世代間交流会館	魚瀬町656-25	88-3033	○	×
大野	64	大野公民館	上大野町1855-1	88-2051	○	×
秋鹿	65	秋鹿幼稚園	岡本町992-1	88-3173	○	○
秋鹿	66	旧中島小学校	秋鹿町636	—	○	×
秋鹿	67	秋鹿小学校	岡本町992-1	88-2007	○	○
秋鹿	68	秋鹿公民館	岡本町70	88-2001	○	×
白潟	69	白潟公民館	灘町1-57	22-7147	○	○
白潟	70	白潟保育所	灘町1-57	21-4204	○	○
白潟	71	松江市市民活動センター	白潟本町43	32-0800	○	○
白潟	72	松江卸センター会館	嫁島町16-14	24-0500	○	○
朝日	73	中央幼稚園	大正町398	27-1100	○	○
朝日	74	中央小学校	大正町398	27-2700	○	○
朝日	75	第三中学校	東朝日町14	21-0531	○	○
朝日	76	朝日公民館	東朝日町49	21-3432	○	○
雜賀	77	雜賀幼稚園	雜賀町850	21-3542	○	×
雜賀	78	雜賀小学校	雜賀町586	21-2805	○	○
雜賀	79	雜賀公民館	雜賀町677	23-8179	○	○
雜賀	80	松尾会館	松尾町678-7	25-0776	○	×
雜賀	81	松徳学院高等学校	上乃木1-14-51	21-5478	○	×
雜賀	82	松徳学院中学校	上乃木1-14-51	21-5478	○	×
津田	83	津田幼稚園	東津田町1189-1	22-0505	○	○
津田	84	津田小学校	東津田町1166	21-3620	○	○
津田	85	第四中学校	西津田10-20-1	21-2734	○	×
津田	86	津田公民館	東津田町1189-1	26-4962	○	○
津田	87	総合文化センター (プラバホール)	西津田6-5-44	27-6000	○	○
津田	88	開星高等学校	西津田9-11-1	21-4915	○	×
津田	89	開星中学校	西津田9-11-1	21-4915	○	×
古志原	90	古志原幼稚園	古志原4-6-17	22-4040	○	○
古志原	91	古志原小学校	古志原4-6-1	23-9511	○	○
古志原	92	県立松江工業高等学校	古志原4-1-10	67-2121	○	○
古志原	93	県立松江南高等学校	八雲台1-1-1	21-6329	○	○
古志原	94	古志原公民館	古志原4-6-30	26-4436	○	○
古志原	95	ふたば古志原保育所	古志原3-4-35	21-3800	○	○
竹矢	96	竹矢幼稚園	八幡町379-1	37-0945	○	○
竹矢	97	竹矢小学校	八幡町379-1	37-0535	○	○
竹矢	98	竹矢公民館	八幡町279-1	37-0854	○	○
竹矢	99	矢田体育館	矢田町250-18	27-6788	○	○
乃木	100	乃木小学校	浜乃木5-1-10	21-2032	○	○
乃木	101	湖南中学校	浜乃木8-2-60	21-0164	○	○
乃木	102	県立松江商業高等学校	浜乃木8-1-1	21-3261	○	○
乃木	103	県立松江農林高等学校	乃木福富町51	21-6772	○	○
乃木	104	乃木公民館	浜乃木5-1-5	21-4931	○	○
乃木	105	県立松江養護学校 乃木校舎	乃木福富町733-2	21-3673	○	×
乃木	106	県立はづらつ体育館	上乃木7-1-27	21-3253	○	○
乃木	107	松江西高等学校	上乃木3-21-10	21-2925	○	○
乃木	108	県立大学短期大学部松江キャンパス	浜乃木7-24-2	26-5525	○	×
乃木	109	松江総合運動公園	上乃木10-4-1	21-3500	一時避難場所	一時避難場所
乃木	110	幼保園のぎ	田和山町108	60-2605	○	○

地区	No.	施設名	住所	電話番号	災害種別	
					風水害	土砂災害
大庭	111	大庭幼稚園	大庭町808-1	23-0690	○	○
大庭	112	大庭小学校	大庭町1074	21-4239	○	○
大庭	113	湖東中学校	山代町680	25-9220	○	○
大庭	114	大庭公民館	大庭町805-3	24-8733	○	○
大庭	115	サンライフ松江	大庭町1751-14	27-7711	○	○
忌部	116	忌部幼稚園	東忌部町915-1	33-2001	○	○
忌部	117	忌部小学校	東忌部町915-1	33-2017	○	○
忌部	118	忌部公民館	東忌部町899	33-2010	○	○
鹿島	119	鹿島総合体育館（ニューウェーブ）	鹿島町佐陀本郷76	82-3331	○	○
鹿島	120	佐太小学校	鹿島町佐陀本郷1186	82-0185	○	×
鹿島	121	恵曇小学校	鹿島町手結201	82-0065	○	×
鹿島	122	鹿島中学校	鹿島町名分673	82-0318	○	○
鹿島	123	鹿島東小学校	鹿島町北講武599	82-0309	○	○
鹿島	124	鹿島御津地区体育館	鹿島町御津800	82-2892	○	○
鹿島	129	鹿島文化ホール	鹿島町佐陀本郷659	82-3181	○	○
鹿島	130	御津保育所	鹿島町御津799-2	82-0302	○	○
鹿島	131	旧御津公民館	鹿島町御津660-4	82-1451	○	×
鹿島	132	恵曇保育所	鹿島町武代181	82-2093	○	○
鹿島	133	恵曇幼稚園	鹿島町恵曇1	82-1547	○	○
鹿島	134	佐太幼稚園	鹿島町佐陀本郷1186	82-1058	○	○
鹿島	135	講武幼稚園	鹿島町北講武599	82-1439	○	○
鹿島	194	御津老人福祉センター	鹿島町御津478	82-0415	○	○
鹿島	217	鹿島公民館	鹿島町佐陀本郷640-1	55-5716	○	○
島根	136	島根体育館	島根町加賀1455	55-5730	○	×
島根	137	島根小学校	島根町加賀1325-1	85-2018	○	×
島根	138	島根中学校	島根町加賀1426	85-2063	○	×
島根	139	島根公民館	島根町加賀1414	85-2301	○	○
島根	140	野波保育所	島根町野波2321-2	85-2346	○	×
島根	142	マリン保育所	島根町大芦2189-2	85-2064	○	○
美保関	143	美保関中学校	美保関町下宇部尾554	72-3838	○	×
美保関	144	美保関体育館	美保関町下宇部尾556-1	72-3521	○	○
美保関	145	美保関小学校	美保関町下宇部尾555-1	72-9200	○	○
美保関	146	美保関公民館	美保関町下宇部尾556-1	72-3624	○	×
美保関	147	旧千酌小学校体育館	美保関町千酌1095-1	一	○	○
美保関	149	美保関西保育所	美保関町北浦658-1	75-0534	○	○
美保関	150	美保関東保育所	美保関町森山650-1	72-9210	○	○
美保関	154	メテオプラザ	美保関町七類3246-1	72-3939	○	×
美保関	148	旧美保関東小学校体育館	美保関町美保関1661-1	一	○	×
八東	155	八東学園（八東小学校・八東中学校）	八東町波入1976	小76-2442 中76-2644	○	○
八東	157	八東体育館	八東町波入2096	76-3663	○	○
八東	159	八東会館（八東公民館）	八東町波入2219-2	76-3663	○	○
八東	160	やつか保育園	八東町波入1975-2	76-9255	○	○
玉湯	162	玉湯中学校	玉湯町湯町717	62-0020	○	○
玉湯	163	玉湯小学校	玉湯町玉造4	62-0350	○	○
玉湯	164	大谷小学校	玉湯町大谷299	62-0202	○	○
玉湯	165	玉湯体育館	玉湯町湯町714-3	62-0442	○	×
玉湯	166	玉湯公民館	玉湯町湯町1796	62-9111	○	○
玉湯	167	大谷幼稚園	玉湯町大谷299	62-9222	○	○
玉湯	168	玉湯幼稚園	玉湯町湯町2066	62-0403	○	○
宍道	170	宍道小学校	宍道町宍道1276	66-0352	○	○
宍道	171	宍道中学校	宍道町宍道351	66-0854	○	×
宍道	172	来待小学校	宍道町上来待125	66-0051	○	×
宍道	173	宍道体育センター	宍道町佐々布204-4	66-8686	○	○
宍道	174	宍道武道館	宍道町佐々布204-4	66-8686	○	○
宍道	181	宍道ふれあい交流館（ギャラリーC）	宍道町宍道1441-1	66-3710	○	○
宍道	214	県立宍道高等学校	宍道町宍道1586	66-7577	○	○
宍道	216	しんじ幼保園	宍道町宍道458-2	66-8008	○	○
宍道	218	宍道公民館	宍道町宍道885-3	66-0811	○	○

地区	No.	施設名	住所	電話番号	災害種別	
					風水害	土砂災害
八雲	182	八雲小学校	八雲町西岩坂947	54-0009	○	○
八雲	183	八雲中学校	八雲町西岩坂931	54-0014	○	×
八雲	184	八雲公民館	八雲町西岩坂355-1	54-2478	○	○
八雲	186	八雲構造改善センター	八雲町西岩坂3856-1	54-0600	○	○
八雲	188	八雲保育園	八雲町東岩坂100	54-1025	○	×
八雲	189	八雲幼稚園	八雲町東岩坂110	54-0024	○	×
東出雲	196	出雲郷公民館	東出雲町意宇南5-3-1	52-2364	○	○
東出雲	197	出雲郷小学校	東出雲町出雲郷926	52-2069	○	×
東出雲	198	出雲郷幼稚園	東出雲町出雲郷1205	52-2808	○	×
東出雲	199	出雲郷保育園	東出雲町出雲郷927	52-5151	○	×
東出雲	200	東出雲ふれあい会館	東出雲町揖屋1139-2	52-3297	○	○
東出雲	201	東出雲体育館	東出雲町揖屋1139-2	52-5771	○	○
東出雲	202	東出雲保健相談センター	東出雲町揖屋1216-1	52-9565	○	○
東出雲	203	東出雲老人福祉センター	東出雲町揖屋1177-1	52-6294	○	○
東出雲	204	揖屋小学校	東出雲町揖屋2131-3	52-2007	○	×
東出雲	205	揖屋幼稚園	東出雲町揖屋2130	52-5770	○	○
東出雲	206	揖屋保育園	東出雲町揖屋2198	52-5441	○	○
東出雲	207	東出雲中学校	東出雲町揖屋1251	52-2455	○	○
東出雲	208	意東公民館	東出雲町下意東765-35	52-2055	○	○
東出雲	209	意東小学校	東出雲町下意東371	52-4680	○	×
東出雲	210	意東幼稚園	東出雲町下意東765	52-2176	○	○
東出雲	211	意東保育園	東出雲町下意東751	52-3067	○	○
東出雲	212	東出雲上意東研修センター	東出雲町上意東1982-2	52-2870	○	×
東出雲	213	東出雲おちらと村	東出雲町上意東1965-1	52-7888	○	×

### 福 祉 避 難 所

地区	No.	施設名	住所	電話番号	災害種別	
					風水害	土砂災害
城東	195	ライトハウスライブラリー	南田町141-10	24-8169	○	○
城西	20	松江市総合福祉センター	千鳥町70	24-1643	○	○
川津	193	県立松江養護学校（知的）	西川津町31	26-6880	○	×
生馬	192	県立松江清心養護学校（肢体）	東生馬町11	36-8720	○	○
津田	191	いきいきプラザ島根	東津田町1741-3	32-5910	○	○
乃木	190	保健福祉総合センター	乃白町32-2	60-8155	○	○
鹿島	125	恵曇老人福祉センター（旧恵曇公民館）	鹿島町恵曇1	82-0420	○	○
鹿島	126	鹿島福祉センター（鹿島ふれあい館）	鹿島町北講武885-5	82-9332	○	○
鹿島	127	鹿島多久の湯	鹿島町北講武885-7	82-9300	○	○
鹿島	128	鹿島保健センター	鹿島町佐陀本郷659	82-3031	○	○
美保関	151	にじの家	美保関町七類1587	72-2706	○	×
美保関	152	美保関西ふれあいプラザ	美保関町片江2268-8	72-2895	○	×
美保関	153	美保関高齢者生活福祉センター（香梅の里）	美保関町片江2268-8	72-2233	○	×
八束	158	八束保健福祉総合センター	八束町波入1933	76-2626	○	○
玉湯	169	玉湯総合福祉保健センター（サン・エールたまゆ）	玉湯町湯町683-8	55-5791	○	×
宍道	175	宍道農村環境改善センター（来待地区公民館）	宍道町上来待212-1	66-3554	○	○
宍道	180	宍道健康センター	宍道町上来待213-1	55-5811	○	×
八雲	187	日吉ふれあい会館	八雲町日吉151-2	54-2211	○	○

#### 〈福祉避難所への避難について〉

1. 避難にあたっては、身の安全を確保することが最優先とし、まず市が開設した指定避難所に避難します。
2. その後、指定避難所において市職員等が介助者の有無や障がいの種類・程度に応じて優先順位をつけ、福祉避難所への受け入れ対象者を決めます。
3. スタッフの配置など受け入れ態勢が整ったところで対象者を福祉避難所へ受け入れます。  
(搬送は家族の方や地域支援者等にお願いすることになります。ただし、家族の方などで搬送できない場合など、状況に応じ福祉車両等で搬送も行います。)
4. 要配慮者の介助者（原則1人）についても福祉避難所への避難は可能です。  
(健常者の方だけでの避難は、原則できません。)

別表21-1

重要水防区域一覧表

(資料:島根県水防計画)

1. 国土交通省関係

〈出雲河川事務所〉

水系名	河川名	区 域	左右* 岸別	延 長	備 考
斐伊川	斐伊川	自:雲南市木次町下熊谷(管理境) 至:松江市美保関町(河口)	左	109,700m	
斐伊川	斐伊川	自:雲南市木次町新市(管理境) 至:安来市吉佐町(県境)	右	103,700m	
計	2			213,400m	

2. 島根県関係

〈松江国土整備事務所〉

水系名	河川名	区 域	左右岸別	延 長	備 考
斐伊川	意宇川	自:松江市大草町(切通し滻) 至:松江市竹矢町(河口)	左	7,500m	
斐伊川	意宇川	自:松江市大草町(切通し滻) 至:松江市竹矢町(河口)	右	7,500m	
斐伊川	朝酌川	自:松江市西川津町(百足橋) 至:松江市朝酌町(合流点)	左	3,800m	
斐伊川	朝酌川	自:松江市西川津町(百足橋) 至:松江市朝酌町(合流点)	右	3,800m	
斐伊川	来待川	自:松江市宍道町西来待(久戸橋) 至:松江市宍道町西来待(鉄道橋)	左	1,100m	
斐伊川	来待川	自:松江市宍道町東来待(久戸橋) 至:松江市宍道町東来待(鉄道橋)	右	1,100m	
計	6			24,800m	

\*河川の上流から下流に向かって見たときに、右側の岸を右岸、左側の岸を左岸とする

別表21-2

## 危険箇所一覧表 境水道

&lt;資料：島根県水防計画/中国地方整備局出雲河川事務所&gt;

## 1. 国土交通省関係

## 斐伊川水系境水道

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法
			左右岸	距離標	延長(m)				
1	境水道	美保関町福浦	左	1k470～1k850	380	堤防高	B	高さ不足	積土のう
1-1	境水道	美保関町日向浦	左	1k900～2k100	200	堤防高	B	高さ不足	積土のう
2	境水道	美保関町日向浦	左	2k900～3k	100	堤防高	B	高さ不足	積土のう
4	境水道	美保関町宇井	左	4k100～4k300	200	堤防高	B	高さ不足	積土のう

別表21-2

## 危険箇所一覧表 中海

斐伊川水系中海

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法
			左右岸	距離標	延長(m)				
11	中海	八東町江島	左		640	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
12	中海	八東町江島	左		130	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
14	中海	八東町江島	左		480	堤防高	B	高さ不足	積土のう
15	中海	八東町江島	左		140	堤防高	B	高さ不足	積土のう
16	中海	八東町江島	左		50	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
17	中海	八東町江島	左		100	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
18-1	中海	八東町江島	左		560	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
18-2	中海	八東町江島	左		80	堤防断面	B	断面不足	積土のう
19	中海	八東町江島	左		180	堤防高	B	高さ不足	積土のう
21	中海	八東町江島	左		120	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
22	中海	八東町馬渡	左		110	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
23	中海	八東町馬渡	左		295	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
24	中海	八東町馬渡	左		320	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
24-1	中海	八東町馬渡	左		870	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
25(1)	中海	八東町遅江	左		190	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
25(2)	中海	八東町遅江	左		260	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
25(3)	中海	八東町遅江	左		130	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
29(1)	中海	八東町遅江	左		140	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう
29(2)	中海	八東町遅江	左		260	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
29(3)	中海	八東町遅江	左		280	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう
29-1	中海	八東町遅江	左		180	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
30	中海	八東町遅江	左		480	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
31	中海	八東町遅江	左		130	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
32	中海	八東町遅江	左		80	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
33(1)	中海	八東町遅江	左		90	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう

斐伊川水系中海

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法
			左右岸	距離標	延長(m)				
33 (2)	中海	八束町遅江	左		380	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
37 (1)	中海	八束町遅江	左		460	堤防高	B	高さ不足	積土のう
37 (2)	中海	八束町遅江	左		180	堤防高 堤防断面	A	高さ不足	積土のう
37 (3)	中海	八束町遅江	左		140	堤防高	B	高さ不足	積土のう
37 (4)	中海	八束町遅江	左		50	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう
40	中海	八束町遅江	左		1,040	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう
42 (1)	中海	八束町遅江	左		100	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう
42 (2)	中海	八束町遅江	左		250	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
42 (3)	中海	八束町遅江	左		400	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
46	中海	大海崎町	左		460	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう
47-1	中海	大海崎町	左		100	堤防高	B	高さ不足	積土のう
47-2	中海	大海崎町	左		20	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
48	中海	大海崎町	左		100	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう
49	中海	大海崎町	左		170	堤防高	B	高さ不足	積土のう
50	中海	大海崎町	左		180	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
51	中海	大海崎町	左		150	堤防高	B	高さ不足	積土のう
52	中海	大海崎町	左		160	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
53	中海	大海崎町	左		270	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
53-1	中海	大海崎町	左		670	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう
53-2	中海	大海崎町	左		175	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
54	中海	大井町	左		1,370	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう
56	中海	本庄町	左		990	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう
56-1	中海	本庄町	左		1,200	堤防高	B	高さ不足	積土のう
56-2	中海	本庄町	左		230	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう
65	中海	本庄町	左		150	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう

斐伊川水系中海

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法
			左右岸	距離標	延長(m)				
66	中海	本庄町	左		230	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
67-1	中海	新庄町	左		50	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
67-2	中海	新庄町	左		220	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
71	中海	上宇部尾町	左		480	堤防高	B	高さ不足	積土のう
72	中海	上宇部尾町	左		720	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう
163-2	中海	安来市西荒島町 ～松江市東出雲町下意東	右		1,190	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
167	中海	東出雲町羽入	右		370	堤防高	B	高さ不足	積土のう
168	中海	東出雲町羽入	右		200	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう
168-1	中海	東出雲町羽入	右		770	堤防高	B	高さ不足	積土のう
169	中海	東出雲町意東	右		950	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう
169-1	中海	東出雲町揖屋	右		50	堤防高	B	高さ不足	積土のう
170	中海	東出雲町揖屋	右		300	堤防断面	A	断面不足	積土のう
171	中海	東出雲町揖屋	右		190	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう
172	中海	東出雲町揖屋	右		185	堤防高	B	高さ不足	積土のう
172-1	中海	松江市意宇町	右		750	堤防高	B	高さ不足	積土のう
178	中海	八幡町	右		950	堤防高	B	高さ不足	積土のう
178-1	中海	八幡町	右		140	新堤防	要		
178-2	中海	八幡町	右		690	堤防高	B	高さ不足	積土のう
500-1	中海	美保関町	左		860	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
500-2	中海	美保関町	左		240	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう
500-3	中海	美保関町	左		830	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
502	中海	美保関町	右		770	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
503	中海	手角町	右		360	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう
504-1	中海	手角町	左		50	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう

斐伊川水系中海

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法
			左右岸	距離標	延長(m)				
504-2	中海	手角町	左		120	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
504-3	中海	手角町	左		90	堤防断面	B	断面不足	積土のう
505	中海	手角町	右		250	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう
506-1	中海	手角町	右		430	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう
506-2	中海	手角町	右		80	堤防高	B	高さ不足	積土のう
506-3	中海	手角町	右		270	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
507	中海	長海町	右		380	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう
508-1	中海	長海町	右		540	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
508-2	中海	長海町	右		100	堤防断面	B	断面不足	積土のう
509-1	中海	野原町	右		220	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
509-2	中海	野原町	右		170	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
510	中海	長海町	右		780	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
511	中海	野原町	右		340	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
515-1	中海	八東町	左		1,800	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
515-2(1)	中海	八東町	左		240	堤防高	B	高さ不足	積土のう
515-2(2)	中海	八東町	左		400	堤防高 新堤防	B	高さ不足	積土のう
515-3(1)	中海	八東町	左		140	堤防高 新堤防	B	高さ不足	積土のう
515-3(2)	中海	八東町	左		100	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
515-3(3)	中海	八東町	左		350	堤防高 新堤防	B	高さ不足	積土のう
516	中海	八東町	右		1,690	堤防高	B	高さ不足	積土のう
519	中海	八東町	右		360	堤防高	A	高さ不足	積土のう
520	中海	八東町	右		1,870	堤防高	B	高さ不足	積土のう
523	中海	八東町	右		170	堤防高	A	高さ不足	積土のう
524	中海	八東町	右		590	堤防高	B	高さ不足	積土のう

別表21-2

## 危険な箇所一覧表 大橋川

## 斐伊川水系大橋川

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法
			左右岸	距離標	延長(m)				
185-1	大橋川	福富町	左	0.1~0.3	200	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
185-2	大橋川	福富町	左	0.3~0.5	200	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
185-3	大橋川	福富町	左	0.5~0.9	400	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
185-4	大橋川	福富町	左	0.9~1.1	200	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
185-5	大橋川	福富町	左	1.1~1.3	200	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
185-6	大橋川	福富町	左	1.3~1.7	400	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
185-7	大橋川	朝酌町	左	1.7~2.7	1,000	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
185-8	大橋川	朝酌町	左	2.7~2.9	200	堤防高	A	高さ不足	積土のう
186-1	大橋川	朝酌町	左	3.0~3.3	300	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
186-2	大橋川	朝酌町	左	3.3~3.5	200	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
186-3	大橋川	西尾町	左	3.5~3.7	200	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
186-4	大橋川	西尾町	左	3.7~4.1	400	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
186-5	大橋川	西尾町	左	4.1~4.5	400	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
186-6	大橋川	西尾町	左	4.5~4.7	200	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
186-7	大橋川	西川津町 ~東本町五丁目	左	4.7~6.5	1,800	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
186-8	大橋川	東本町五丁目	左	6.5~6.7	200	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
186-9	大橋川	東本町五丁目 ~東本町四丁目	左	6.7~6.9	200	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
186-10	大橋川	東本町三丁目 ~東茶町	左	6.9~7.5	600	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
187-1	大橋川	八幡町	右	0.0~0.1	100	堤防高	B	高さ不足	積土のう
187-2	大橋川	八幡町~馬潟町	右	0.1~0.7	600	堤防高	B	高さ不足	積土のう
187-3	大橋川	馬潟町	右	0.7~0.9	200	堤防高	A	高さ不足	積土のう
187-4	大橋川	馬潟町	右	0.9~1.1	200	堤防高	A	高さ不足	積土のう
187-5	大橋川	馬潟町~竹矢町	右	1.1~1.5	400	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう

斐伊川水系大橋川

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法
			左右岸	距離標	延長(m)				
188-1	大橋川	竹矢町	右	1.5~1.7	200	堤防高	B	高さ不足	積土のう
188-2	大橋川	竹矢町	右	1.7~1.9	200	堤防高	A	高さ不足	積土のう
188-3	大橋川	竹矢町~矢田町	右	1.9~2.1	200	堤防高	B	高さ不足	積土のう
188-4	大橋川	矢田町	右	2.1~2.3	200	堤防高	A	高さ不足	積土のう
188-5	大橋川	矢田町~東津田町	右	2.3~2.5	200	堤防高	A	高さ不足	積土のう
188-6	大橋川	東津田町	右	2.5~2.9	400	堤防高	A	高さ不足	積土のう
188-7	大橋川	東津田町	右	2.9~3.5	600	堤防高	A	高さ不足	積土のう
188-8	大橋川	東津田町	右	3.5~3.7	200	堤防高	A	高さ不足	積土のう
188-9-1	大橋川	東津田町	右	3.7~3.9	200	堤防高	A	高さ不足	積土のう
188-9-2	大橋川	東津田町	右	3.9~4.5	600	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
188-9-3	大橋川	東津田町	右	4.5~4.7	200	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
188-10	大橋川	東津田町~東朝日町	右	4.7~5.3	600	堤防高	A	高さ不足	積土のう
188-11	大橋川	東朝日町	右	5.3~5.7	400	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
188-12	大橋川	東朝日町	右	5.7~6.3	600	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
188-13	大橋川	東朝日町~御手船場町	右	6.3~6.5	200	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
188-14	大橋川	御手船場町~魚町	右	6.5~7.5	1,000	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
188-15	大橋川	東本町三丁目 和多見町	左 右	6.916 6.909		工作物	B	余裕高不足	(新大橋)
188-16	大橋川	末次本町 白鶴本町	左 右	7.245 7.251		工作物	B	余裕高不足	(松江大橋)

別表21-2

## 危険な箇所一覧表 宍道湖

## 斐伊川水系宍道湖

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法
			左右岸	距離標	延長(m)				
191-1	宍道湖	中原町	左		1,060	堤防高	B	高さ不足	積土のう
191-2	宍道湖	中原町	左		180	堤防高	B	高さ不足	積土のう
192	宍道湖	浜佐田町	左		100	堤防高	B	高さ不足	積土のう
193	宍道湖	浜佐田町	左		150	堤防高	B	高さ不足	積土のう
194	宍道湖	浜佐田町	左		80	堤防高	B	高さ不足	積土のう
195	宍道湖	浜佐田町	左		330	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
196	宍道湖	浜佐田町	左		410	堤防高	B	高さ不足	積土のう
197-1	宍道湖	浜佐田町	左		150	堤防高	B	高さ不足	積土のう
197-2	宍道湖	浜佐田町	左		40	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
197-3	宍道湖	浜佐田町	左		196	堤防高	B	高さ不足	積土のう
197-4	宍道湖	打出町	左		100	堤防高	B	高さ不足	積土のう
197-6	宍道湖	打出町	左		1,630	堤防高	B	高さ不足	積土のう
197-7	宍道湖	打出町	左		130	堤防高	B	高さ不足	積土のう
206-1	宍道湖	西長江町	左		40	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
206-2	宍道湖	西長江町	左		40	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
207	宍道湖	西長江町	左		60	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
208	宍道湖	西長江町	左		90	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
209-1	宍道湖	西長江町	左		150	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
209-2	宍道湖	西長江町	左		50	堤防高	A	高さ不足	積土のう
210	宍道湖	秋鹿町	左		1,280	堤防高	B	高さ不足	積土のう
211	宍道湖	秋鹿町	左		50	堤防高	B	高さ不足	積土のう
212	宍道湖	秋鹿町	左		30	堤防高	B	高さ不足	積土のう

斐伊川水系宍道湖

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法
			左右岸	距離標	延長(m)				
213	宍道湖	秋鹿町	左		275	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
216-1	宍道湖	大垣町	左		50	堤防高	B	高さ不足	積土のう
216-2	宍道湖	大垣町	左		30	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
216-3	宍道湖	大垣町	左		120	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう
216-4(1)	宍道湖	大垣町	左		20	堤防高	B	高さ不足	積土のう
216-4(2)	宍道湖	大垣町	左		30	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
216-4(3)	宍道湖	大垣町	左		80	堤防高	B	高さ不足	積土のう
216-5	宍道湖	大垣町	左		200	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう
217	宍道湖	大垣町	左		120	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
218-1	宍道湖	大垣町	左		70	堤防高	B	高さ不足	積土のう
218-2	宍道湖	大垣町	左		100	堤防高	B	高さ不足	積土のう
220-1	宍道湖	大野町	左		130	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
220-2	宍道湖	大野町	左		70	堤防高	A	高さ不足	積土のう
221-1(1)	宍道湖	大野町	左		30	堤防高	B	高さ不足	積土のう
221-1(2)	宍道湖	大野町	左		80	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
222	宍道湖	大野町	左		110	堤防高	A	高さ不足	積土のう
223	宍道湖	大野町	左		90	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
224	宍道湖	大野町	左		330	堤防高	A	高さ不足	積土のう
245-1	宍道湖	浜乃木町	左		270	堤防高	B	高さ不足	積土のう
246-2	宍道湖	乃木福富町	右		40	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
246-4	宍道湖	乃木福富町	右		30	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう

斐伊川水系宍道湖

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法
			左右岸	距離標	延長(m)				
246 -6	宍道湖	乃木福富町	右		1,060	堤防高	B	高さ不足	積土のう
247	宍道湖	玉湯町布志名	右		605	堤防高	B	高さ不足	積土のう
248	宍道湖	玉湯町布志名	右		90	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
249	宍道湖	玉湯町布志名	右		170	堤防高	A	高さ不足	積土のう
251 -1	宍道湖	玉湯町湯町	右		130	堤防高	B	高さ不足	積土のう
251 -2	宍道湖	玉湯町湯町	右		20	堤防高	A	高さ不足	積土のう
251 -3	宍道湖	玉湯町湯町	右		20	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
252	宍道湖	玉湯町湯町	右		100	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
253	宍道湖	玉湯町湯町	右		70	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
254	宍道湖	玉湯町湯町	右		120	堤防高	B	高さ不足	積土のう
255	宍道湖	玉湯町湯町	右		190	堤防高	A	高さ不足	積土のう
256 -1	宍道湖	玉湯町湯町	右		50	堤防高	B	高さ不足	積土のう
256 -2	宍道湖	玉湯町湯町	右		10	堤防高	A	高さ不足	積土のう
256 -3	宍道湖	玉湯町湯町	右		20	堤防高	B	高さ不足	積土のう
257	宍道湖	玉湯町湯町	右		50	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
258	宍道湖	玉湯町湯町	右		300	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
259	宍道湖	玉湯町湯町	右		190	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
260 -1	宍道湖	玉湯町湯町	右		50	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
260 -2	宍道湖	玉湯町湯町	右		50	堤防高	B	高さ不足	積土のう
260 -3	宍道湖	玉湯町湯町	右		90	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
261	宍道湖	玉湯町湯町	右		110	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう

斐伊川水系宍道湖

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法
			左右岸	距離標	延長(m)				
262	宍道湖	玉湯町湯町	右		260	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
263	宍道湖	玉湯町湯町	右		100	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
264	宍道湖	玉湯町湯町	右		210	堤防高	B	高さ不足	積土のう
266-2	宍道湖	玉湯町湯町	右		50	堤防高	B	高さ不足	積土のう
266-4	宍道湖	玉湯町湯町	右		100	堤防高	B	高さ不足	積土のう
266-6	宍道湖	玉湯町湯町	右		100	堤防高	B	高さ不足	積土のう
267	宍道湖	玉湯町林	右		50	堤防高	B	高さ不足	積土のう
269-1	宍道湖	玉湯町林	右		100	堤防高	B	高さ不足	積土のう
269-2	宍道湖	玉湯町林	右		70	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
269-3	宍道湖	玉湯町林村	右		130	堤防高	B	高さ不足	積土のう
271	宍道湖	玉湯町林	右		90	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
272-1	宍道湖	玉湯町林	右		180	堤防高	A	高さ不足	積土のう
274	宍道湖	玉湯町林	右		350	堤防高	B	高さ不足	積土のう
275	宍道湖	玉湯町林	右		200	堤防高	B	高さ不足	積土のう
277	宍道湖	宍道町東来待	右		110	堤防高	B	高さ不足	積土のう
278	宍道湖	宍道町東来待	右		230	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
279	宍道湖	宍道町東来待	右		120	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
280	宍道湖	宍道町東来待	右		100	堤防高	B	高さ不足	積土のう
281-1	宍道湖	宍道町東来待	右		90	堤防高	B	高さ不足	積土のう
281-2	宍道湖	宍道町東来待	右		130	堤防高	A	高さ不足	積土のう
282	宍道湖	宍道町東来待	右		130	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう

斐伊川水系宍道湖

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法
			左右岸	距離標	延長(m)				
283-1	宍道湖	宍道町東来待	右		20	堤防高	B	高さ不足	積土のう
283-2	宍道湖	宍道町東来待	右		60	堤防高	A	高さ不足	積土のう
284	宍道湖	宍道町東来待	右		90	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
285-1	宍道湖	宍道町東来待	右		30	堤防高	A	高さ不足	積土のう
285-2	宍道湖	宍道町東来待	右		90	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
285-3	宍道湖	宍道町東来待	右		30	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
286	宍道湖	宍道町東来待	右		120	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
288	宍道湖	宍道町東来待	右		130	堤防高	B	高さ不足	積土のう
289	宍道湖	宍道町東来待	右		150	堤防高	B	高さ不足	積土のう
290-1	宍道湖	宍道町東来待	右		150	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
290-2	宍道湖	宍道町東来待	右		80	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
291	宍道湖	宍道町東来待	右		130	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
291-1	宍道湖	宍道町東来待	右		100	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
291-2	宍道湖	宍道町東来待	右		70	堤防高	B	高さ不足	積土のう
296-2	宍道湖	宍道町東来待	右		160	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
296-3	宍道湖	宍道町東来待	右		60	堤防高	A	高さ不足	積土のう
297-1	宍道湖	宍道町東来待	右		170	堤防高	A	高さ不足	積土のう
297-2	宍道湖	宍道町東来待	右		30	堤防高	B	高さ不足	積土のう
297-3	宍道湖	宍道町東来待	右		130	堤防高	A	高さ不足	積土のう
297-4	宍道湖	宍道町東来待	右		120	堤防高	B	高さ不足	積土のう
297-5(1)	宍道湖	宍道町西来待	右		50	堤防高	B	高さ不足	積土のう

斐伊川水系宍道湖

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法
			左右岸	距離標	延長(m)				
297-5 (2)	宍道湖	宍道町西来待	右		200	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
303	宍道湖	宍道町白石	右		90	堤防高	A	高さ不足	積土のう
304 -1	宍道湖	宍道町白石	右		60	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
304 -2	宍道湖	宍道町白石	右		60	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
304 -3	宍道湖	宍道町白石	右		20	堤防高	A	高さ不足	積土のう
304 -4	宍道湖	宍道町白石	右		100	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
305	宍道湖	宍道町白石	右		20	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
306 -1	宍道湖	宍道町白石	右		40	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
306 -2	宍道湖	宍道町白石	右		50	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
306 -3	宍道湖	宍道町白石	右		350	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
307 -1	宍道湖	宍道町白石	右		20	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
307 -2	宍道湖	宍道町白石	右		90	堤防高	B	高さ不足	積土のう
308	宍道湖	宍道町白石	右		200	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
309	宍道湖	宍道町白石	右		110	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
310	宍道湖	宍道町白石	右		150	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
311	宍道湖	宍道町白石	右		10	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
312	宍道湖	宍道町白石	右		210	堤防高	A	高さ不足	積土のう
313 -1	宍道湖	宍道町白石	右		220	堤防高	B	高さ不足	積土のう
313 -2	宍道湖	宍道町白石	右		100	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	積土のう
313 -3	宍道湖	宍道町白石	右		20	堤防高	A	高さ不足	積土のう
313 -4	宍道湖	宍道町白石	右		10	堤防高	B	高さ不足	積土のう

斐伊川水系宍道湖

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法
			左右岸	距離標	延長(m)				
314 -2	宍道湖	宍道町白石	右		280	堤防高	B	高さ不足	積土のう
314 -3	宍道湖	宍道町昭和新田	右		63	堤防高	B	高さ不足	積土のう
315	宍道湖	宍道町昭和新田	右		260	堤防高	B	高さ不足	積土のう

別表21-2

## 危険箇所一覧表 県河川

&lt;資料:島根県水防計画/松江県土整備事務所&gt;

## 2. 島根県関係

番号	河川名	位置	区間		種別	重要度	危険理由	水防工法
			左右岸	延長(m)				
松-1	朝酌川	西川津町(百足橋) ～朝酌町(合流点)	左	3,800	堤防断面	A	断面不足	杭打積土のう工
松-2	朝酌川	西川津町(百足橋) ～朝酌町(合流点)	右	3,800	堤防断面	A	断面不足	杭打積土のう工
松-3	朝酌川	下東川津町	右	500	河積	B	河積不足	積土のう工
松-4	意宇川	大草町	左	800	河積	B	河積不足	積土のう工
松-5	意宇川	東出雲町今宮	右	300	河積	B	河積不足	積土のう工
松-6	意宇川	八雲町八雲日吉	右	100	河積	B	河積不足	積土のう工
松-7	意宇川	八雲町西岩坂	右	400	河積	B	河積不足	積土のう工
松-8	意宇川	八雲町熊野	右	500	河積	B	河積不足	積土のう工
松-9	意宇川	八雲町熊野 井堀谷橋～太田橋	左	245	河積	B	河積不足	積土のう工
松-10	佐陀川	鹿島町佐陀本郷	左	400	背水	A	背水	積土のう工
松-11	佐陀川	鹿島町佐陀本郷 ～鹿島町佐陀宮内	左	2,000	堤体強度	A	強度不足	杭打積土のう工
松-12	佐陀川	鹿島町佐陀本郷 ～鹿島町名分	右	2,000	堤体強度	A	強度不足	杭打積土のう工
松-13	佐陀川	鹿島町佐陀宮内 ～古志町	左	900	堤体強度	A	強度不足	杭打積土のう工
松-14	佐陀川	鹿島町佐陀宮内 ～上佐陀町	右	900	堤体強度	A	強度不足	杭打積土のう工
松-15	持田川	東持田町	左	200	河積	A	河積不足	積土のう工
松-16	比津川	黒田町 ～比津町	左	1,400	背水 河積	A	背水 河積不足	積土のう工
松-17	比津川	黒田町 ～比津町	右	1,400	背水 河積	A	背水 河積不足	積土のう工
松-18	京橋川	南田町	左	210	背水 河積	B	背水 河積不足	樋門及び排水機場操作

別表21-2

## 危険な箇所一覧表 県河川

番号	河川名	位置	区間		種別	重要度	危険理由	水防工法
			左右岸	延長(m)				
松-19	京橋川	東本町	右	210	背水河積	B	背水河積不足	樋門及び排水機場操作
松-20	北田川	春日町 ～ 北堀町	左	700	背水河積	B	背水河積不足	樋門及び排水機場操作
松-21	北田川	春日町 ～ 黒田町	右	700	背水河積	B	背水河積不足	樋門及び排水機場操作
松-22	北田川	北堀町 ～ 菅田町	左	790	背水河積	B	背水河積不足	樋門及び排水機場操作
松-23	北田川	北田町	右	790	背水河積	B	背水河積不足	樋門及び排水機場操作
松-24	北堀川	北田町	左	750	背水河積	B	背水河積不足	樋門及び排水機場操作
松-25	北堀川	母衣町 ～ 北田町	右	750	背水河積	B	背水河積不足	樋門及び排水機場操作
松-26	中川	春日町 ～ 黒田町	左	770	背水河積	B	背水河積不足	樋門及び排水機場操作
松-27	中川	春日町 ～ 黒田町	右	770	背水河積	B	背水河積不足	樋門及び排水機場操作
松-28	四十間堀川	内中原町	左	760	背水河積	B	背水河積不足	樋門及び排水機場操作
松-29	四十間堀川	黒田町 ～ 砂子町	右	760	背水河積	B	背水河積不足	樋門及び排水機場操作

別表21-3

## 重要水防箇所評定基準

&lt;国土交通省管理河川&gt;

種別	重 要 度		要 注意 区間
	A: 水防上最も重要な箇所	B: 水防上重要な箇所	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位 (高潮区間の堤防にあっては計画 高潮位)が現況の堤防高を超える 箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位 (高潮区間の堤防にあっては計画 高潮位)と現況の堤防高との差が 堤防の計画余裕高に満たない箇 所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅 が、計画の堤防断面あるいは計画 の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅 が、計画の堤防断面あるいは計画 の天端幅に対して不足している が、それぞれ2分の1以上確保さ れている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績がある が、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績がある が、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はない が、堤体あるいは基礎地盤の土 質、法勾配等からみて法崩れ又は すべりが発生するおそれのある箇 所で、所要の対策が未施工の箇 所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策 が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が 暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又 は旧川跡の堤防であること、あるいは 基礎地盤及び堤体の土質等から みて、漏水が発生するおそれがあ る箇所で、所要の対策が未施工の 箇所。	
水衝・洗堀	水衝部にある堤防の前面の河床 が深掘れしているがその対策が未 施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作 物の突出箇所で、堤防護岸の根固 め等が洗われ一部破損している が、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険 に瀕した実績があるが、その対策 が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床 が深掘れにならない程度に洗掘さ れているが、その対策が未施工の 箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に 基づく改善措置が必要な堰、橋 梁、樋管その他の工作物の設置さ れている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の 桁下高等が、計画高水流量規模の 洪水の水位(高潮区間の堤防に あっては計画高潮位)以下となる 箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の 桁下高等と計画高水流量規模の洪 水の水位(高潮区間の堤防にあって は計画高潮位)との差が堤防の 計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削 する工事箇所又は仮締切り 等により本堤に影響を及ぼす 箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で、築造後3年以 内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇 所。

(出典: 国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所HP)

〈島根県関係〉

区分	重要度 種別	A	B	C
河川	河 積	通水断面の不足によって、例年水があふれる危険がある箇所。	通水断面の不足によって、3～5年に1回以上水があふれる危険があり、水が溢れた場合には相当の被害を被ると予想される箇所。	
	堤防断面	計画堤防断面に対して一連の堤防のうち、部分的に狭小であり、上端幅も狭いもの。（一般的に刃堤といわれるもので堤防断面積あるいは天端幅が、計画の1/2以下のもの）	計画堤防断面に対して堤防断面が不足して、上端幅も計画より狭いもの。（一般に暫定断面で施工されたもので、堤防断面積が計画の2/3以下の区間）	計画堤防断面に対して、堤防断面が不足していて、上端幅も計画より狭いもので、かつ重要度の少ない区間。
	堤体強度	堤体あるいは基礎地盤の土質の軟弱等により、堤防斜面の崩れ、急激な沈下等の実績があつてなお予想される箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質の軟弱等で、堤防斜面の崩れ、沈下等が予想される箇所。完成後1年以内の新堤で、堤体の安定性が懸念される箇所。	A、B以外で堤防斜面の崩れ等のおそれがある箇所。完成後2年以内の新堤で、堤体の安定性が懸念される箇所。
	漏 水	堤体あるいは基礎地盤から漏水の実績があるもの、またそのおそれがあるもの。	従来漏水の実績があり、これに対して暫定的に措置を講じたが、なお、対策を講ずる必要がある箇所。	A、B以外で漏水、堤防斜面の崩れのおそれがある箇所。
	水 衝	洪水時に水衝部となり、低水護岸、高水護岸等が度々破損し、又は、堤防の決壊又は堤防の決壊寸前程度までの決壊等の実績がある箇所。	洪水時に水衝部となり、低水護岸、高水護岸があるが不完全な箇所。護岸等が古くなりその効用が著しく低下している箇所。	
	深掘れ	河岸が深掘れされ堤脚護岸の根固、水制等が破損し危険が予想される箇所。工作物の突出による堤体の深掘れが予想される箇所。	河岸が深掘れされているか、又は護岸の根固、水制等が一部破損している危険の生ずることが予想される箇所。	
	背 水	海域、河川、湖沼の高潮・洪水による背水によって例年水があふれる危険がある箇所。	通常海域、河川、湖沼の高潮・洪水による背水によって、3～5年に1回以上水があふれる危険があり、水があふれた場合には相当の被害を被ると予想される箇所。	
	工 事	諸事情によって、出水期中に堤体工事（特に開削する場合）を施工する場合、一時的ではあるが危険が予想される箇所。		
	工作物	堤防横断工作物の老朽化によって不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。		

	侵 食	天然海岸及び既設護岸が著しく侵食されているか、又は過去において侵食された実績があり、危険が予想される箇所。	侵食に対して暫定的に対策が講じられている箇所、及び侵食のおそれがある箇所。	
海岸	決 壊	護岸が波浪により深掘れし決壊が予想される箇所で、保全対象区域の状況が、原則として次のいずれかに該当する箇所。 (1) 家屋が50戸以上 (2) 耕地が60ha以上 (3) 耕地が30ha以上でかつ宅地が2.5ha以上又は家屋が25戸以上。	左記の条件の箇所で、保全対象区域の状況が原則として次のいずれかに該当する箇所。 (1) 家屋が25戸以上 (2) 耕地が30ha以上 (3) 耕地が15ha以上でかつ宅地が1.5ha以上又は家屋が15戸以上。	保全対象区域の状況がB未満の箇所。
	越 波	風波により波浪が越波し、近くの家屋並びに耕地への被害が予想される箇所で、保全対象区域の状況が「決壊・重要度A」に該当する箇所。	左記の条件の箇所で、保全対象区域の状況が「決壊・重要度B」に該当する箇所。	保全対象区域の状況がB未満の箇所。

（島根県水防計画より）

別表22

## 1. 土のう積越流防止対策

### 水防活動実施指示及び依頼、連絡体制

#### 水防隊（消防団）への命令、各建設業協会及び協議会への依頼

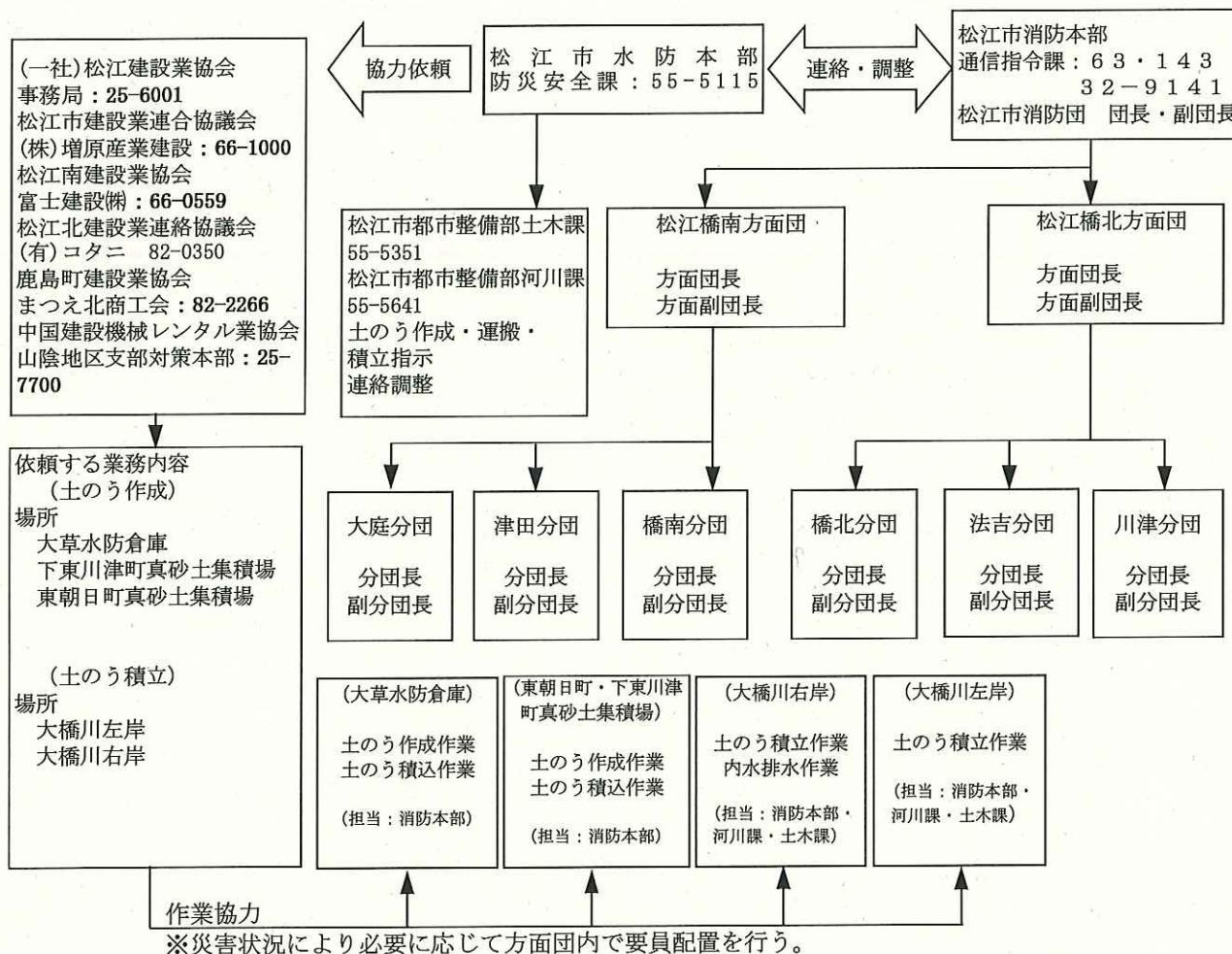
関係機関への指示、依頼については松江市水防計画に基づき下記の水位を基準とするが、水位の上昇速度等に応じ、総合的に判断するものとする。

待機 大橋川（松江観測所）水位 0.80 m

出動 大橋川（松江観測所）水位 1.20 m

※ 平成18年7月豪雨時の水位上昇速度（参考） 0.80～1.20m 約18時間

1.20～1.50m 約12時間



### 2. 大橋川逆流防止対策

逆流防止の角落としについては、松江市建設業協会が対応するものとする。

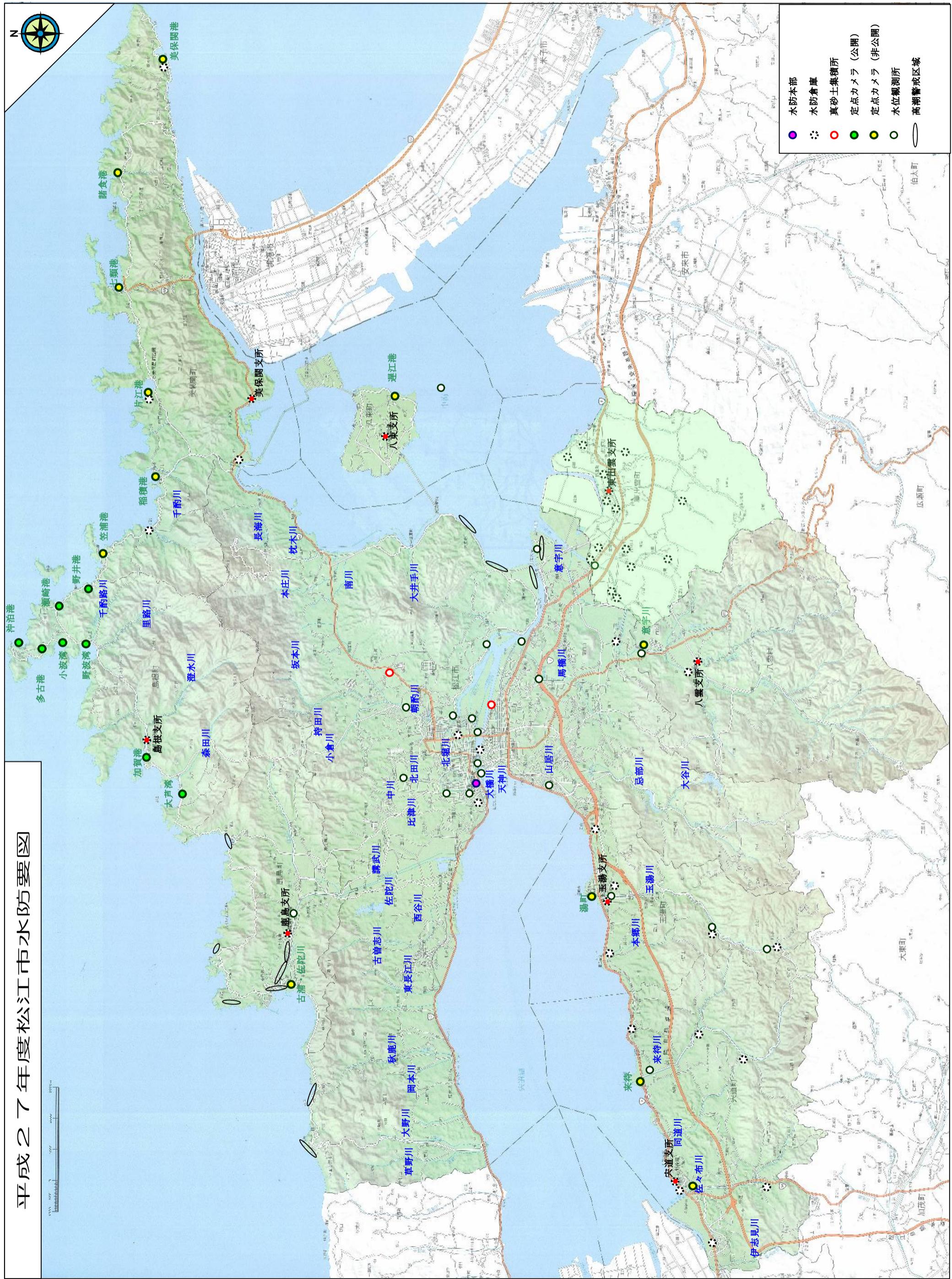
# 附 屬 資 料

## (資料編)

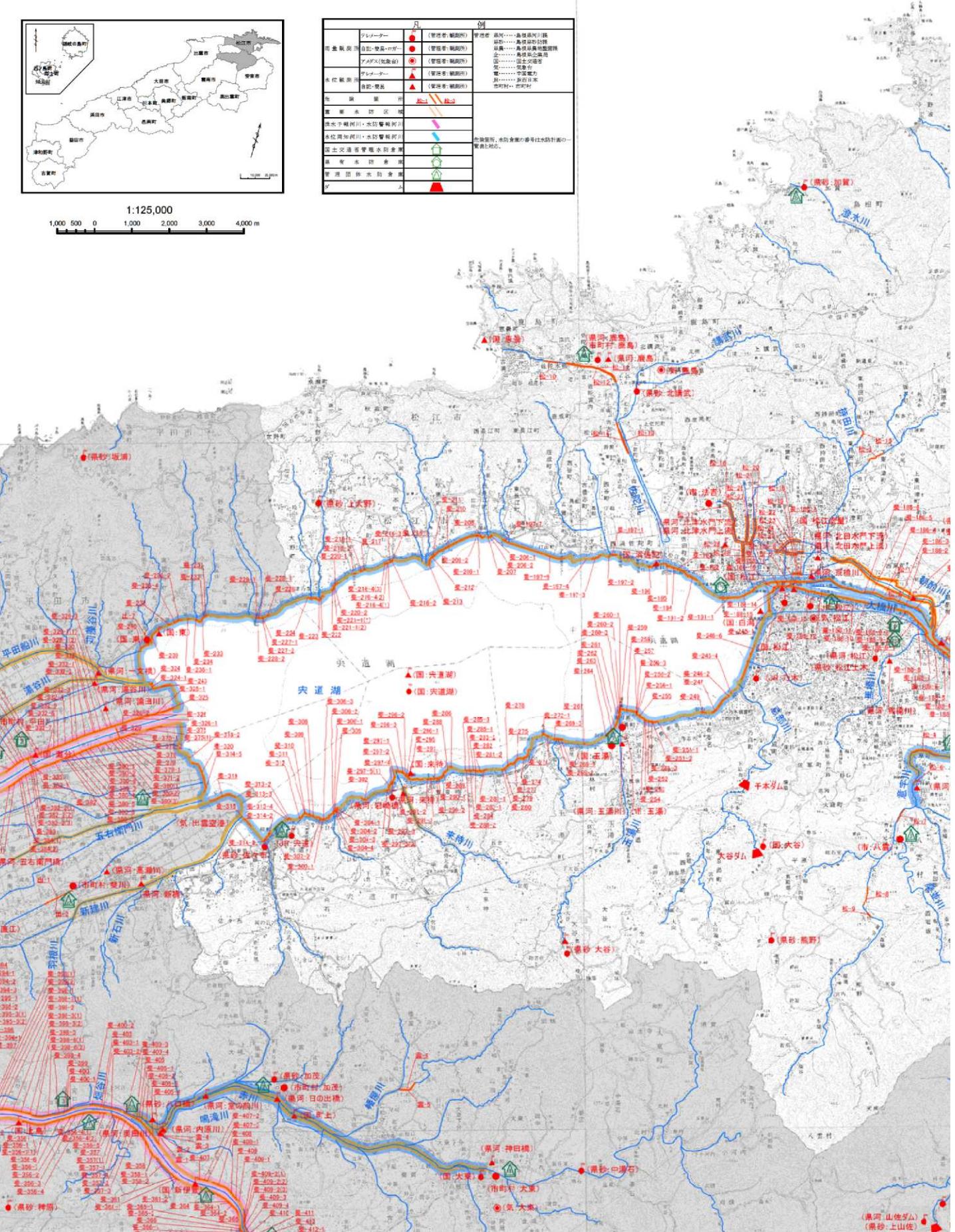


## 資料 1

平成27年度松江市水防要圖

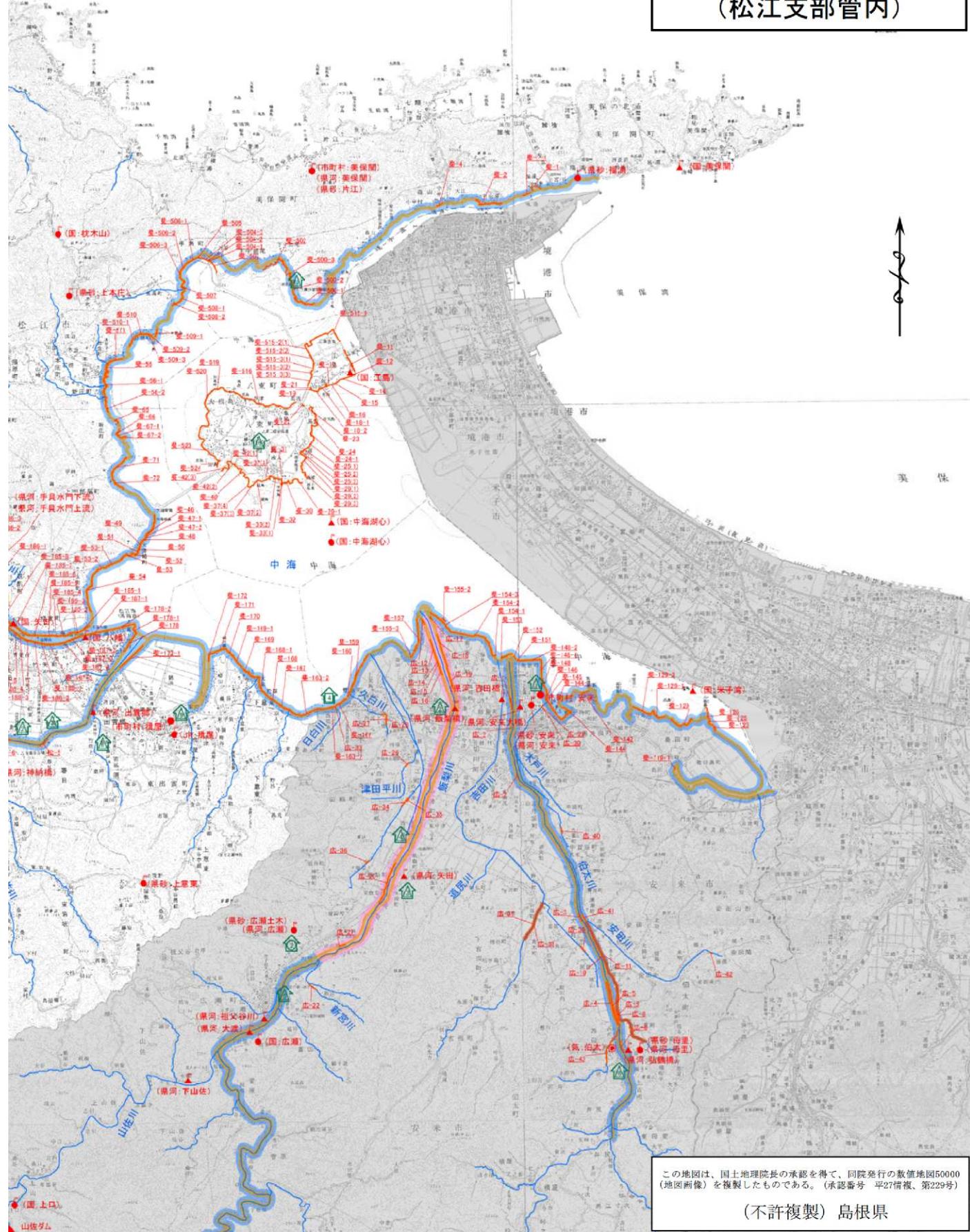


## 資料 2



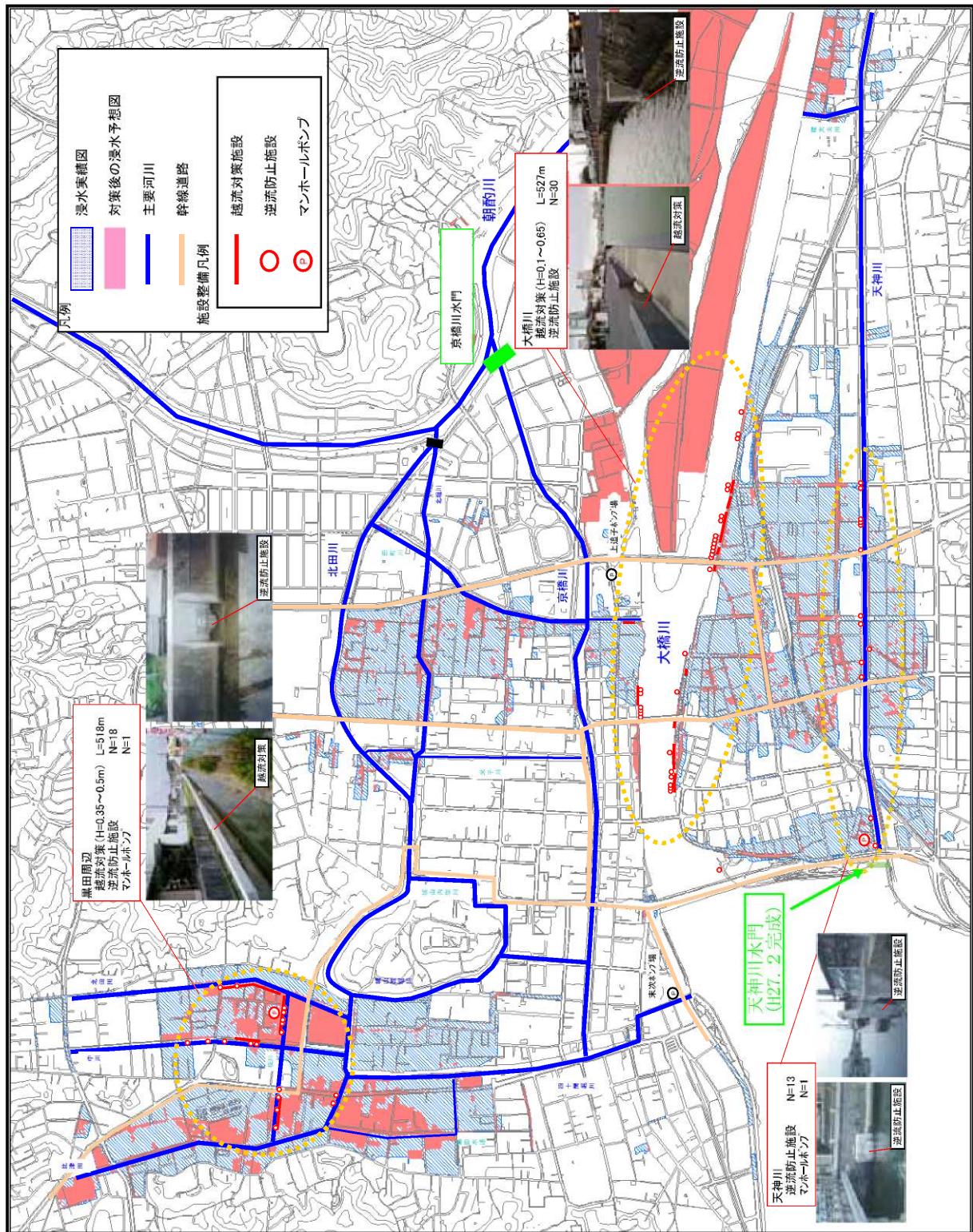
## 資料 2

## 平成27年度 島根県水防図 (松江支部管内)



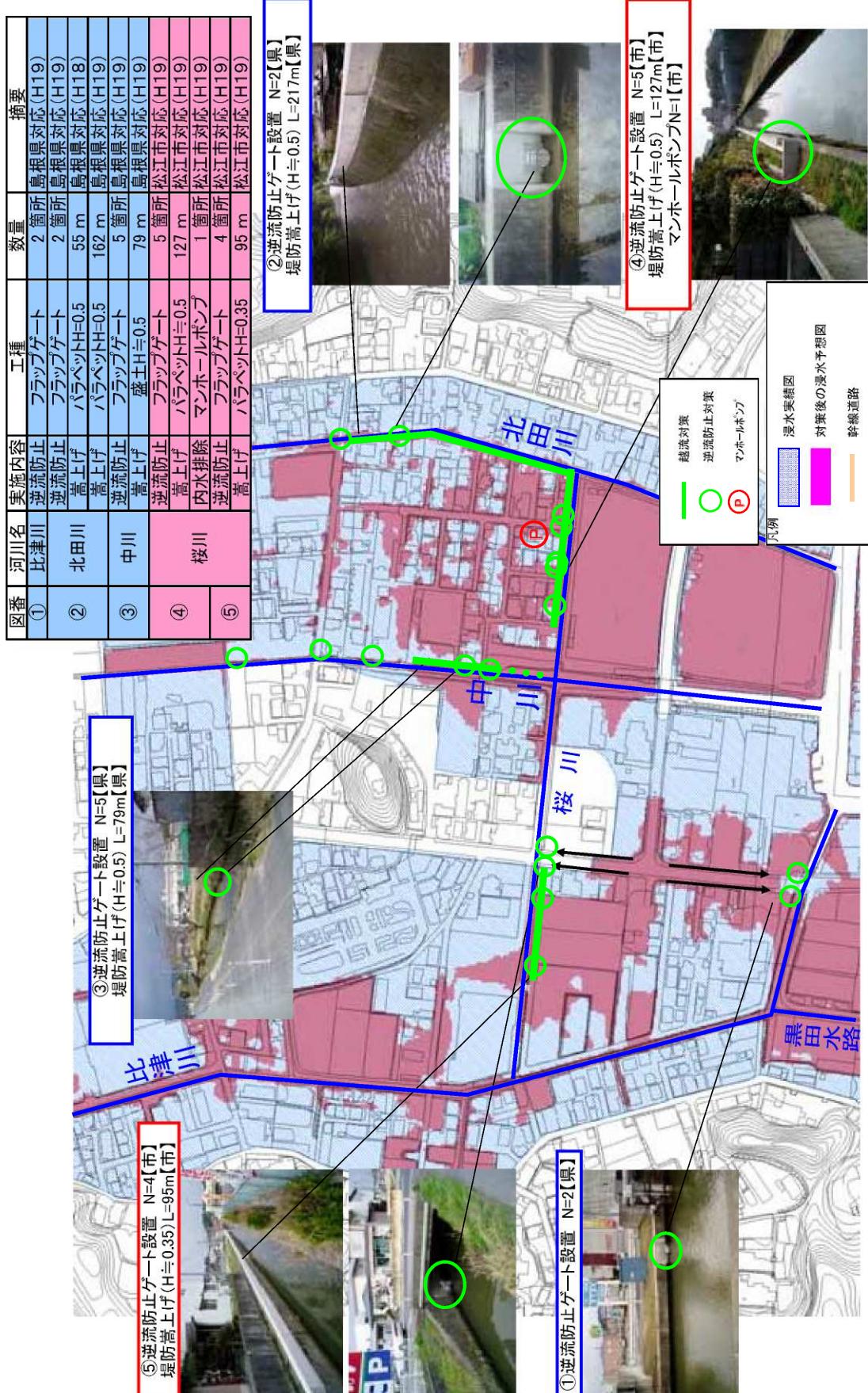
# 松江市街地浸水対策施設整備概要図

### 資料 3



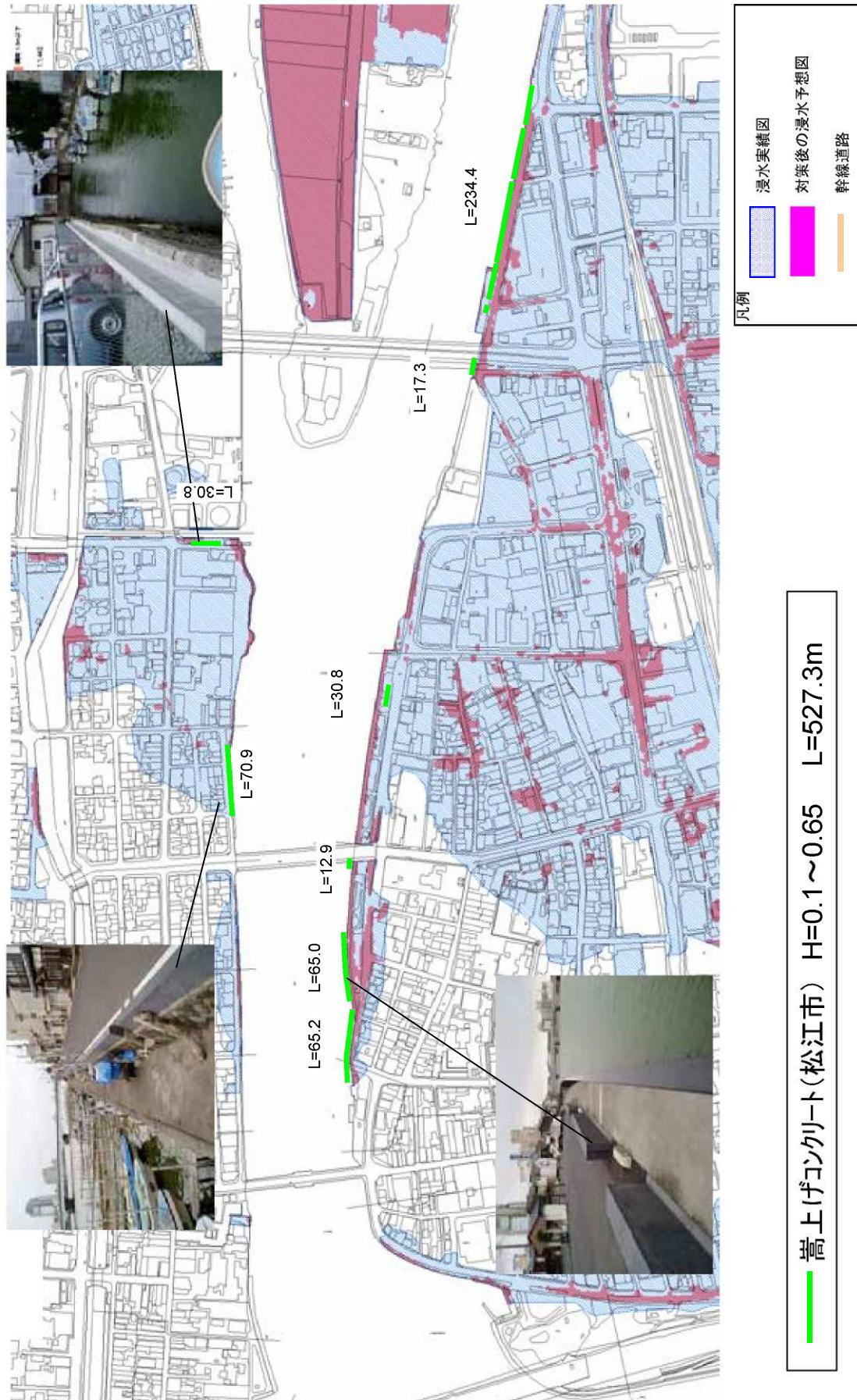
## 橋北【黒田西原・黒田地区】『実施済み』

### 資料4



# 資料5

## 大橋川【越流対策】『実施済み』



## 【逆流防止施設】 大橋川 【実施済み】

：角落し箇所(15箇所)【日和多見川含む】

松江市実施管所(15箇所)

番号	干斗標	W <sup>(m)</sup> φ <sup>(m)</sup>	敞高(H-P)	天端高		摘要
				國文省 府	國文省 府	
91	6 k	792	0.40	0.46	1.26	國文省 府
92	6 k	800	0.30	0.58	0.98	國文省 府
93	6 k	823	0.30	0.60	0.90	國文省 府
94	6 k	838	0.25	0.65	0.90	國文省 府
95	6 k	862	0.40	0.84	1.24	國文省 府
96	6 k	870	0.40	0.88	1.28	國文省 府
97	5 k	792	0.30	-0.13	0.71	松江市 府
98	5 k	880	0.30	0.82	1.12	松江市 府
99	5 k	892	0.40	0.38	1.08	松江市 府
100	6 k	952	0.30	0.62	0.92	松江市 府
101	6 k	960	0.40	0.23	0.63	松江市 府
102	6 k	146	0.70	0.03	0.73	國文省 府
103	6 k	224	0.40	0.27	0.67	國文省 府
104	6 k	260	0.25	0.33	0.58	松江市 府
105	6 k	270	0.40	0.31	0.71	松江市 府
106	6 k	280	0.60	0.30	0.90	松江市 府
107	6 k	290	0.45	0.15	0.60	松江市 府
108	6 k	300	0.33	0.45	0.78	松江市 府
109	6 k	310	0.30	0.80	1.10	松江市 府
110	6 k	320	0.40	0.10	0.60	松江市 府
111	6 k	382	1.00	-0.05	0.95	國文省 府
112	6 k	672	0.70	-0.25	1.15	國文省 府
113	6 k	775	0.70	-0.15	0.65	國文省 府
114	7 k	912	0.70	-0.16	0.64	國文省 府
115	7 k	989	0.50	0.25	0.75	國文省 府
116	7 k	130	0.30	0.11	0.41	松江市 府
117	7 k	132	0.30	0.20	0.91	國文省 府
118	7 k	133	0.40	0.10	1.10	松江市 府
119	7 k	148	0.30	1.17	1.47	國文省 府
120						

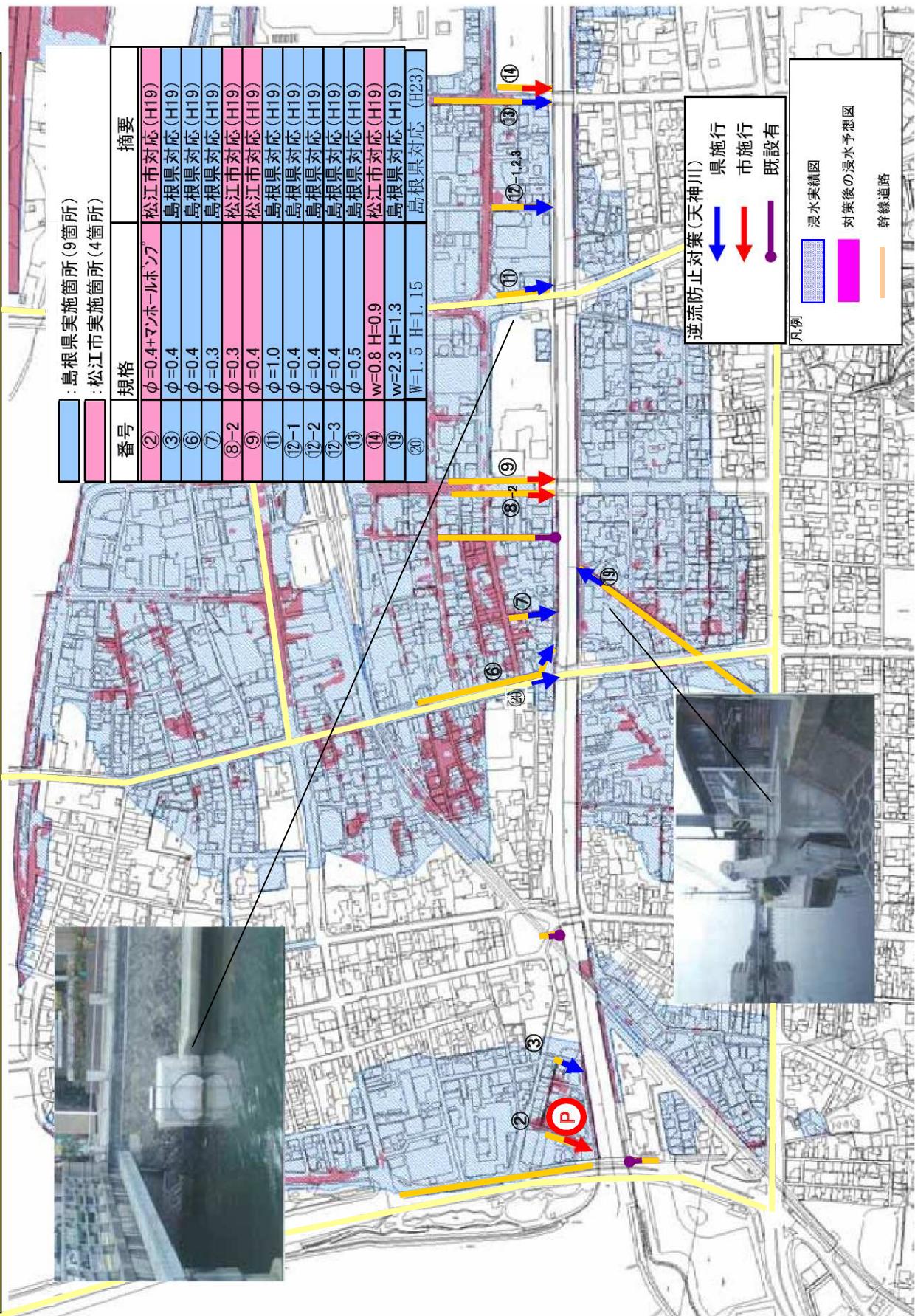
111

1

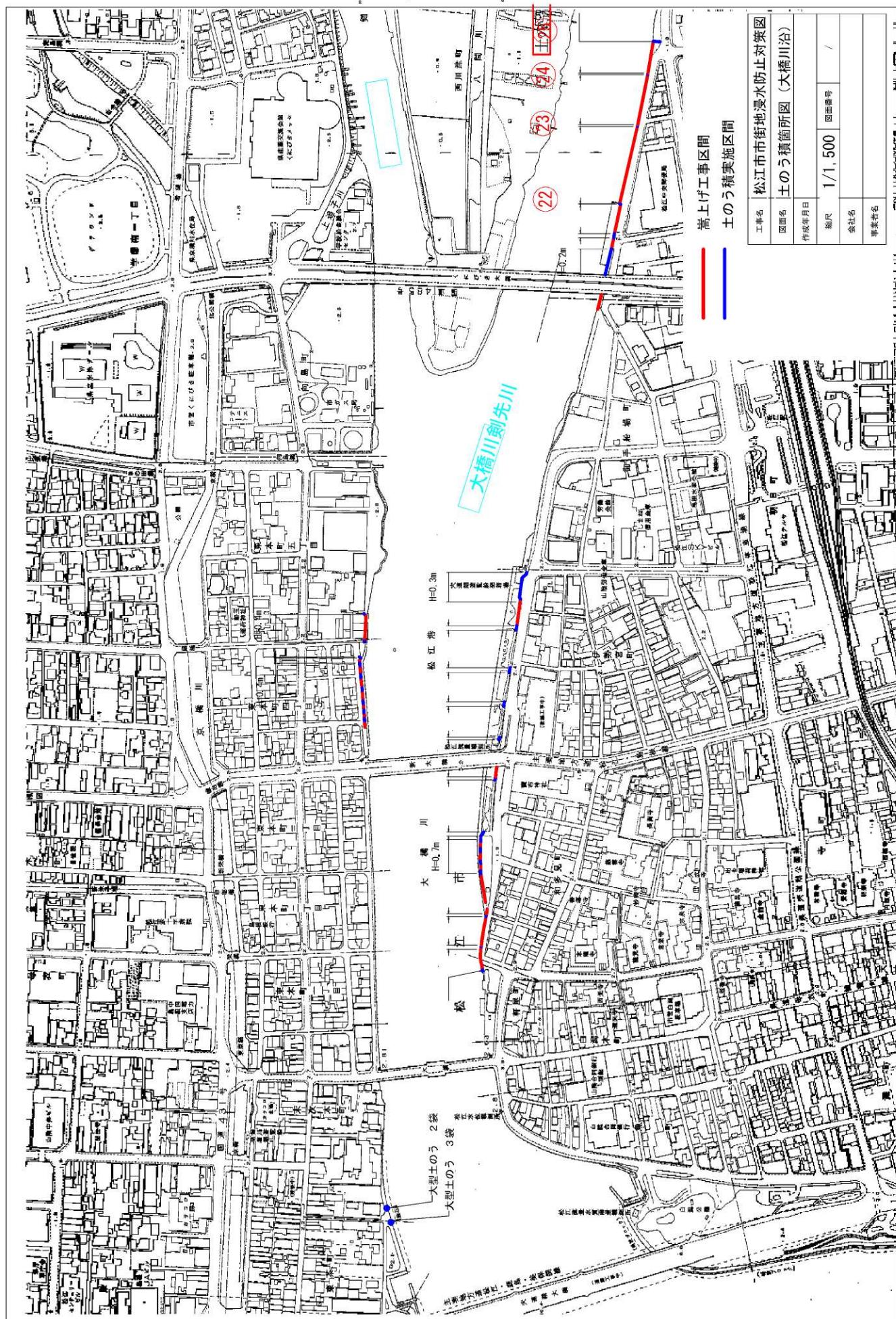
152

# 第7章

## 天神川【逆流防止施設】『実施済み』



## 資料8 土のう積箇所図（大橋川沿）



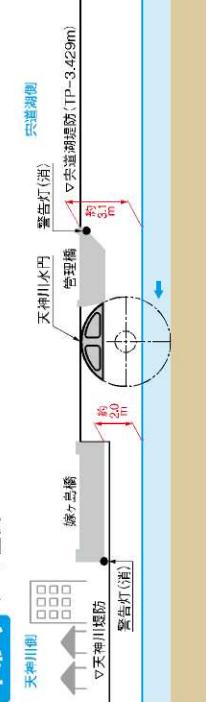
# 天神川水門

## 天神川水門の概要

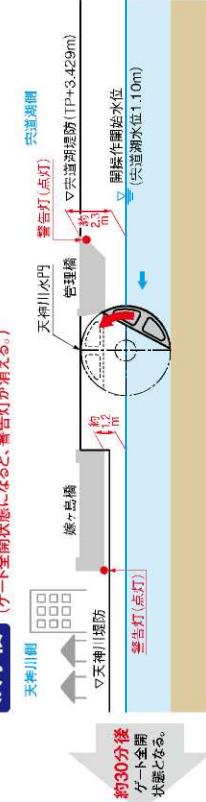
工事主体	・国土交通省
整備目的	・穴道湖から天神川への洪水流入防止
水門幅	・36.4m
ゲート形式	・ライジングセクタゲート
門数	・2門
ゲート幅	・16.4m
ゲート高さ	・3.5m

**天神川水門の効果**  
 豪雨で穴道湖水位が上昇すると、大量の水が天神川へ流入し、川からあふれ出した水や排水路を逆流し、周辺地域が広範囲にわたりて冠水することがあった。水門の完成により、洪水時の穴道湖からの流入を防ぐことができるようになりました。また、天神川の水位上昇が抑えられて、市街地に降った雨も流しやすくなりました。

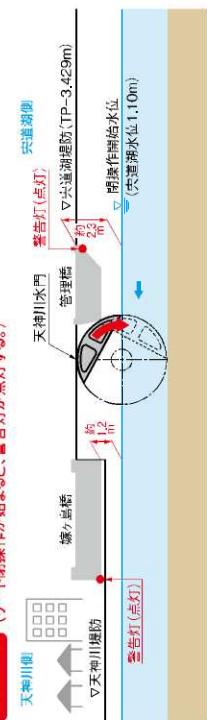
## 平常時 ゲート全開



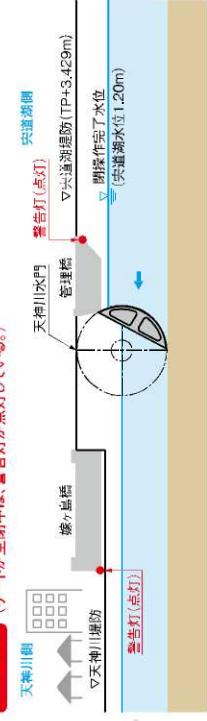
## 洪水時 ゲート全閉



## 穴道湖の水位が穴道湖堤防から約2.3mまで上ると、ゲートを閉め始める。



## 洪水後 ゲートを閉め始めてから約30分後、全閉する。



## 資料 10

### ○松江市水防協議会条例

平成 17 年 3 月 31 日

松江市条例第 24 号

(設置)

**第1条** 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、松江市水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(会長)

**第2条** 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(委員)

**第3条** 関係行政機関の職員である委員又は水防に関係のある団体の代表者である委員

(以下「行政機関等の委員」という。) に事故があるときは、その委員の当該職上の代理者がその委員を代理することができる。

2 委員の任期は、行政機関等の委員については当該職にある期間、その他の委員については 2 年とする。

3 水防管理者において特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においても解嘱することができる。

(会議)

**第4条** 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

**第5条** 協議会に幹事若干人を置き、会長が委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、協議会の庶務を処理する。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

**附 則** (平成 19 年 6 月 29 日松江市条例第 52 号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成 24 年 3 月 27 日松江市条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 11

### 松江市水防協議会運営要綱

(会長職務代理者)

第1条 松江市水防協議会条例第2条2項に定める職務代理者は、副市長とする。

(委員及び幹事の構成)

第2条 委員及び幹事の構成は、別表1のとおりとする。

(事務局)

第3条 水防協議会に事務局を置き、防災安全課においておこなう。

#### 附 則

この要綱は平成17年6月1日から施行する。

資料12

平成27年度松江市水防協議会 委員・幹事名簿

役職	機関名	職名	氏名	住所	電話
会長	松江市	市長	松浦正敬	松江市末次町 86	55-5101
委員	国土交通省出雲河川事務所	所長	舛田直樹	出雲市塩治有原町 5-1	0853-21-1850
委員	松江地方気象台	次長	須藤 賢一	松江市西津田七丁目1-11	21-3794
委員	松江警察署	警視正(署長)	新井 千尋	松江市袖師町5-10	28-0110
委員	松江県土整備事務所	所長	木次俊之	松江市東津田町1741-1	32-5720
委員	日本赤十字社島根県支部	事務局長	布野典男	松江市内中原町40	21-4237
委員	松江市消防団	団長	松浦嘉昭	松江市学園南一丁目17-3	31-9119
委員	松江市消防団	副団長	鍛治知之	松江市学園南一丁目17-3	31-9119
委員	松江市消防団	副団長	立原 稔	松江市学園南一丁目17-3	31-9119
委員	松江市	副市長	能海広明	松江市末次町 86	55-5102
委員	松江市	副市長	吉山治	松江市末次町 86	55-5103
委員	松江市	政策部長	星野芳伸	松江市末次町 86	55-5900
委員	松江市	総務部長	松浦俊彦	松江市末次町 86	55-5109
委員	松江市	防災安全部長	多久和正司	松江市末次町 86	55-5629
委員	松江市	産業観光部長	矢野正紀	松江市末次町 86	55-5211
委員	松江市	市民部長	田中哲也	松江市末次町 86	55-5645
委員	松江市	歴史まちづくり部長	安田憲司	松江市末次町 86	55-5391
委員	松江市	都市整備部長	小川真	松江市末次町 86	55-5371
委員	松江市消防本部	消防長	舟木宏	松江市学園南一丁目17-3	31-9119(101)
幹事	松江市	秘書広報課長	藤原雅輝	松江市末次町 86	55-5121
幹事	松江市	総務課長	船木忠	松江市末次町 86	55-5119
幹事	松江市	農林基盤整備課長	和田吉明	松江市末次町 86	55-5228
幹事	松江市	市民生活相談課長	仁井誠	松江市末次町 86	55-5128
幹事	松江市	都市政策課長	安達良三	松江市末次町 86	55-5372
幹事	松江市	建築指導課長	内田浩	松江市末次町 86	55-5923
幹事	松江市	管理課長	水研二	松江市末次町 86	55-5361
幹事	松江市	土木課長	金森達央	松江市末次町 86	55-5351
幹事	松江市	河川課長	井上貢	松江市末次町 86	55-5641
幹事	松江市消防本部	消防総務課長	松浦克幸	松江市学園南一丁目17-3	31-9119(110)
幹事	松江市消防本部	警防課長	小嶋光徳	松江市学園南一丁目17-3	32-9131(130)
事務局	松江市	防災安全課長	金村保正	松江市末次町 86	55-5146

第19号表 宍道湖水位到達情報	
発表者 国土交通省	出雲河川事務所
機関名	



## 宍道湖はん濫注意情報

平成25年04月01日 00時00分  
国土交通省 出雲河川事務所発表  
(第1号)

(主  
文)

宍道湖の松江水位観測所（松江市）では、1日 00時00分にはん濫注意水位  
(1.20 m) に達しました。

市町村長が発表する避難情報に注意するとともに、周囲の状況確認や避難準備をお願いします。

(参  
考)

松江水位観測所（松江市）

受け持ち区間：宍道湖  
左岸 左岸：宍道湖から大橋川下流端（宍道）まで  
右岸 右岸：宍道湖から大橋川下流端（宍道）まで

はん濫危険水位 (相当換算水位)	1.40 m	避難判断水位 (特別警戒水位) の設定過程において、設定したはん濫危険水位（危険水位）相当換算水位	1.40 m
避難判断水位	1.40 m	水防法第13条で規定される特別警戒水位	1.20 m
はん濫注意水位			

(参考資料)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覗いただけます。

川の防災情報	http://www.river.go.jp/	携帯電話から
川の防災情報	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

国土交通省 出雲河川事務所防災情報課 電話： 0853-20-1764 (内線) 281

第20号表 中海水位到達情報	
発表者 国土交通省	出雲河川事務所
機関名	



## 中海はん濫注意情報

平成25年04月01日 00時00分  
国土交通省 出雲河川事務所発表  
(第1号)

(主  
文)

中海の中海湖心水位観測所（松江市）では、1日 00時00分にはん濫注意水位  
(0.90 m) に達しました。

市町村長が発表する避難情報に注意するとともに、周囲の状況確認や避難準備をお願いします。

(参  
考)

中海湖心水位観測所（松江市）

受け持ち区間：中海  
左岸 左岸：中海から境水道下流端（日本海）まで  
右岸 右岸：中海から境水道下流端（日本海）まで

はん濫危険水位 (相当換算水位)	0.90 m	避難判断水位 (特別警戒水位) の設定過程において、設定したはん濫危険水位（危険水位）相当換算水位	0.90 m
避難判断水位	0.90 m	水防法第13条で規定される特別警戒水位	0.90 m
はん濫注意水位			

(参考資料)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覗いただけます。	パンコンから	携帯電話から
川の防災情報	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先  
国土交通省 出雲河川事務所防災情報課 電話： 0853-20-1764 (内線) 281

資料13

資料14

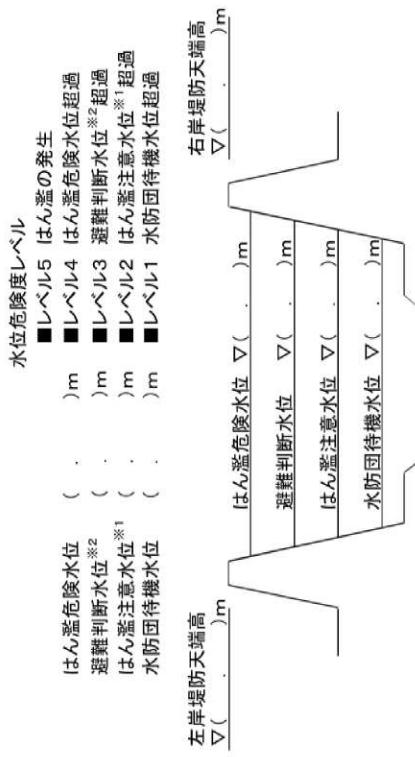
川 はん濫注意水位に到達

【主文】  
( )川は、( )時( )分に、( )市( )の( )水位  
観測所で、はん濫注意水位<sup>※1</sup>( )mに達し、水位危険度レベル2に移行  
しました。

( )水位観測所では、( )時( )分までの1時間に約( )m水位が上昇しました。  
また、( )水位観測所の水位が、あと( )m上昇すると、避難勧告の目安のひとつとなる避難判断水位※2に達し水位危険度レベル3に移行します。

今後のお問い合わせについても注意してください。

卷之三



※1. 本文中の「監視水位」は水防法第17条で規定される警戒水位と同義。  
※2. 本文中の「選別判断水位」は水防法第13条で規定される特別警戒水位と同義。  
※3. 本文中の「受け持ち区間」は当該水位観測所の水位を代表値として危険度を  
判断できる区間

( ) 水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。  
インターネットホームページ  
携帯端末ホームページ  
<http://www.bousai-shimane.jp/suruysuu/sosim0101g.html>  
<http://i.river.go.jp/>

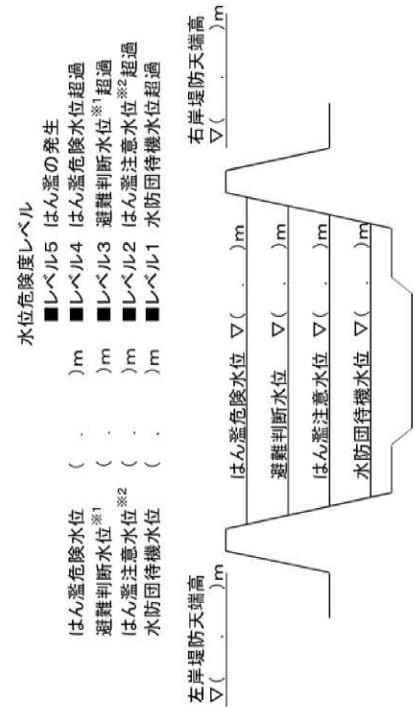
14

【主文】  
( )川は、( )時( )分に、( )市( )の( )水位  
観測所で、はん濫注意水位<sup>※1</sup>( )mに達し、水位危険度レベル2に移行  
しました。

( )水位観測所では、( )時( )分までの1時間に約( )m水位が上昇しました。  
また、( )水位観測所の水位が、あと( )m上昇すると、避難勧告の目安のひとつとなる避難判断水位※2に達し水位危険度レベル3に移行します。

今後のお問い合わせについても注意してください。

卷之三



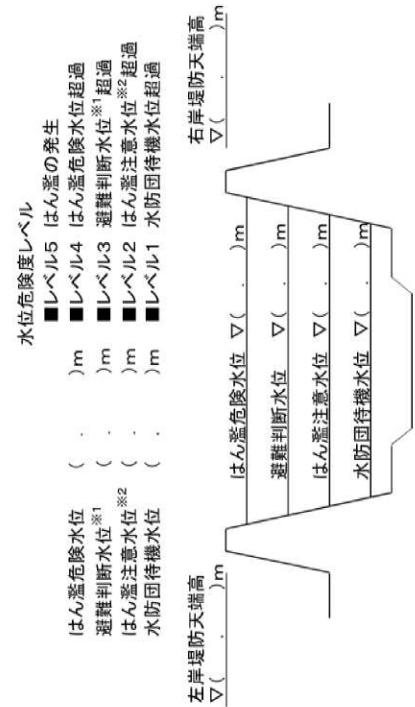
( )川 避難判断水位に到達  
【主文】

【主文】  
( )川は、( )時( )分に、( )市( )の( )水位  
観測所で、はん濫注意水位<sup>※1</sup>( )mに達し、水位危険度レベル2に移行  
しました。

( )水位観測所では、( )時( )分までの1時間に約( )m水位が上昇しました。  
また、( )水位観測所の水位が、あと( )m上昇すると、避難勧告の目安のひとつとなる避難判断水位※2に達し水位危険度レベル3に移行します。

今後

卷之三



- ※1.本文中の避難判断水位は水防法第13条で規定される特別警戒水位と同義
- ※2.本文中のはん延注意水位は水防法第17条で規定される警戒水位と同義
- ※3.本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

( ) 水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。  
インターネットホームページ  
<http://www.bousai-shimane.jp/urousuiiii.pc/ssim0101.htm>  
携帯端末ホームページ  
<http://liven.zn.jp/>

問い合わせ先  
島根県 県土整備事務所  
TEI ( )

## （ ）川 (はん濫)危険情報

## 水位到達情報

平成 年 月 日

島根県

国土整備事務所

（ ）川 はん濫危険水位に到達 はん濫のおそれあり

（ ）川は、（ ）時（ ）分に、（ ）市（ ）の（ ）水位観測所で、はん濫危険水位（ ）mに達し、水位危険度レベル4に移行しました。

（ ）水位観測所では、（ ）時（ ）分までの1時間に約（ ）m水位が上昇しました。（ ）水位観測所の受け持ち区間では、はん濫発生のおそれがあります。市町村長が參する避難情報に注意するとともに、周囲の状況の確認や避難の準備をお願いします。

【参考】

（ ）川（ ）水位観測所（ ）市（ ）受け持ち区間※3は、（ ）市（ ）～（ ）町（ ）

## 水位危険度レベル

■レベル5 はん濫の発生  
■レベル4 はん濫危険水位超過  
■レベル3 避難判断水位※1 超過  
■レベル2 はん濫注意水位※2 超過  
■レベル1 水防回待機水位超過

左岸堤防天端高  
▽（ ）m

避難判断水位 ▽（ ）m  
はん濫注意水位 ▽（ ）m  
水防回待機水位 ▽（ ）m

※1:本文中の避難判断水位は水防法第13条で規定される特別警戒水位と同義  
※2:本文中のはん濫注意水位は水防法第17条で規定される警戒水位と同義  
※3:本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

（ ）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。  
インターネットホームページ  
携帯端末ホームページ  
問い合わせ先 島根県 県土整備事務所  
TEL（ ）-

http://www.bousai-shimane.jp/yukousuji/pc/ssm0101k.html  
http://www.bousai-shimane.jp/yukousuji/pc/ssm0101k.htm  
http://iriver.go.jp/

## （ ）川 (はん濫)危険情報

## 水位到達情報

平成 年 月 日

島根県

国土整備事務所

（ ）川 はん濫危険水位を下回る

【主文】

（ ）川は、（ ）時（ ）分に、（ ）市（ ）の（ ）水位観測所で、はん濫危険水位（ ）mを下回り、水位危険度レベル3に移行しました。

（ ）水位観測所では、（ ）時（ ）分までの1時間に約（ ）m水位が低下していますが、（ ）市（ ）では今後も引き続き十分な注意をしてください。

【参考】

（ ）川（ ）水位観測所（ ）市（ ）受け持ち区間※3は、（ ）市（ ）～（ ）町（ ）

## 水位危険度レベル

■レベル5 はん濫の発生  
■レベル4 はん濫危険水位超過  
■レベル3 避難判断水位※1 超過  
■レベル2 はん濫注意水位※2 超過  
■レベル1 水防回待機水位超過

右岸堤防天端高  
▽（ ）m

避難判断水位 ▽（ ）m  
はん濫注意水位 ▽（ ）m  
水防回待機水位 ▽（ ）m

※1:本文中の避難判断水位は水防法第13条で規定される特別警戒水位と同義  
※2:本文中のはん濫注意水位は水防法第17条で規定される警戒水位と同義  
※3:本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

（ ）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。  
インターネットホームページ  
携帯端末ホームページ  
問い合わせ先 島根県 県土整備事務所  
TEL（ ）-

http://www.bousai-shimane.jp/yukousuji/pc/ssm0101k.html  
http://www.bousai-shimane.jp/yukousuji/pc/ssm0101k.htm  
http://iriver.go.jp/

## (　　)川 (　　)川 (はん溢注意)情報

水位情報 年 月 日  
平成 時 分発表  
島根県 県土整備事務所

## (　　)川 避難判断水位を下回る

## 【本文】

(　　)川は、(　　)時(　　)分に、(　　)市(　　)の(　　)水位  
観測所で、避難判断水位※1(　　)mを下回り、水位危険度レベル2に移行  
しました。

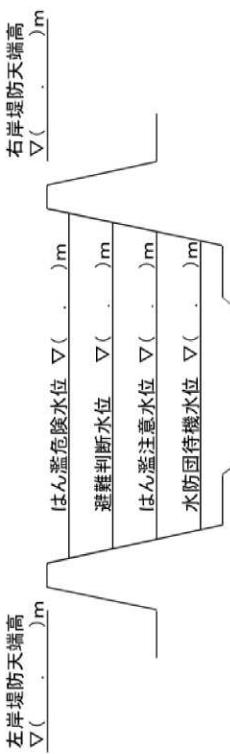
(　　)水位観測所では、(　　)時(　　)分までの1時間に約(　　)m水位が  
低下していますが、

(　　)市(　　)では今後も引き続き十分な注意をしてください。

## 【参考】

(　　)川(　　)水位観測所(　　)市(　　)  
受け持ち区間※3は、(　　)市(　　)～(　　)町(　　)

水位危険度レベル  
計画高水位 (　　)m ■レベル5 (はん溢の発生)  
はん溢危険水位 (　　)m ■レベル4 (はん溢危険水位超過)  
避難判断水位※1 (　　)m ■レベル3 (避難判断水位※2超過)  
はん溢注意水位※2 (　　)m ■レベル2 (はん溢注意水位※1超過)  
水防団待機水位 (　　)m ■レベル1 (水防団待機水位超過)



※1: 本文中の「はん溢注意水位」は水防法第13条で規定される特別警戒水位と同義  
※2: 本文中の「避難判断水位」は水防法第13条で規定される特別警戒水位と同義  
※3: 本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を  
判断できる区間

(　　)水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。  
インターネットホームページ  
携帯端末ホームページ  
問い合わせ先

<http://www.bousai-shimane.jp/eirosai/oc/sisim0101e.htm>  
<http://iriver.eo.jp/>  
島根県 県土整備事務所  
TEL (　　) -

## (　　)川 (　　)川 (はん溢注意)情報解除

水位情報 年 月 日  
平成 時 分発表  
島根県 県土整備事務所

## (　　)川 はん溢注意水位を下回る

## 【本文】

(　　)川は、(　　)時(　　)分に、(　　)市(　　)の(　　)水位  
観測所で、「はん溢注意水位※1(　　)mを下回り、水位危険度レベル1に移行  
しました。

(　　)水位観測所では、(　　)時(　　)分までの1時間に約(　　)m水位が  
低下しており、

(　　)市(　　)では、(はん溢の危険はなくなつたものと思われます。

## 【参考】

(　　)川(　　)水位観測所(　　)市(　　)  
受け持ち区間※3は、(　　)市(　　)～(　　)町(　　)

水位危険度レベル  
はん溢危険水位 (　　)m ■レベル5 (はん溢の発生)  
避難判断水位※2 (　　)m ■レベル4 (はん溢危険水位超過)  
はん溢注意水位※1 (　　)m ■レベル3 (避難判断水位※2超過)  
水防団待機水位 (　　)m ■レベル2 (はん溢注意水位※1超過)  
水防団待機水位 (　　)m ■レベル1 (水防団待機水位超過)



※1: 本文中の「はん溢注意水位」は水防法第17条で規定される特別警戒水位と同義  
※2: 本文中の「避難判断水位」は水防法第13条で規定される特別警戒水位と同義  
※3: 本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を  
判断できる区間

(　　)水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。  
インターネットホームページ  
携帯端末ホームページ  
問い合わせ先

<http://www.bousai-shimane.jp/eirosai/oc/sisim0101e.htm>  
<http://iriver.eo.jp/>  
島根県 県土整備事務所  
TEL (　　) -

## 資料16

### 第35号表 水防活動報告様式

市町村名

水防活動実施報告書

平成 年 月  
作成責任者

出水の概況	川 水位 m (はん濫注意水位 m) 雨量 mm							
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右							
日時	月 日 時 ~ 月 日 時							
出動	消防職員	水防団員	その他		合計			
人員	人	人	人		人			
水作業の概況及び工法	箇所 工法							
水防の結果	堤防	田	畠	家	鉄道	道路	人口	他
	効果	m	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m	m	人
	被害	m	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m	m	人
使用資器材	土のう袋				居住者の出動状況			
	むしろ							
	なわ							
	丸太				水関係者防死傷			
	その他							
						雨水状況	水位	量の

その他特記事項

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。